

令和6年能登半島地震対策検証報告書

～発災後概ね3か月における石川県の初動対応の検証～

令和6年能登半島地震対策検証委員会

はじめに

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震は、最大震度7を観測し、死者 605 名（うち災害関連死 377 名、いずれの数値も令和7年6月 30 日時点）、住家被害 11 万棟以上、避難者は最大3万4千名に上り、石川県政史上未曾有の大災害となりました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

地震発生以降、国、県、市町、民間団体等におかれては、懸命に災害対応に当たられましたが、過去に類を見ない規模の地震であったことに加えて、能登半島特有の地理的制約や、過疎地域であり高齢化率が高いという社会的制約、また、元日の夕方という時期的制約も重なり、救急救助活動、生活支援、ライフラインの復旧は困難を極めました。一方で、各関係者が試行錯誤して対応した中には多くの課題があり、災害対応力を向上させるためには、この課題に真摯に向き合い、今後発生する可能性のある災害に備えて改善する姿勢が欠かせません。そこで、石川県が実施した発災から概ね3か月の初動対応における教訓や課題等を抽出し、防災体制の強化につなげるため、令和6年能登半島地震対策検証委員会が令和6年 10 月に設置されました。

本検証を石川県のみならず、全国の今後の防災対策の向上につなげるため、①『課題の積極的な洗い出し』、②『災害対応業務を体系化し、今後の災害対応へ活用』、③『県職員に限定せず、多様な関係者からの意見を反映』の3点を検証の基本方針としました。県職員へのアンケート調査やヒアリング調査、外部機関へのアンケート調査を通じて得られた課題を整理し、5つの大分類と 53 の検証項目を設定した上で、各委員から建設的な意見をいただきつつ、県民からの意見、市町からの意見、県議会での議論を踏まえ、内容の深掘りを進めてまいりました。

本検証は、多くの関係者のご協力の下で、洗い出された多くの課題と、それに対する改善の方向性について取りまとめたものです。加えて、県単独では対応できない国・市町と連携して今後取り組むべき課題や、検証を進める過程で収集した県職員アンケート、県幹部職員や国・市町職員へのインタビュー等を資料編に盛り込んでおり、全国の防災に関わる機関の皆様におかれましては、広く共有いただき、災害対応力の向上に役立てていただきますことを、心から期待申し上げます。

令和6年能登半島地震対策検証委員会

令和6年能登半島地震対策検証委員名簿

氏 名	所 属
宮島 昌克	金沢大学名誉教授(委員長)
青木 賢人	金沢大学准教授
臼田 裕一郎	防災科学技術研究所総合防災情報センター長
宇田川 真之	防災科学技術研究所災害過程研究部門特別研究員
浦野 愛	NPO 法人レスキューストックヤード常務理事
阪本 真由美	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授
重川 希志依	常葉大学名誉教授
菅野 拓	大阪公立大学准教授
福和 伸夫	名古屋大学名誉教授
中山 由紀夫	輪島市副市長
金田 直之	珠洲市副市長

計 11 人(敬称略、委員長以外五十音順)

目次

第1章	令和6年能登半島地震の概要	1
1.	地震の発生	1
2.	津波の概要	3
3.	火災・液状化・土砂災害・隆起の発生	5
4.	人的被害	8
5.	住家被害・非住家被害	9
6.	避難所の開設	11
7.	ライフラインの被害	13
	(1) 電気	13
	(2) 上水道・下水道	14
	(3) 通信	17
	(4) ガス	18
	(5) 道路	19
	(6) 公共交通(鉄道・航空)	20
8.	孤立集落の発生	21
9.	能登半島地震で考慮すべき制約	23
	(1) 地理的制約	23
	(2) 社会的制約	23
	(3) 時期的制約	24
第2章	検証の考え方・検証方針	25
1.	検証の考え方	25
2.	検証方法(進め方)	25
	(1) 基礎調査・課題の洗い出し	26
	(2) 調査結果の整理・分析	26
	(3) 検証結果中間案の公表・意見募集等	27
	(4) 検証委員会による議論	28
第3章	検証項目ごとの検証結果	29

第4章	検証の概要	96
1.	県組織の災害対応体制	96
2.	県の受援・応援体制	100
	(1) 県の受援体制	100
	(2) 被災市町への支援	102
	(3) 救急救助活動、実動機関との連携	104
	(4) 民間支援団体との連携	106
3.	1.5 次・2次避難(広域避難)対応	108
	(1) 孤立(要支援)集落対応	108
	(2) 1.5 次・2次避難(広域避難)対応	110
4.	被災者支援	113
	(1) 避難所の生活環境	113
	(2) 被災者支援の取組	117
5.	災害広報・情報発信	120
6.	デジタル技術の活用	122
7.	県民の防災意識、自助・共助意識の醸成	125

第1章 令和6年能登半島地震の概要

1. 地震の発生

令和6年1月1日 16 時 10 分、石川県能登地方の深さ 16km を震源とする、令和6年能登半島地震が発生した(以下、「能登半島地震」と称する)。

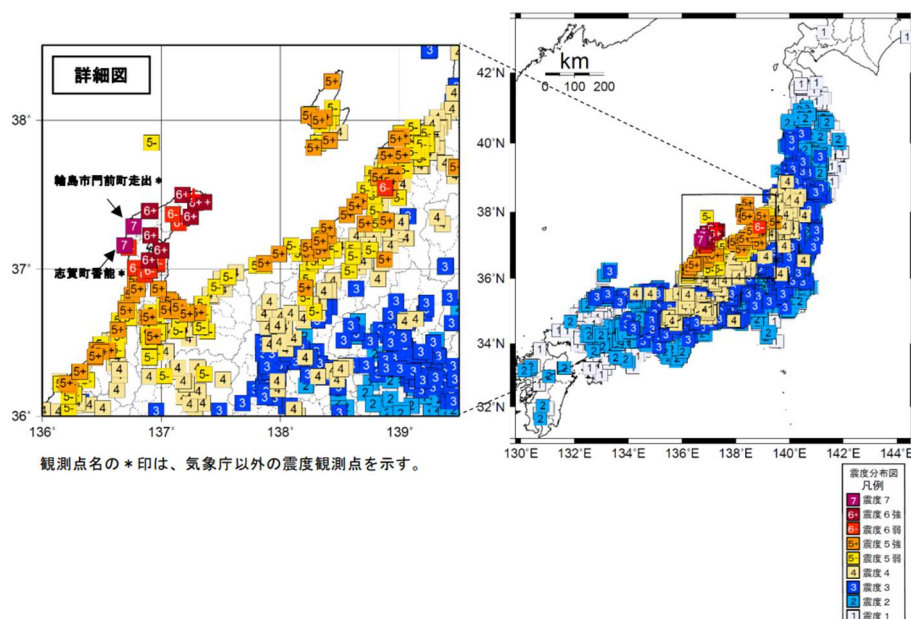
地震の規模を示すマグニチュードは 7.6、輪島市・志賀町で最大震度7を観測した。また、北陸地方を中心に北海道から九州地方にかけて全国の広い範囲で震度6強～1の揺れが観測された。

表 1-1 能登半島地震の概要

発生日時		令和6年1月1日 16:10
震源地		石川県能登地方(北緯37度29.7分、東経137度16.2分)
マグニチュード		マグニチュード 7.6
震源の深さ		16km
石川県内の震度	震度7	輪島市、志賀町
	震度6強	七尾市、珠洲市、穴水町、能登町
	震度6弱	中能登町
	震度5強	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町
	震度5弱	白山市、津幡町、内灘町
	震度4	野々市市、川北町

出所) 気象庁「令和6年(2024 年) 1月1日 16 時 10 分 石川県能登地方の地震」、
https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/kyoshin/jishin/2401011610_noto/index.html
石川県「第54回災害対策本部員会議」、<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/documents/0821siryou2.pdf>

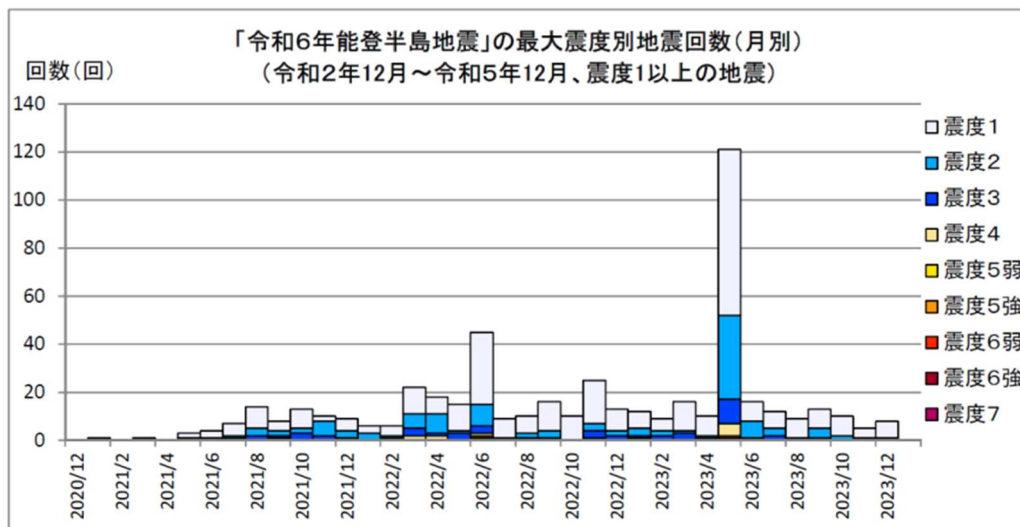
図 1-1 能登半島地震の震度分布図



出所) 地震調査研究推進本部 地震調査委員会「令和6年能登半島地震の評価」、2024 年2月9日、
https://www.static.jishin.go.jp/resource/monthly/2024/20240101_noto_3.pdf

能登地方では、平成 19 年にも大きな地震があった。令和 2 年 12 月から地震活動が活発になっており、令和 2 年 12 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までに、震度 1 以上を観測する地震が 506 回発生していた。また、令和 5 年 5 月 5 日には、珠洲市で震度 6 強を観測した令和 5 年奥能登地震で、人的被害(死者 1 名、負傷者 47 名)や建物被害(全半壊 292 棟、一部損壊 1,125 棟)が発生していた¹。

図 1-2 令和 2 年 12 月以降 震度 1 以上の月別地震回数グラフ



出所) 地震調査研究推進本部 地震調査委員会「令和 6 年能登半島地震の評価」、2024 年 2 月 9 日、
https://www.static.jishin.go.jp/resource/monthly/2024/20240101_noto_3.pdf

表 1-2 平成 19 年能登半島地震と令和 6 年能登半島地震の比較

		平成 19 年能登半島地震	令和 6 年能登半島地震
発生日時		平成 19 年 3 月 25 日 9 時 42 分	令和 6 年 1 月 1 日 16:10
震源地		石川県能登地方(北緯 37 度 13 分、東経 136 度 41 分)	石川県能登地方(北緯 37 度 29.7 分、東経 137 度 16.2 分)
マグニチュード		マグニチュード 6.9	マグニチュード 7.6
震源の深さ		11km	16km
石川県内の震度	震度 7		輪島市、志賀町
	震度 6 強	七尾市、輪島市、穴水町	七尾市、珠洲市、穴水町、能登町
	震度 6 弱	志賀町、中能登町、能登町	中能登町
	震度 5 強	珠洲市	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町
	震度 5 弱	羽咋市、かほく市、宝達志水町	白山市、津幡町、内灘町
	震度 4	金沢市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町	野々市市、川北町

¹ 石川県「令和 5 年奥能登地震による被害等の状況について(第 55 報)」、
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/documents/202306261300higaihou.pdf>

2. 津波の概要

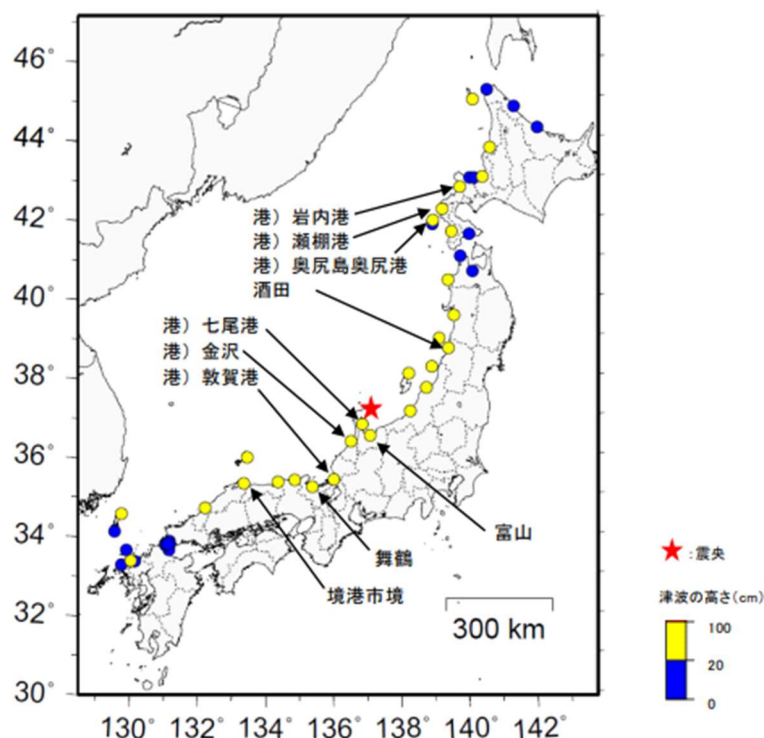
能登半島地震の発生に伴い、石川県能登に対して大津波警報が、山形県から兵庫県北部までの日本海沿岸に対して津波警報が発表された。北海道から九州地方にかけての日本海沿岸を中心に津波を観測したほか、現地調査により石川県珠洲市や能登町で4m以上の高さの津波が確認された。

表 1-3 石川県における津波警報等発表状況

1月1日 16時10分	地震発生
16時12分	津波警報 発表（石川県加賀、石川県能登）
16時22分	大津波警報に切り替え（石川県能登）
20時30分	津波警報に切り替え（石川県能登）
1月2日 01時15分	津波注意報に切り替え（石川県加賀、石川県能登）
10時00分	津波注意報解除（石川県加賀、石川県能登）

出所) 石川県「第54回災害対策本部員会議」、<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/documents/0821siryou2.pdf>

図 1-3 津波を観測した地点



出所) 地震調査研究推進本部 地震調査委員会「令和6年能登半島地震の評価」、2024年2月9日、https://www.static.jishin.go.jp/resource/monthly/2024/20240101_noto_3.pdf

図 1-4 津波被害(左:珠洲市、右:能登町)



出所) 石川県「令和6年度能登半島地震アーカイブ 震災の記憶 復興の記録」、
(左) https://noto-archive.pref.ishikawa.lg.jp/sae/item/R06_012_002_00043
(右) https://noto-archive.pref.ishikawa.lg.jp/sae/item/R06_012_002_00063

3. 火災・液状化・土砂災害・隆起の発生

石川県内では11件の火災が発生した。特に、輪島市の朝市通り周辺での火災は、国土交通省の報告書²によると焼失面積区域は約49,000m²、焼損棟数は約240棟と見込まれる大規模なものであり、観光地であり輪島塗の工房が軒を連ねた地域で甚大な被害が発生した。また火災の鎮圧まで15時間程度、鎮火までは5日程度と対応にも時間を要した。

表 1-4 石川県内における火災の発生件数(住家及び重要施設)

市町村名	件数
金沢市	3
七尾市	2
輪島市	4
珠洲市	1
能登町	1

出所) 消防庁「令和6年能登半島地震による被害及び消防機関等の対応状況(第83報)」、2024年3月12日、
<https://www.fdma.go.jp/disaster/info/items/20240101notohanntoujishinn83.pdf>

図 1-5 輪島市の朝市通り周辺の火災の様子



出所) 石川県「令和6年度能登半島地震アーカイブ 震災の記憶 復興の記録」、
(左) https://noto-archive.pref.ishikawa.lg.jp/sae/item/R06_012_002_00023
(右) https://noto-archive.pref.ishikawa.lg.jp/sae/item/R06_012_002_00020

² 国土交通省「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」、2024年7月、p1、
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001753349.pdf>

液状化の被害が広範囲で発生した。石川県内での液状化による宅地被害は、国土交通省の報告³によるとおよそ 3,500 件(令和6年2月 28 日時点)にのぼり、道路や水道・ガス等ライフラインの復旧にも影響を及ぼした。

図 1-6 内灘町の液状化の様子



出所) 石川県「令和6年度能登半島地震アーカイブ 震災の記憶 復興の記録」、
(左) https://noto-archive.pref.ishikawa.lg.jp/sae/item/R06_115_001_00009
(右) https://noto-archive.pref.ishikawa.lg.jp/sae/item/R06_115_002_00021

土砂災害は石川県内で 424 件発生し⁴、これに伴う人的被害・人家被害も多く発生した。道路の閉塞による通行止めが起こったほか、河道閉塞等により降雨による二次災害が危惧される箇所もあり、緊急的な土砂災害対策等も合わせて行われた。

図 1-7 輪島市での土砂災害現場活動の様子



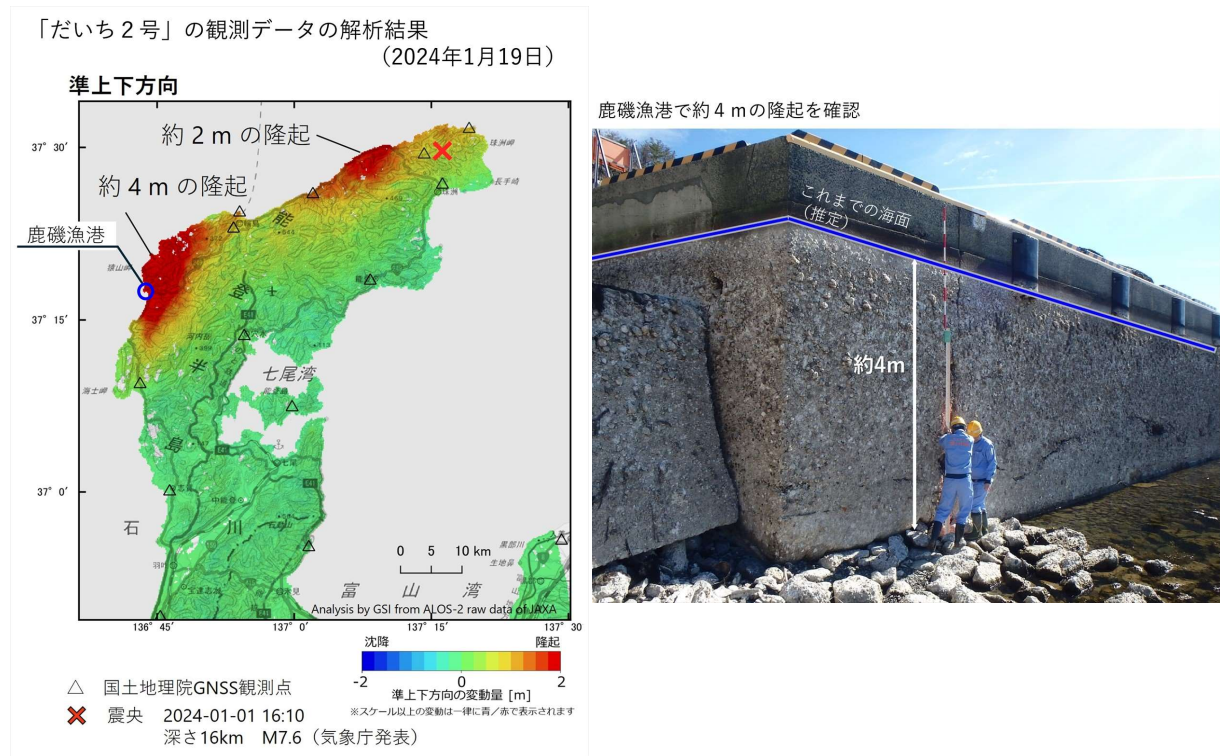
出所) 石川県「令和6年度能登半島地震アーカイブ 震災の記憶 復興の記録」、
https://noto-archive.pref.ishikawa.lg.jp/sae/item/R06_006_001_00004

³ 内閣府(防災担当)「令和6年能登半島地震における災害の特徴」、令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ(第1回) 資料2, P16、2024 年 6 月 26 日、
https://www.bousai.go.jp/jishin/noto/taisaku_wg_02/pdf/siryo2.pdf

⁴ 国土交通省「令和6年能登半島地震(最大震度7)による土砂災害発生状況」、2025 年 1 月 28 日、
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/content/001860634.pdf>

今回の地震では、外浦と呼ばれる珠洲市や輪島市の海岸を中心に、大規模な隆起が起きたことが大きな特徴の一つである。珠洲市では最大約2m、輪島市では最大約4m の海岸隆起が発生し、数多くの漁船が座礁したほか、いくつかの漁港では壊滅的な被害が生じた。一方、内浦と呼ばれる珠洲市南東部から七尾市までの沿岸部の一部では、地盤が沈下したことから、津波被害が拡大した。

図 1-8 地殻変動の状況



出所) 国土地理院「令和6年(2024年)能登半島地震に関する情報」(左図・・・解析:国土地理院 原初データ所有:JAXA)、
https://www.gsi.go.jp/BOUSAI/20240101_noto_earthquake.html#8-2

図 1-9 輪島市の海底隆起の様子



出所) 石川県「令和6年度能登半島地震アーカイブ 震災の記憶 復興の記録」、
(左) https://noto-archive.pref.ishikawa.lg.jp/sae/item/R06_018_001_00006
(右) https://noto-archive.pref.ishikawa.lg.jp/sae/item/R06_018_001_00007

4. 人的被害

能登半島地震は、石川県に甚大な被害をもたらした。人的被害は、令和7年6月30日時点で、死者が605人、重軽傷者が1,270人に及んでいる。

警察庁情報(令和6年3月31日現在。石川県が発表した死者(災害関連死を除く。))のうち、警察が取り扱った228人を対象としたもの。)によると、死因の約4割が「圧死」、約2割が「窒息・呼吸不全」で、多くの人が倒壊した建物の下敷きとなったとみられる。寒さが影響して亡くなった「低体温症・凍死」は1割強であった。

また、死者のうち「災害関連死」⁵は377人に上っており、災害による直接死より多くなっている。今後の「災害関連死」に関する認定により、死者はさらに増加する可能性がある。

表 1-5 石川県における人的被害(令和7年6月30日現在)

市町名	人的被害(人)					小計
	死者	うち災害関連死※	行方不明者	負傷者		
				重傷	軽傷	
金沢市	1	1			9	10
七尾市	58	53		34	3	95
小松市	1	1		1	1	3
輪島市	216	115	2	213	303	734
珠洲市	173	76		47	202	422
加賀市						
羽咋市	5	4			7	12
かほく市						
白山市	1	1			2	3
能美市				1		1
野々市市					1	1
川北町						
津幡町				2		2
内灘町	6	6		6		12
志賀町	21	19		19	97	137
宝達志水町						
中能登町	3	3		5	1	9
穴水町	51	31		33	225	309
能登町	69	67		33	25	127
計	605	377	2	394	876	1,877

出所) 石川県「令和6年能登半島地震による人的・建物被害の状況について(第208報 令和7年6月30日14時00分現在)」、
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/documents/higaihou_204.pdf

⁵ 災害関連死: 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの

5. 住家被害・非住家被害

今回の地震により、石川県全体では、令和7年6月30日時点で、全壊 6,161 軒、半壊 18,703 軒、一部損壊 91,407 軒、床上浸水6軒、床下浸水5軒と、合わせて 116,282 軒の住家被害が生じた。加えて、公共建物で 443 軒、その他建物で 38,008 軒の非住家被害(半壊以上)も発生した。

表 1-6 石川県における住家被害、非住家被害(令和7年6月30日現在)

市町名	住家被害(棟)						非住家被害(棟)	
	全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	小計	公共 建物	その他
金沢市	32	253	20,380			20,665		195
七尾市	538	5,082	11,478			17,098	14	5,526
小松市	1	80	11,529			11,610		
輪島市	2312	3,966	4,334			10,612	199	11,709
珠洲市	1756	2,104	1,745			5,605	71	6,627
加賀市	14	54	7,121			7,189		
羽咋市	62	487	3,439			3,988	61	563
かほく市	9	247	3,303			3,559		237
白山市			1,757			1,757		
能美市	1	13	3,137			3,151	9	
野々市市			1,522			1,522		
川北町			69			69		
津幡町	9	83	3,511			3,603		44
内灘町	124	565	2,337			3,026	29	665
志賀町	562	2,470	4,419	6	5	7,462	6	3,982
宝達志水町	12	79	1,790			1,881		167
中能登町	56	909	3,377			4,342	1	1,648
穴水町	387	1,289	1,647			3,323	28	2,475
能登町	286	1,022	4,512			5,820	25	4,170
計	6,161	18,703	91,407	6	5	116,282	443	38,008

出所)石川県「令和6年能登半島地震による人的・建物被害の状況について(第208報 令和7年6月30日14時00分現在)」、
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/documents/higaihou_203_1400.pdf

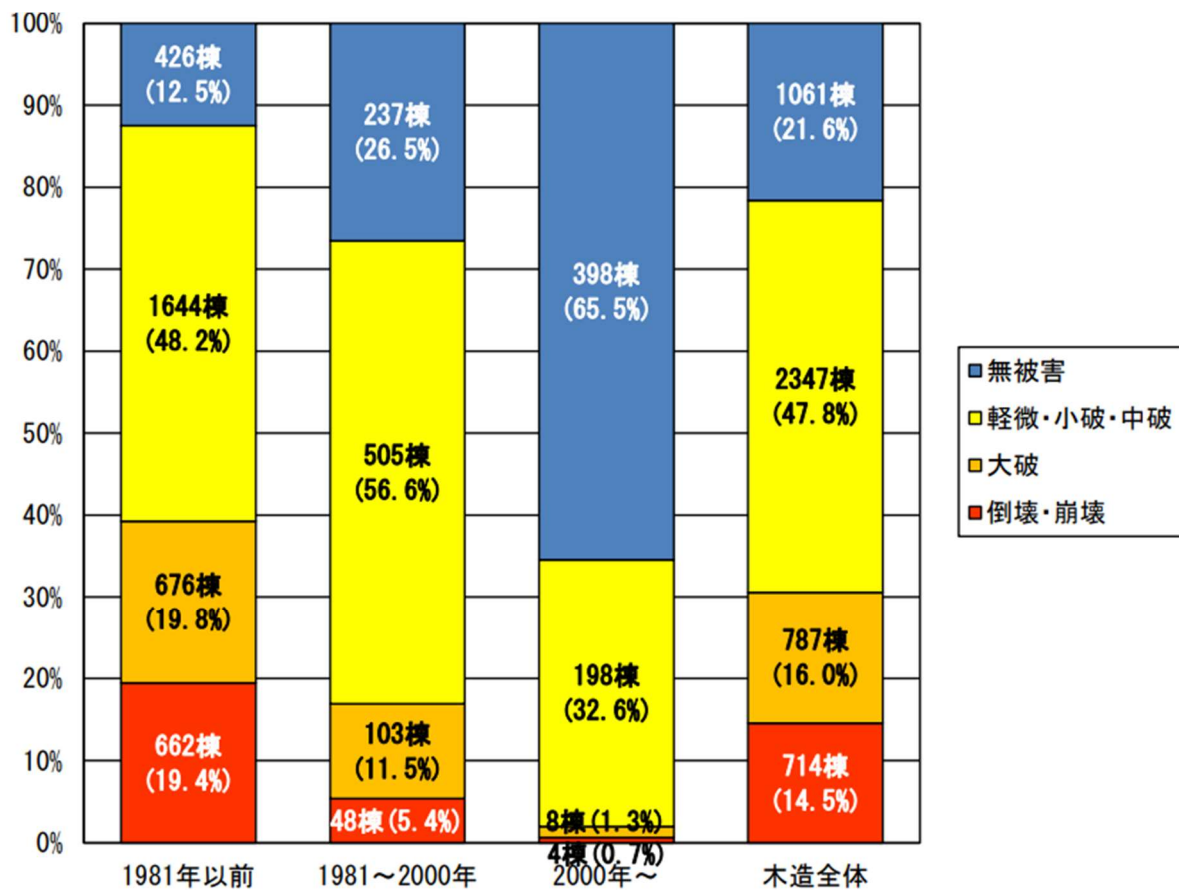
能登地域では、今回の地震以前から耐震化の向上が課題となっており、住宅の耐震化率が県全体で82%(2018年時点)であった一方、能登半島の市町では50%程度に留まっていた。発災後に実施された国土技術政策総合研究所の調査によれば、木造建築のうち今回の能登半島地震における建物倒壊・崩壊の割合について、建築時期が昭和56年(1981年)以前(新耐震基準施行以前)の建物で19.4%、昭和56年～平成12年(2000年)の建物で5.4%、平成12年以降の建物で0.7%と、新耐震基準が施行された昭和56年以前の建築物の倒壊・崩壊の割合が最も高かった。

表 1-7 石川県および各市町の耐震化率の状況

	石川県	七尾市	輪島市	珠洲市	志賀町	穴水町	能登町
住宅の耐震化率	82.0%	61.0%	46.1%	51.0%	50.0%	48.0%	53.0%

※公表年度は市町によって異なる。

図 1-10 木造の建築時期別の被害状況



出所) 国土交通省国土技術政策総合研究所「令和6年能登半島地震建築物被害調査等報告(速報)」、
<https://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn1296pdf/ks1296.pdf>

6. 避難所の開設

今回の能登半島地震では、指定避難所・福祉避難所に加え、自主避難所が多く設けられた。また、被災地からの広域避難先として、1.5 次避難所・2次避難所も開設され、県内外にて多くの被災者が避難生活を送ることとなった。

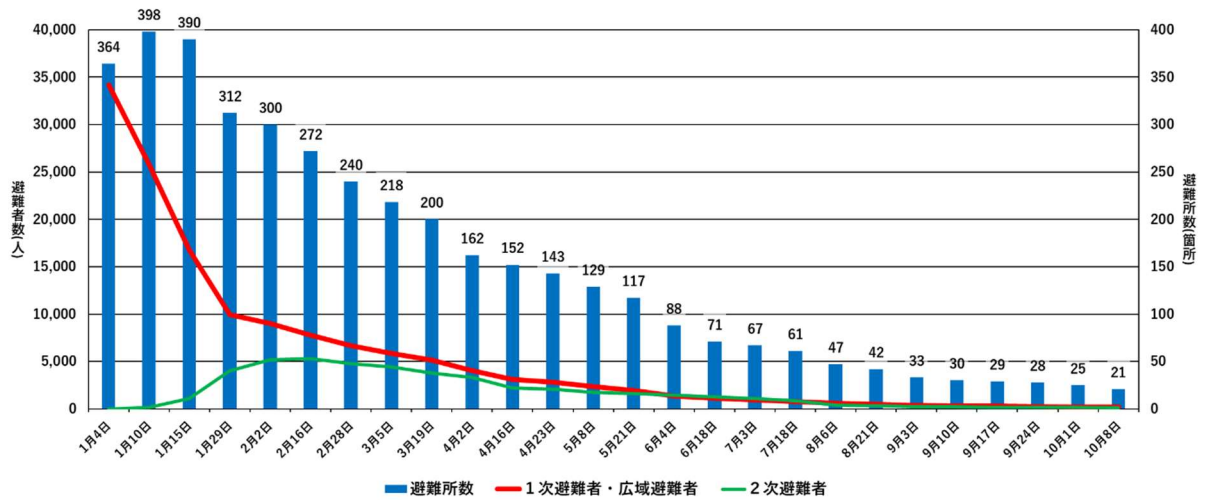
発災後、石川県内の市町が体育館や公共施設等に指定避難所を開設した。令和6年1月4日で避難所での避難者数は 34,173 名をピークとして減少していったものの、発災後約1か月の1月 30 日時点で 9,752 名存在するなど、長期にわたる避難所での避難生活を余儀なくされた。全ての避難所が閉鎖されたのは、能登半島地震発災から1年3か月後の令和7年3月 31 日であった。

また、災害時に支援が必要な高齢者や障害のある人等が避難する場所として、あらかじめ指定又は協定を締結していた施設にて福祉避難所が開設された。開設数は最大で 27 箇所に上った。

一方、今回の能登半島地震では、市町が開設する指定避難所以外に、自宅近くの公民館・集会所や農業用のビニールハウス等を活用して、被災者自らが運営する、いわゆる自主避難所が設けられ、多くの被災者が避難生活を送った。また、車中避難をする被災者も見られた。

石川県としては、孤立集落の状況や被災地におけるライフラインの状況、厳冬期であること等に鑑み、被災者の「災害関連死」を防ぎ、自宅の復旧や仮設住宅等への入居までの間の被災者の生活環境を確保するため、環境の整ったホテル・旅館等への2次避難を実施し、県内のホテル・旅館等への2次避難者は、最大で 5,275 人(令和6年2月 16 日時点)に上った。また、2次避難先決定までの当面の避難所として、いしかわ総合スポーツセンター等に 1.5 次避難所を設置し、最大で 508 人が滞在した。これ以外に、県外の旅館・ホテルや、親戚宅等にも多くの避難者が避難生活を送ることになったほか、県内外の公営住宅(県営・市営住宅)や民間賃貸住宅も避難先として活用された。

図 1-11 避難所開設数・避難者数の推移(令和6年 10月8日まで)



	1月4日	1月10日	1月15日	1月29日	2月2日	2月16日	2月28日	3月5日	3月19日
1次避難者・広域避難者	34,173	25,770	16,742	9,926	8,985	7,789	6,703	5,884	5,173
2次避難者	0	182	1,083	3,992	5,176	5,275	4,778	4,427	3,800
	4月2日	4月16日	4月23日	5月8日	5月21日	6月4日	6月18日	7月3日	7月18日
1次避難者・広域避難者	4,076	3,141	2,849	2,337	1,935	1,381	1,143	944	805
2次避難者	3,312	2,232	2,114	1,729	1,608	1,423	1,291	1,116	892
	8月6日	8月21日	9月3日	9月10日	9月17日	9月24日	10月1日	10月8日	
1次避難者・広域避難者	579	494	371	310	289	270	203	168	
2次避難者	419	357	213	204	177	150	145	115	

表 1-8 福祉避難所の開設状況

	七尾市	珠洲市	輪島市	能登町	穴水町	志賀町
開設 福祉避難所 (令和6年4月1日時点)	3施設	2施設	10施設	7施設	3施設	2施設

出所)内閣府(防災担当)、令和6年能登半島地震における避難所運営の状況、
https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/kensho_team3_shiryo02.pdf

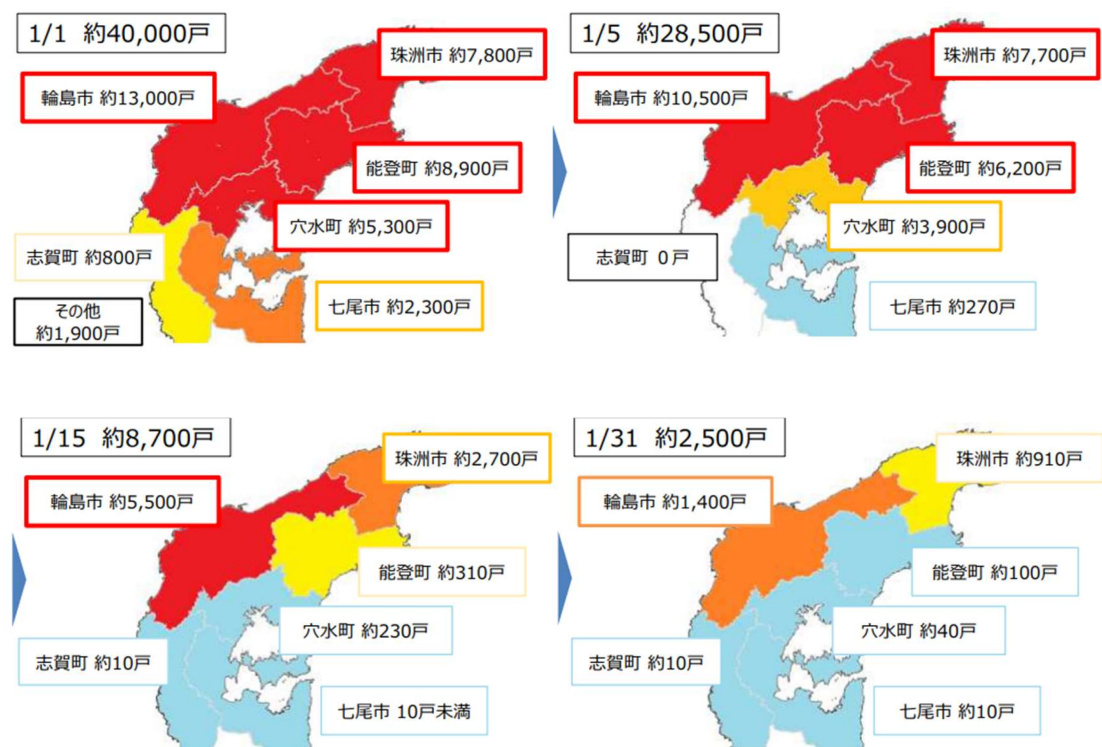
7. ライフラインの被害

(1) 電気

発災後、主に配電設備の損傷が原因で、石川県内において最大約4万戸の停電が発生した。

能登半島地震では、送電線や変電所の損傷を原因とする広範囲な停電は生じなかったため、停電戸数は他災害と比較すると少なかったものの、土砂災害や倒壊家屋の発生等により、停電復旧のための車両等の通行が困難であった箇所が多数発生した。そのため、安全確保等の観点から電気の利用ができない家屋等を除いた復旧は、30 日程度を要した。

図 1-12 能登半島地震における停電発生状況と復旧の推移



出所) 経済産業省「令和6年能登半島地震の対応について」、
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/pdf/029_01_00.pdf

表 1-9 過去地震の停電被害との比較

	令和6年 能登半島地震 (R6)	熊本地震 (H28)	東日本大震災 (H23)	
			東北電力管内	東京電力管内
最大停電戸数	約4万戸	約 48 万戸	約 466 万戸	約 405 万戸
停電復旧までの日数	約 30 日※1	約5日※1	約8日で 94%復旧※2	約7日

※1: 進入困難箇所除く
※2: 津波被害地域、立入制限区域を除く
出所) 経済産業省「令和6年能登半島地震の対応について」、
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/pdf/029_01_00.pdf

(2) 上水道・下水道

上水道・下水道については、耐震化されていない管路を中心に甚大な被害が発生したが、アクセスが限られた半島地域であることや、工事関係者の宿泊施設の確保が難しかったことから、資材や人員の投入に制約が生じた。

上水道については、発災により、石川県内 16 市町の最大約 11 万戸で断水が発生した。凍結の場合など住宅地に近い配水池や配水管の損傷と異なり、大元の浄水場の損傷や浄水場に通じる道路の被害に加え、配水管も広範囲に損傷したことから、令和6年1月 26 日時点でも8市町の約4万4千戸で断水が継続した。

県では、日本水道協会、自衛隊、国土交通省の各地方整備局の給水車を延べ3千9百台派遣するとともに、海上保安庁の巡視船や海上自衛隊の多用途支援艦を活用した給水車への水の補給を行ったほか、日本水道協会からの技術職員(約 170 名)の応援協力を受けながら、復旧作業を進めたが、輪島市や珠洲市の一部では、5月末まで断水が継続し、復旧までに時間を要した。

表 1-10 断水の状況

市町名	最大断水戸数	断水解消日	被害等の状況
金沢市	約 1,000	1/11	配水管破損
七尾市	約 21,200	4/1	配水管破損、配水池破損
輪島市	約 11,400	5/31	配水管破損※ ¹
珠洲市	約 4,800	5/31	配水管破損※ ¹
加賀市	約 160	1/2	配水管破損
羽咋市	約 8,500	2/2	配水管破損
かほく市	約 9,800	1/15	配水管破損
白山市	約 30	1/2	配水管破損
能美市	約 30	1/12	配水管破損
津幡町	約 15,000	1/8	配水管破損
内灘町	約 12,000	4/18	配水管破損
志賀町	約 8,800	3/4	配水管破損
宝達志水町	約 3,300	1/9	配水管破損
中能登町	約 7,000	1/13	配水管破損
穴水町	約 3,200	3/4	管路破損
能登町	約 6,200	5/2	配水管破損

※1: 早期復旧困難地区を除く

出所)内閣府防災「令和6年能登半島地震に係る被害状況等について(令和7年3月11日現在)」、
https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/r60101notojishin/pdf/r60101notojishin_56.pdf

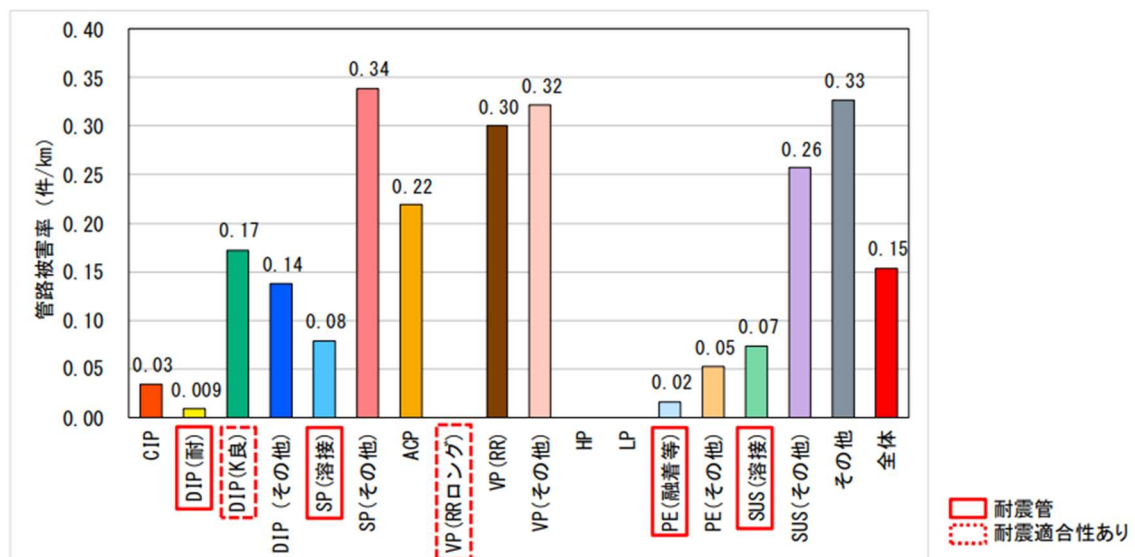
水道管路について、特に能登地域の市町では、被害率が直下型地震である兵庫県南部地震に匹敵するほどの甚大な被害が生じた。管種別にみると、耐震性能が低い管種で特に被害が大きかった。

表 1-11 能登半島地震と兵庫県南部地震の水道管路 被害率の比較

能登半島地震				兵庫県南部地震	
市町名	被害率 (箇所/km)	市町名	被害率 (箇所/km)	市町名	被害率 (箇所/km)
七尾市	0.57	志賀町	0.17	神戸市	0.44
輪島市	1.6	穴水町	0.54	芦屋市	1.96
珠洲市	1.54	能登町	0.51	西宮市	0.85
内灘町	0.46	中能登町	0.1		
石川県用水	0.08	金沢市	0.02		
羽咋市	0.2	かほく市	0.1		
宝達志水町	0.12	津幡町	0.13		

出所)国土交通省 上下水道地震対策検討委員会「上下水道地震対策検討委員会報告書 令和6年能登半島地震における上下水道施設被害と今後の地震対策、災害対応のあり方～災害に強く、持続可能な上下水道システムの構築に向けて～」
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001765621.pdf>

図 1-13 水道管路路(管種毎)の被害状況



注1) 被害件数2,106件、管路延長13,685km

注2) 輪島市令和6年8月16日の集計値。珠洲市は7月31日における調査延長。志賀町のφ100以下は含まれていない。

出所)国土交通省 上下水道地震対策検討委員会「上下水道地震対策検討委員会報告書 令和6年能登半島地震における上下水道施設被害と今後の地震対策、災害対応のあり方～災害に強く、持続可能な上下水道システムの構築に向けて～」
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001765621.pdf>

下水道については、県内 11 市町の処理場 25 箇所、ポンプ場 12 箇所と 17 市町の管路で、被害が発生した。国土交通省を始め、下水道事業団、下水道管路管理業協会、県外自治体から最大で1日当たり 499 人の応援職員の派遣を受けて、管路の点検を進め、応急復旧に努めた。

また、被害が甚大な能登6市町では、下水道の普及率が 50%と県内平均 86%と比較して低く、集落排水やコミュニティ・プラント、合併処理浄化槽など多様な処理形態となっており、農水省や環境省を始め、地域環境資源センターや土地改良連合会等からの職員派遣を受けて、応急復旧に努めたが、それぞれの復旧スピードに差があったことから、復旧までに時間を要した地域もあった。

表 1-12 下水道管路の状況

市町名	全管路延長 (km)	被害なし・流下機能確保(km)	
		1/22 時点	4/25 時点
七尾市	231	153	231(100%)
輪島市	172	21	172(100%)
珠洲市	104	5	92(88%)
志賀町	148	135	148(100%)
穴水町	39	9	39(100%)
能登町	79	47	79(100%)

出所) 石川県生活排水対策室から国土交通省への定期報告資料

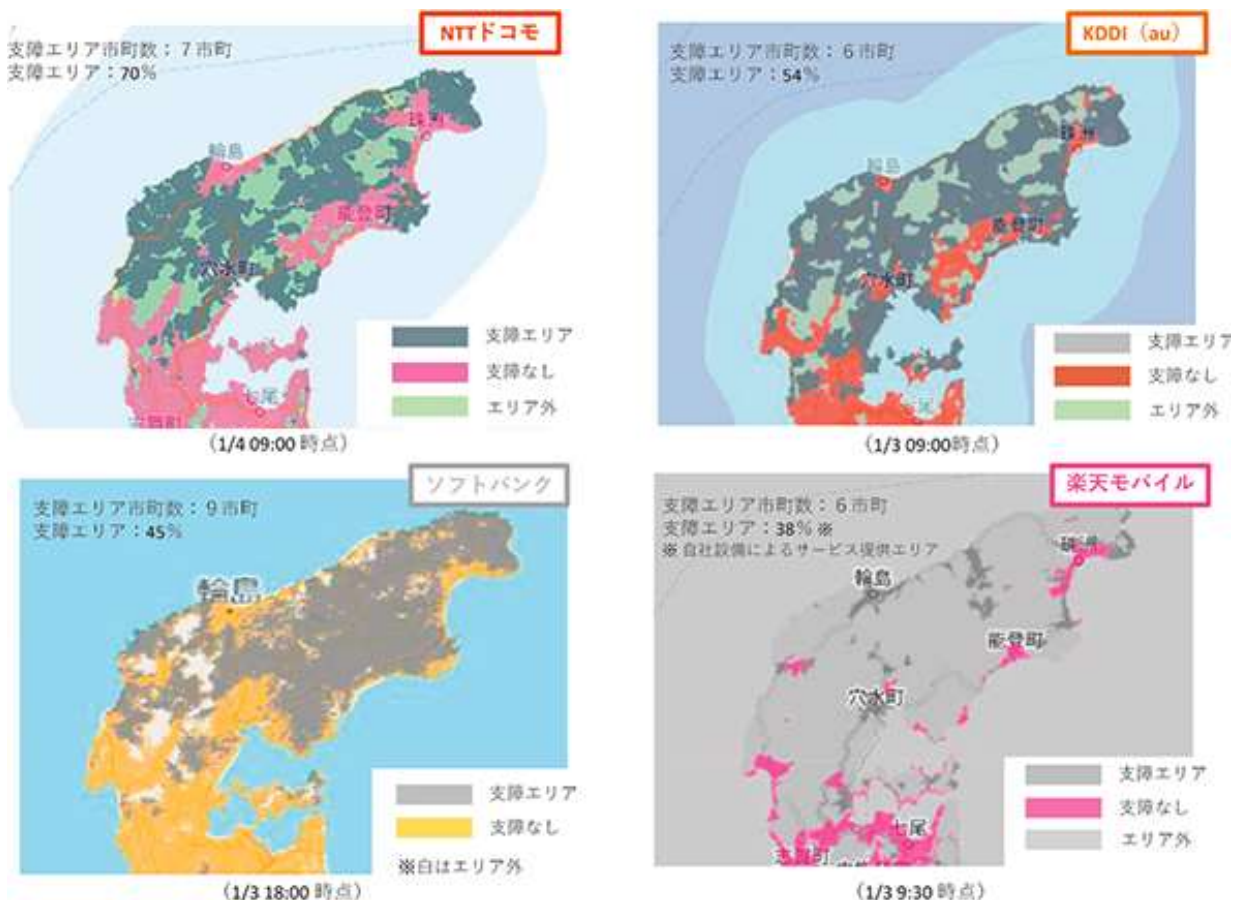
(3) 通信

固定電話については、輪島市・珠洲市・志賀町を中心にサービスが利用できない状況が発生し、NTT西日本によると、複数の通信ビル（通信設備を収容する建物）の停電、土砂崩れ等による中継伝送路・ケーブルの損傷により、大規模な通信障害が発生した。

携帯電話ネットワーク等については、発災後は、停電の長期化、土砂崩れ等による伝送路等の断絶、基地局の非常用電源を稼働させる燃料の枯渇等により、令和6年1月3日～4日をピークとして、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル各社の携帯電話基地局の停波が多く報告され、通信会社より衛星携帯電話の追加配布や衛星ブロードバンド（Starlink）の提供が行われた。また、市役所・町役場のあるエリアでの支障に対しては、通信各社が車載型基地局を搬入し、遅くとも1月4日夜までに、市役所・町役場のあるエリアでの通信が復旧した。

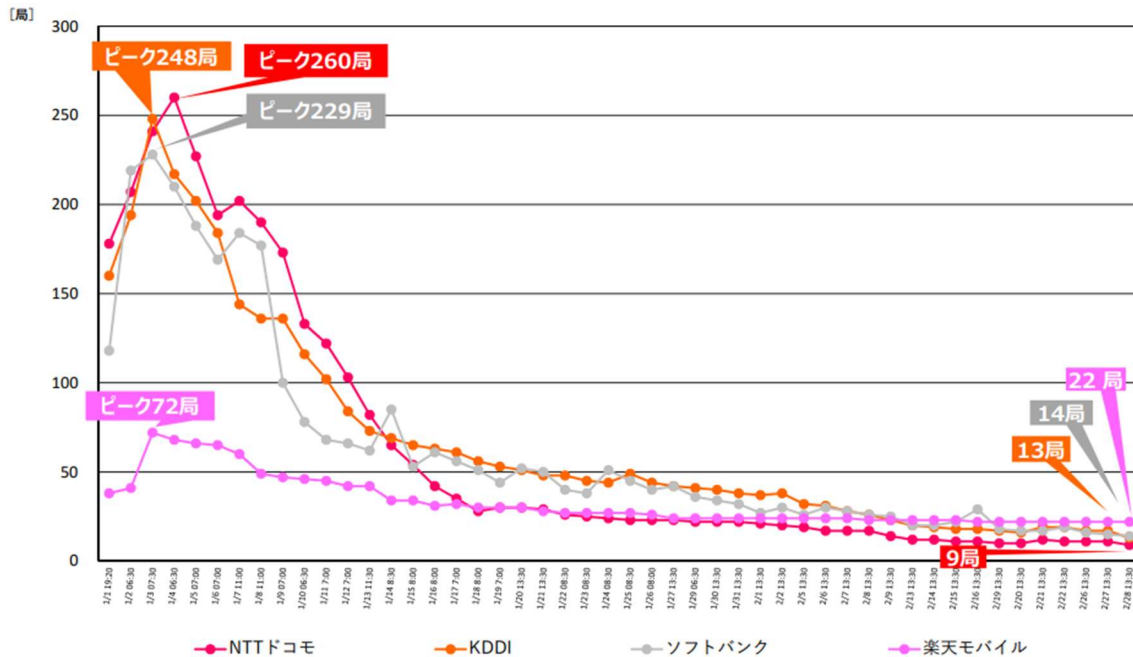
また、地上波テレビ・ラジオについては、非常用電源を稼働させる燃料の枯渇等により、一部エリアで停波となった。これに対し、自衛隊等との連携による中継局への燃料輸送が実施されたほか、NHK が避難所を訪問しテレビ受信可否の確認やテレビ・アンテナの設置を実施した。また、中継局の停波の影響で地上波テレビが映らない状況を受け、NHK が1月9日より BS 放送を活用して金沢放送局の番組を特別放送した。

図 1-14 携帯電話4社のエリア支障状況（エリア支障最大時）



出所)総務省「令和6年版 情報通信白書」、<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r06/html/nd112120.html>

図 1-15 能登6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)における
基地局停波数の推移



出所)総務省「令和6年能登半島地震に対する取組と今後の課題」、https://www.soumu.go.jp/main_content/000960879.pdf

(4) ガス

都市ガスについては、発災後、県内の 121 戸で供給支障が生じたが、令和6年1月4日中に供給を再開した。

コミュニティーガス(旧簡易ガス)については、7団地で 509 戸の供給支障が生じたが、建物崩落等により復旧が困難なものを除いては、1月 10 日までに供給を再開し、建物等の復旧に伴い、4月9日に一部が追加で供給が再開した。

LP ガスについては、輸入基地である七尾基地の設備支障が生じたため、他の基地からの代替出荷を実施し、3月1日より通常通りの出荷体制を再開した。また能登4市町にある充填所3箇所のうち2箇所が設備支障のため稼働停止したが、他の充填所で LP ガスをボンベに充填して配送することで対応した。

出所)経済産業省「令和6年能登半島地震の対応状況等について【報告】」、
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/ekika_sekiyu/pdf/018_05_00.pdf
経済産業省「令和6年能登半島地震の対応状況等について」、
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/gas_anzen/pdf/030_04_00.pdf

(5) 道路

地震で、落石や斜面崩壊に加え、トンネルや橋梁にも大きな損傷が生じ、県管理道路において、最大 42 路線 87 箇所が通行不能となった。平地が少ない能登地域において、沿岸部を結ぶ国道 249 号や、加賀地域からの主要なアクセスルートである、のと里山海道で大規模な崩落が多数発生したことから、奥能登地域全域が孤立状態となり、救助救命活動や復旧資材の輸送等に大きな影響が生じた。

こうした被害に対し、県は、国土交通省や自衛隊に加え、建設関係団体等関係機関の協力を得て、24 時間体制を構築し、以下の3つのステップで、道路啓開や応急復旧作業に取り組んだ。

まず、被災地での救命活動や支援物資の輸送ルートの確保に向け、地域の中核都市であり物資の供給拠点となる金沢市と奥能登2市2町とを結ぶ主要な幹線道路の緊急的な啓開作業を進め、1月4日までに開通させた。緊急的に復旧させた道路に、交通が集中することが予想されたため、県は、警察と協力し、穴水市街地から輪島方面に向かい、三井の里、のと里山空港 IC を経由し穴水市街地へと戻る道路を一方通行とし、全長 18km に及ぶ巨大なラウンドアバウトとして活用することで、交通の円滑化を図った。

その後、緊急的に開通した道路の複線化や段差解消など補強を進めるとともに、奥能登を東西に横断する珠洲道路を横軸に、内陸から外浦に向けて道路啓開を進めると同時に、海上自衛隊の協力を得て、重機や作業人員をホバークラフトで外浦に搬入し、外浦側からも「櫛の歯状」に道路啓開を進めた。こうした懸命の道路啓開作業を進めた結果、発災後約2週間で、主要な幹線道路の約9割で緊急復旧が完了した。

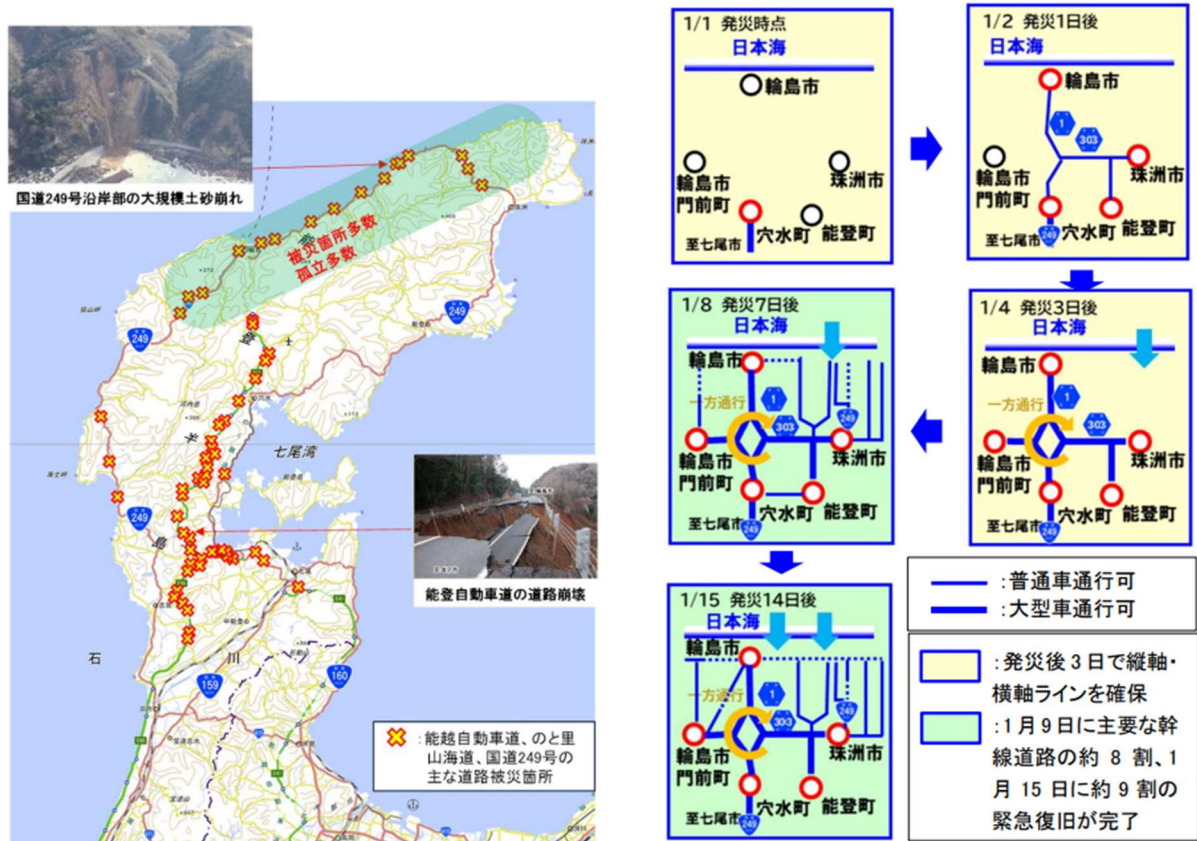
そのほか、既に啓開が完了した箇所においても、段差解消や2車線確保等を進めるとともに、復旧・支援活動の円滑化に向け、通行可能な箇所を示した『通れるマップ』を県のホームページで公開した。

図 1-16 道路被害状況(左:国道 249 号(珠洲市区間)、右:のと里山海道(七尾市区間))



出所) 石川県「令和6年度能登半島地震アーカイブ 震災の記憶 復興の記録」、
(左)https://noto-archive.pref.ishikawa.lg.jp/sae/item/R06_013_001_00002
(右)https://noto-archive.pref.ishikawa.lg.jp/sae/item/R06_013_001_00006

図 1-17 道路の緊急復旧の経緯



出所)国土交通省「北陸圏域道路啓開計画(令和6年12月25日)」、<https://www.hrr.mlit.go.jp/road/dourokeikakeikaku/>

(6) 公共交通(鉄道・航空)

のと鉄道については、レールの損傷・トンネルへの土砂流入・駅の損壊等の被害を受け、発災直後から全線で運休となったが、令和6年2月15日に七尾～能登中島で、4月6日に全線で、運行が再開された。

JR 西日本の七尾線についても、レールの歪み・駅の損傷等の被害を受け、発災直後から全線で運休となったが、1月3日に津幡～高松で、1月15日に高松～羽咋で、1月22日に羽咋～七尾で、2月15日に全線で、運行が再開された。

図 1-18 のと鉄道 穴水駅の被害状況



出所) 石川県「令和6年度能登半島地震アーカイブ 震災の記憶 復興の記録」、
https://noto-archive.pref.ishikawa.lg.jp/sae/item/R06_012_001_00021

のと里山空港では、滑走路に多数のひび割れが生じる等の被害が生じ、全便が欠航となったが、発災翌日の1月2日から、救難ヘリや救助活動に従事する航空機の離発着で活用された。また、1月27日より能登～羽田便の運航が再開され、12月25日からは発災前と同じ1日2往復の運航となっている。

図 1-19 のと里山空港の被害状況



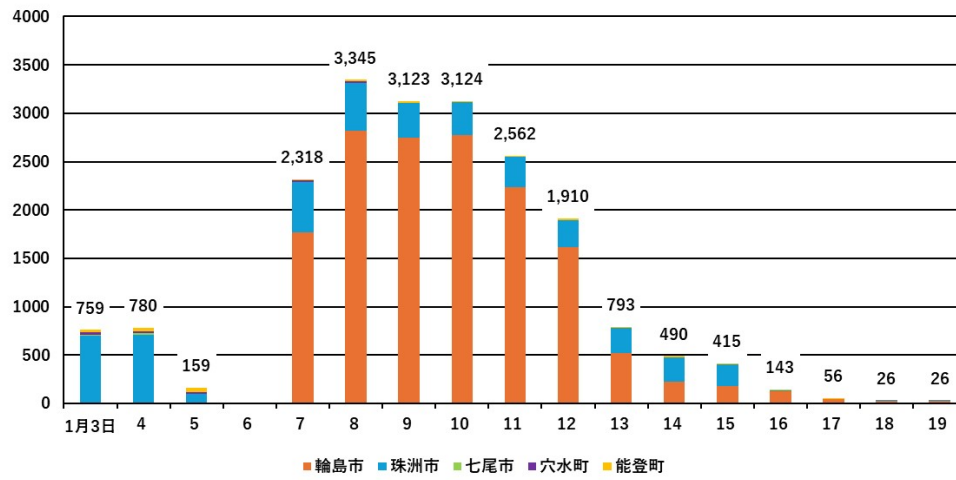
出所) 石川県「令和6年度能登半島地震アーカイブ 震災の記憶 復興の記録」、
https://noto-archive.pref.ishikawa.lg.jp/sae/item/R06_003_001_00001

8. 孤立集落の発生

県内の地区及び集落において、道路交通及び海上交通による外部からのアクセス(四輪自動車で行き来できるかどうかを目安)が途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態となる孤立集落が発生し、最大で24地区3,345人が孤立した。特に輪島市では、令和6年1月8日時点で、14地区2,817人が孤立していた。

これら孤立集落における孤立が「実質的に解消」したのは、1月19日であった。また、孤立が解消された後も、車両の通行が難しいため物資の供給等が行き届きにくく支援が必要となる「要支援集落」が残り、県による継続的な支援が実施された。

図 1-20 日別・孤立集落での孤立人数



出所) 石川県被害報告より。各日で孤立状態が判明している人数をカウントしている。1月6日は孤立人数の公表無し。

9. 能登半島地震で考慮すべき制約

能登半島地震では一般的な災害と比較し、以下3つの制約により、特徴的な被害発生及び被害拡大があった。

(1) 地理的制約

能登半島は、圏域面積が 2,404 km²の日本海側最大の半島である。半島の先端部にあたる珠洲市は、県庁所在地である金沢市から直線距離で約 110km(道路距離で約 140km)、富山県富山市から富山湾を隔てて直線距離で約 80km(道路距離で約 160km)となっている。

また、地形としては、宝達山を中心とする低い山地からなる山がちな地形であり、三方を海に囲まれているため、全体的に低平地が非常に乏しい。

上記のような地理的制約のため、被災地へのアクセスルートが限定的であり、大規模な土砂災害等により多くの道路が被災したことや、地盤隆起により海路からの進入に制約があったこともあり、人員の派遣や資機材・物資の投入等で支障が生じた。

(2) 社会的制約

特に被害の大きかった能登6市町は、全国を上回るスピードで人口減少・高齢化が進んでいる。平成 22 年(2010 年)から令和2年(2020 年)にかけて 10 年の人口変化率は、全国で-1.5%、石川県で-3.2%であるが、能登6市町はいずれも石川県よりも減少率が大きく、特に珠洲市では-20.7%、輪島市では-19.8%と、人口減少が深刻である。また、令和2年の高齢化率は、全国で 28.0%、石川県で 29.5%であるが、珠洲市や能登町では 50%を上回るなど、全国と比べて極めて高い高齢化率となっている。なお、能登6市町は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づく過疎地域に指定されている。

このような中で、高齢者等要配慮者に対する医療・福祉・介護に関する支援ニーズが特に高まったほか、地理的制約と相まって、極めて高齢化率の高い集落の孤立が発生した。

表 1-13 能登6市町の人口・高齢化率

自治体名	総人口			高齢化率		
	平成 22 年	令和 2 年	変化率	平成 22 年	令和 2 年	増減
七尾市	57,900	50,300	-13.1%	29.6%	38.5%	+8.9%
輪島市	29,858	24,608	-17.6%	38.0%	46.0%	+8.0%
珠洲市	16,300	12,929	-20.7%	41.1%	51.6%	+10.5%
志賀町	22,216	18,630	-16.1%	34.1%	44.6%	+10.5%
穴水町	9,735	7,890	-19.0%	39.4%	49.1%	+9.7%
能登町	19,565	15,687	-19.8%	39.8%	50.4%	+10.7%
石川県	1,169,788	1,132,526	-3.2%	23.5%	29.5%	+5.9%
全国	128,057,352	126,146,099	-1.5%	22.8%	28.0%	+5.2%

出所)総務省「平成 22 年国勢調査」、総務省「令和 2 年国勢調査」

(3) 時期的制約

能登半島地震が発生したのは元日の夕刻であり、年末年始の帰省シーズンであった。このため、住民だけでなく正月休みに訪れた観光客・帰省客等も被害を受けた。

また、日没に近い時刻での発災であったことから、映像による情報収集・分析をスムーズに実施することが難しく、被災地の状況把握に困難が生じた。

加えて、厳冬期の災害であり、最低気温が氷点下となる日や、積雪が観測される日もあり、「低体温症・凍死」による人的被害が生じたほか、避難所での寒さ対策等も必要となった。

第2章 検証の考え方・検証方針

1. 検証の考え方

今回の検証は、発災後概ね3か月の石川県が行った初動対応業務を対象として実施した。

能登半島地震では、甚大な被害が発生したことから、石川県は国や全国の自治体、防災関係機関や民間支援団体といった外部関係機関から非常に多くの支援を受け、連携・協力して災害対応を行ってきた。このため外部関係機関からも石川県の初動対応業務について意見聴取を行い、石川県と県内市町及び各外部関係機関との連携面も含めた検証を実施した。あわせて、検証結果中間案の公表・意見募集を行い、県民の意見を聴取し検証に反映した。

また、能登半島地震から約9か月後に発生した令和6年奥能登豪雨における初動対応についても盛り込み検証を実施した。

検証実施にあたっての基本方針は、以下のとおり。

【検証の基本方針】

① 課題の積極的な洗い出し

- …課題から教訓を引き出すため、様々な視点から課題を積極的に洗い出し、課題に対する改善の方向性を検討する

② 災害対応業務を体系化し、今後の災害対応へ活用

- …今後の活用を前提に、検証結果は災害対応業務ごとにとりまとめる
- …改善の方向性は、可能なかぎり具体的な方向性や手段、検討を行うべき事項を明示する

③ 県職員に限定せず、多様な関係者からの意見を反映

- …県職員はもとより、国・市町・民間団体等から幅広く意見聴取する
- …外部関係機関の目線で、県が担った役割(担えなかった役割)、期待される役割を整理し、課題や改善の方向性を分析する

2. 検証方法(進め方)

能登半島地震は被害規模が想定を超えるものであったため、石川県の災害対応の基本となる石川県地域防災計画をはじめとした計画において想定していない業務が多数発生した。そのため、部局を横断したチームの編成等、機動的に対応した事例が多くあった。

検証にあたり、石川県全職員へのアンケート調査を実施した上で、さらに石川県職員への聴取や外部関係機関へのアンケート・聞き取り調査を通じて、多くの関係者から話を聞くことを意識し、検証を進めることとした。具体的な実施方法は以下のとおり。

(1) 基礎調査・課題の洗い出し

① 石川県職員全員へのアンケート調査の実施

石川県庁の全職員に、災害対応に関するアンケートを実施した。

実施時期:令和6年6月～7月

対象者数:全正規職員(令和6年1月1日時点)

回答者数:3,455 人

調査項目:・発災後10日間の参集状況

- ・対応した業務と課題、課題解消に向けたアイデア
- ・対応業務におけるキーパーソン

② 石川県職員への聞き取り調査の実施

アンケート調査により判明したキーパーソンに対し、対面での聞き取り調査を実施した。

実施時期:令和6年7月～8月

対象者数:182 人

調査項目:従事した災害対応の内容、災害対応に関する課題

③ 石川県幹部職員へのインタビューの実施

発災当時の幹部職員に対し、個別にインタビューを実施した。

実施時期:令和6年10月～12月

対象者:知事、副知事、各部長等 17 人

調査項目:各所掌で行われた災害対応、災害対応に際し留意したこと、災害対応に関する課題

④ 外部関係団体・支援団体等へのアンケート調査の実施

連携して災害対応を行った外部関係団体等に対し、アンケート調査を実施した。

実施時期:令和6年8月～9月

対象団体:102 機関(国、県内市町、関係機関等)

調査項目:石川県と連携して実施した業務・業務の中で感じた石川県の対応への課題

(2) 調査結果の整理・分析

① 検証項目の洗い出し・情報整理

石川県地域防災計画に規定のある災害対応業務、県職員へのアンケート調査で把握した災害対応業務を踏まえ、53 の災害対応業務を検証項目として洗い出した。それぞれの検証項目について「取組」、「課題」、「改善の方向性」の3つの観点から整理した。

② 検証項目の体系的な整理

53 の検証項目を時系列の観点から分類した「命を守る」「生活を守る・命をつなぐ」「ライフラインや社会基盤の復旧、なりわい維持・再建」に、検証項目に共通する横串の観点から「他団体との連携」「県の組織体制」を加えた、5つの大分類で検証項目を体系的に整理した。

③ 石川県幹部職員、外部関係機関、検証委員からの意見を踏まえた情報整理・分析

県職員へのアンケート・聞き取り調査の結果に基づいた上記検証項目の整理と並行して、県幹部職員へのインタビュー、外部関係機関へのアンケート結果に基づいた多角的な事実・意見の整理、検証委員からの意見を踏まえた追加調査や災害対応タイムラインの資料作成等、検証項目ごと及び横断した分析を実施した。

(3) 検証結果中間案の公表・意見募集等

① 石川県民等への意見募集

石川県のホームページを通じて検証結果中間案を公開し、石川県民に対し、意見募集を実施した。

募集期間:令和7年2月18日～3月11日

回答数:59件(14人)

② 石川県内19市町への意見募集

石川県内の19市町に対し、検証結果中間案に対する意見募集を実施した。

募集期間:令和7年2月18日～3月11日

回答数:72件(12市町)

③ 石川県議会における議論

予算委員会協議会(令和7年2月18日)において検証結果中間案を全議員に説明し、石川県議会令和7年2月定例会での質疑を通じ、意見聴取した。

④ 外部関係団体への聞き取り調査の実施

令和6年能登半島地震で連携した外部関係団体に対し、意見聴取を実施した。

実施時期:令和7年4月～5月

対象団体:81機関

調査項目:検証項目ごとの取組・課題・改善の方向性についての意見聴取

(4) 検証委員会による議論

検証の進め方、検証に必要な資料、課題や改善の方向性等について、検証委員が一堂に会する形式での意見聴取を実施した。

- 第1回 令和6年能登半島地震災害対策検証委員会(令和6年10月28日)
- 第2回 令和6年能登半島地震災害対策検証委員会(令和7年1月24日)
- 第3回 令和6年能登半島地震災害対策検証委員会(令和7年3月21日)
- 第4回 令和6年能登半島地震災害対策検証委員会(令和7年5月28日)

第3章 検証項目ごとの検証結果

以下に示す検証項目ごとの取組・課題・改善の方向性について、以降詳述する。

《第3章の目次》

1. 命を守る.....	31
(1) 災害対策本部設置・運営.....	31
① 災害対策本部【危機管理部】.....	31
② 現地対策本部【危機管理部】.....	32
(2) 情報収集・広報.....	33
① 情報収集・通信手段の確保【危機管理部・戦略広報課】.....	33
② 災害広報・情報発信【危機管理部・戦略広報課】.....	35
③ 安否不明者情報【危機管理部】.....	38
④ 死者の氏名公表【危機管理部】.....	39
(3) 救急・救助活動.....	40
① 警察との連携・応援要請【危機管理部】..	40
② 消防との連携・応援要請【危機管理部】..	41
③ 自衛隊との連携・応援要請【危機管理部】.....	42
④ 航空運用調整【危機管理部】.....	43
⑤ 実動機関の給油支援【危機管理部】.....	44
⑥ 遺体の埋葬【危機管理部・健康福祉部】..	45
⑦ 医療救護活動への支援【健康福祉部】..	46
⑧ 看護師の派遣【健康福祉部】.....	48
(4) 避難所の設置・運営、避難・移動支援.....	49
① 1次避難所【危機管理部】.....	49
② 孤立集落対策【危機管理部】.....	51
③ 2次避難対策【文化観光スポーツ部】.....	52
④ 1.5次避難所【文化観光スポーツ部・健康福祉部】.....	54
⑤ 2次避難所(ホテル・旅館、被災地外避難所等)【能登半島地震復旧復興推進本部・文化観光スポーツ部】.....	56
⑥ 福祉避難所【危機管理部・健康福祉部】.....	58

2. 生活を守る・命をつなぐ.....	59
(1) 避難所の設置・運営.....	59
① 避難所における健康管理【健康福祉部】..	59
② 避難所外被災者の見守り・健康管理【健康福祉部】.....	60
③ こころのケア【健康福祉部】.....	61
④ ペット対策【健康福祉部】.....	62
(2) 物資支援・義援金.....	63
① 物資供給【物資チーム】.....	63
② 義援物資【健康福祉部】.....	64
③ 義援金【健康福祉部】.....	65
(3) 給水支援・入浴支援等.....	66
① 給水支援【危機管理部・生活環境部】... ..	66
② 入浴支援【生活再建支援チーム・生活環境部】.....	67
③ トイレ確保【生活再建支援チーム・生活環境部】.....	68
④ 洗濯支援【生活再建支援チーム・健康福祉部】.....	69
(4) 住まいの確保・支援.....	70
① 住宅の耐震化【危機管理部・土木部】....	70
② 応急危険度判定【土木部】.....	71
③ 被害認定調査・罹災証明発行・被災者生活再建支援システム【危機管理部】.....	72
④ 応急仮設住宅(建設型・賃貸型)【能登半島地震復旧復興推進本部・土木部】.....	73
⑤ 住宅応急修理制度【土木部】.....	74
⑥ 災害廃棄物処理・公費解体【生活環境部】.....	75
(5) 災害支援団体・ボランティアの活動環境整備【生活環境部】.....	77
(6) 学校再開・集団避難【教育委員会・危機管理部】.....	78

(7) 要配慮者への支援.....	80	4. 受援体制・他団体との連携.....	89
① 高齢者・障害者等【危機管理部・健康福祉部】.....	80	(1) 受援体制・他団体との連携.....	89
② 外国人・観光客【文化観光スポーツ部】..	82	① 受援体制(応援職員等の執務スペース含む)【危機管理部】.....	89
(8) 防災士・自主防災組織【危機管理部】.....	83	② 市町への職員の派遣【総務部・危機管理部】.....	91
3. ライフラインや社会基盤の復旧、なりわい維持・再建.....	84	③ 支援者受入環境の整備【生活再建支援チーム】.....	92
(1) 電力・ガス・通信【デジタル推進監室・企画振興部】.....	84	(2) 災害救助法関連業務【総務部・危機管理部】.....	93
(2) 道路・上下水道・河川・港湾【土木部・生活環境部】.....	85	5. 県組織体制.....	94
(3) 農林水産業【農林水産部】.....	86	(1) 職員の動員、適正配置【総務部・危機管理部】.....	94
(4) 観光・商工業【文化観光スポーツ部・商工労働部】.....	87	(2) 災害時の県組織体制【総務部・危機管理部】.....	95
(5) 文化財【教育委員会】.....	88		

【次ページ以降の凡例】

- ・ 取組事項欄「◎:好事例」
- ・ 課題欄「→斜め文字:奥能登豪雨時の対応」
- ・ 改善の方向性欄
 - 短期:令和7～9年度対応
 - 中長期:令和10年度以降対応

1. 命を守る (1) 災害対策本部設置・運営 ① 災害対策本部【危機管理部】

取組事項	課題	改善の方向性
○ 平時における取組 (地域防災計画等) - 震度 5 強以上で自動設置 - 本部設置後の国等の執務室設定 - 災害対応のための業務継続計画を策定 - 危機対応職員の業務継続体制の想定、職員の勤務ローテーションの確立 (訓練) - 実動訓練（防災訓練）での情報伝達訓練 (本部運営訓練等の図上訓練は未実施)	○ 平時における準備・想定不足 - 本部長等のWEB出席想定なし - 国現地対策本部員の県本部員会議への出席想定なし - 想定を超える人数の関係機関・団体からの応援 - 一部職員の連続勤務が発生 ○ 県庁内外からの問い合わせや調整に苦慮 - 問合せが危機管理監室に集中し、担当部局への振り分け等の調整業務が急増 - 災害対応＝危機管理監室という固定観念から県庁内での振り分け調整に苦慮 ○ 災害対応職員用の物資備蓄の想定なし - 近隣のコンビニ等が地震により休業する中、各自が自宅から食料等を持参 ○ 災害対策本部室・執務室の機能・スペース不足 - 国現地対策本部員、多数の支援団体の参集により執務スペースが不足 - WEB会議の円滑な実施に係る機材不足 (大型モニター、マイク等機材の老朽化による一時的な不具合が発生) - 同一の執務室やフロアで業務可能なスペースがなく、利用可能なスペースに分散した結果、国・県・実動機関等の中で情報共有に苦慮	○ 災害対策本部運営要綱の見直し（短期） - 業務継続計画に基づく動員者の確保 - 組織横断チーム及び他部局動員予定者の選定 - 幅広い関係機関の災害対策本部会議への参加に向け、WEB会議の推進 - 災害対策本部員会議の開催頻度、出席者の検討 - 災害対策本部員会議とは別に実務レベルで調整・情報共有する連絡調整会議の設定 - 業務継続計画に基づく職員勤務ローテーション検討 - 県執務スペース及び応援機関執務室配置の見直し - ブラインド形式を含めた定期的な訓練の実施による国・関係機関との連携推進 国、国会議員、県議会議員との情報共有及び対応方針の明確化 ○ 災害対応職員等の物資備蓄（短期） - 食料、市町への派遣職員用寝袋等 ○ 災害対策本部室・執務室の機能強化・配置の検討（短期） - スペース拡充 - 関係機関が同室、同一フロアで業務可能な執務スペースの確保・配置 - 参集規模に応じた柔軟に変更可能な什器等の整備 - WEB会議の円滑な実施に向けた設備整備 (システム更新とあわせたモニター等整備)
○ 本部用務 - 自衛隊への派遣要請（1/1、16:45）、災害救助法の適用（1/1、21:00）等 ○ 本部員会議の開催・運営 - 第 1 回は発災 2 時間後に開催(18:30) (知事・一部本部員WEB出席) - 国現地対策本部員出席（1/1第2回～） - 被災市町長WEB出席（1/2第3回～） →一部市町から出席が負担との声も ※1/6まで1日2,3回、1/19まで1日1回ペース - 輪島市長が一時孤立、出席不可 →1/3自衛隊ヘリで搬送 - 国会議員、県議会議員代表 1 名出席(◎) - マスコミフルオープン(ペーパーレス(◎)) - 本部長発言は知事室政策調整課で作成 - 本部員会議前に出席者で打ち合わせ ○ 執務室設営・調整 - 国現地対策本部603会議室 - 実動機関は危機管理監室内 - その他の機関は関係部局に近接して配置 - 本部連絡員室は今回設置せず		

1. 命を守る (1) 災害対策本部設置・運営 ② 現地対策本部【危機管理部】

取組事項	課題	改善の方向性
○ 平時における取組 (地域防災計画) - 被災地域及び災害の状況等に応じて設置 (訓練) - 実動訓練(防災訓練)での情報伝達訓練 (本部運営訓練等の図上訓練は未実施)	○ 県職員の市町派遣職員(リエゾン)に関する業務マニュアルなし - 災害対応業務の理解不足 - 他県から派遣される災害マネジメント 総括支援員等との連携に苦慮 ○ 一部の市町やリエゾンから現地対策本部があった方がよかったとの声もあった	○ 災害対策本部運営要綱の見直し(短期) - 現地対策本部の設置の考え方、設置しない場合の対応の整理 - 災害対策本部員会議とは別に実務レベルで調整・情報共有する連絡調整会議の設定 - リエゾンの役割の明確化を含めた事前研修の実施 - 受援側での派遣職員の活用方法の検討(市町) ○ 県職員への研修等(中長期) - 初動対応、応援用務の理解促進 - 訓練による理解促進 - 国研修等を活用した防災に係る専門人材の育成 - 被災市町派遣を見据え、職員の災害対応力、連携調整能力の向上など
※ 下記のことから本災害では設置せず ○ 本部員会議への被災市町長出席 - 第3回(1/2)から被災6市町長WEB参加(◎) ○ 県幹部級職員の派遣 - 被災6市町長の補佐役として、県幹部級職員を派遣(1/2)(◎)		

1. 命を守る (2) 情報収集・広報 ① 情報収集・通信手段の確保【危機管理部・戦略広報課】

取組事項	課題	改善の方向性
平時 ○ 平時における取組 - 固定電話、携帯電話回線が途絶えた場合に備えた県・市町間の非常通信設備の整備：防災行政無線・衛星系（民間の通信サービスが途絶した場合でも自治体専用衛星通信網を利用して通信が可）、衛星携帯電話等 - クラウド型総合防災情報システムの運用（被害情報等の収集、研修・訓練実施） - 民間のSNS情報自動収集サービスの導入 - 情報通信設備の耐震化、多ルート化 - 国・民間団体との連携体制の構築	○ 県消防防災ヘリによる情報収集 - 空撮機能なし ○ 大量のSNS情報を整理するノウハウ不足 - 大量に発信される情報の対処・活用ノウハウが不足 ○ 国、自治体、各関係機関が収集・保有する情報の把握・共有 - 道路や孤立状況等の様々なデータを各団体ごとに収集・保有する中、全体の把握・共有が困難 - 被災市町を超え、被災者情報を共有・活用する想定がなかった（被災者台帳の作成方法や手順が自治体ごとに異なる） - 被災者支援に必要な情報を支援団体等と共有できなかった - 保有情報のデータ規格が異なり、システム等での共有に苦慮（例えば、発災直後のインフラ被害が地図上で見える化できないなど）	○ 空撮機能を備えた県消防防災ヘリに更新（R7.4） ○ デジタル・新技術の活用（中長期） - SNS情報のより効率的な活用（他県事例）の調査 - 市町が行う避難者名簿作成への支援（平時からマイナンバーカード等の活用による氏名等情報の名簿データ化） - 被災者台帳作成の支援（被災者情報（広域避難者の居所等）を共有する仕組みの活用） - 衛星通信機材の設置訓練 - 漁業無線の活用 - ドローンの活用
発災後 ○ 空撮による情報収集 - 消防防災ヘリ、県警ヘリ、自衛隊ヘリ、国交省ヘリ、他県ヘリ等 ○ SNS情報の収集 - 民間サービスを通じて収集した関連情報を危機管理監室内の大型モニターでリアルタイム表示 ○ 衛星通信機材の調達（◎） - 通信が途絶した避難所等への衛星携帯電話、スターリンク等の配備 ○ 衛星を利用した非常通信設備の活用 - 防災行政無線（衛星系）（県、市町） - 衛星携帯電話（土木・農林事務所、保健福祉センター） ○ 被災者データベースの構築・運用 - 市町による広域避難者の現況把握を支援するため、被災者の現在の居所や支援の実施状況等を一元的に集約した広域被災者データベースを整備・運用	○ 市町の情報収集等に遅れ - 通信途絶、通信障害により避難所等の状況把握に遅れ - 避難者名簿情報のデータ化に遅れ	○ 総合防災情報システムの機能強化（短期） - 国システム、県広域データ連携基盤との連携 - 市町が行う避難者名簿作成への支援（情報入力手段の複線化）

1. 命を守る (2) 情報収集・広報 ① 情報収集・通信手段の確保【危機管理部・戦略広報課】

取組事項	課題	改善の方向性
発災後	○ <u>防災行政無線（衛星系）の活用</u> ・一時的に固定電話が繋がりにくくなった市町役場との連絡調整に一時的に活用 ○ <u>衛星携帯電話の活用</u> ・配備先(土木・農林事務所、保健福祉センター)で活用するも、台数に限りがある ・通信各社と連携した必要台数確保 ○ <u>衛星通信機材の確保・設置</u> ・固定電話、携帯電話が不通時に備えた避難所等への配備が不十分 ・プッシュ型支援で避難所等へ多数配備したが、電源確保、ソフトアップデート、アンテナ展開などの運用ノウハウやマンパワーが必要なため、輸送・設置に時間を要した →奥能登豪雨時は県で電波の届かない避難所の送付先リストを整備し、県主導で、通信会社に振り分けることで発災後3日間（～9/24）で整備完了 ○ <u>国、市町、関係機関等からの情報を集約し、分析・整理する機能が不足</u>	○ <u>衛星通信機材の確保（短期）</u> ・衛星携帯電話、スターリンク等のプッシュ型支援での確保見込み台数の把握（国） ・民間事業者との連携強化（協定） ○ <u>避難所への通信機材の配備検討【市町】</u> ・衛星携帯電話、スターリンク等の配備 ・衛星通信機材の設置・使用訓練 ・災害レベルに応じた配備計画の作成 ○ <u>危機管理監室から危機管理部へ改組・機能強化（R7.4）</u> ・各チーム、部の情報を危機管理部へ集約、本部員会議等を通じ情報共有 ・各部・関係機関の情報を分析・整理し、適切かつ迅速な被災者支援に向けた調整を実施

1. 命を守る (2) 情報収集・広報 ② 災害広報・情報発信【危機管理部・戦略広報課】

取組事項	課題	改善の方向性
平時 ○ 平時における取組 - 県・市町ともに、震度4以上の地震が発生した場合に、すぐに県民に対し注意喚起を発信できる体制を構築(訓練) - 広報担当部署が防災総合訓練に不参加	○ 情報発信に係るマニュアル等なし - 具体的な業務フロー、体制、フェーズに応じた発信内容・方法が定まっていない - 防災総合訓練に広報から参加しておらず、実践的なノウハウを得る機会がなかった	○ 災害広報・情報発信マニュアル整備(短期) - 今回の対応を踏まえたフェーズに応じた発信内容・方法をノウハウ集として整理 - 訓練、研修を通じたノウハウの習熟(例：県災対本部での広報業務の実践的訓練、県市町連携の広報訓練、広報業務の応援職員研修等) - 報道機関、大学などと平時から災害情報や報道検討を行う連携体制を構築
発災後 被害の状況や復旧の見通し、支援制度などは、被災者本人に情報を届けることはもちろん、被災地外で生活する家族を通じて被災者へ届くことや、全国からの支援につなげていくことを意図して、様々な媒体・機会を通じて被災地外にも広く発信 ○ 報道機関へのきめ細かな資料提供(1/1～) - 本部員会議、知事記者会見の全面公開・当日中の動画配信(◎) - 被害状況、復旧状況、被災者支援等について随時メール配信、県政記者クラブ以外の社へも配信(◎) ○ 知事による積極的な情報発信 - 本部員会議、ふら下がり会見における知事メッセージの発信(1/1～) - 知事記者会見による被災状況、今後の見通しなどの発信(1/10～) - 報道番組(全国、地方)への出演(1/11～) - 現地視察を通じた被災地の状況の発信	○ 情報が届かない被災者が発生 - 平時の広報手段(新聞、テレビ、インターネット)で被災者に情報が届かない事態の想定なし - デジタルになじみのない高齢者に対して、紙媒体を継続的に届ける仕組みがなかった - 在宅・車中泊等の避難所外避難者、2次避難先などに情報を届けるのに時間を要した ○ 県民一人一人の自助・共助意識の向上が必要	○ デジタル・アナログ両面での発信(短期) - 情報伝達手段の複線化・多様化(市町の防災行政無線、Lアラート、臨時災害放送局含むラジオ等の活用) - 代替手段の有無(新聞掲載、市町広報など)も考慮しつつ、必要に応じ、紙媒体を配布 - 高齢者等の情報取得が難しい被災者に対しては、家族や周囲の協力を呼びかけ - SNSなどネットを介した情報収集・連絡の利用促進に向け、高齢者等に対し、平時からスマホ保有や利活用を推進 - コールセンターの設置などによる個別対応とともに、問い合わせ対応をもとにFAQの作成等を行い、広報活動に生かす ○ 災害時に自ら情報収集を行う意識の向上(短期) - 新たな地震被害想定等を活用した県民の自助・共助意識の醸成 - 防災教育、市町防災訓練等を通じ、正しい情報を県民自ら収集するという意識の向上

1. 命を守る (2) 情報収集・広報 ② 災害広報・情報発信【危機管理部・戦略広報課】

取組事項	課題	改善の方向性
○あらゆる県広報媒体での情報発信等 • SNSのきめ細かな投稿（県外への発信力が高いXの活用）1月390件 • 特設HP（緊急ページ）の設置(◎) • トップページの特設ページへの切り替え • 新聞広報、TV広報番組の活用 • 避難所における紙媒体の配布・掲示（1/18～リエゾン等を通じ掲示、2/4～支援物資輸送ルートを活用） • 被災者向け支援情報・相談窓口一覧の作成、新聞広報への掲載、チラシ作成（1/9～） • フェーズに応じ、類似制度の解説、手続きフローを作成・配布(◎) • 総理や大臣等の視察を通じた、情報発信 • 1次避難所へ支援物資として新聞を配布 • 2次避難所へ支援制度等のチラシ送付を継続的に実施 • 土業団体協議会、行政評価事務所などと共同での相談会の開催(◎) • 民間広告事業者の支援により、県HPのやさしい日本語機能を実装 ○支援活動につなげるための情報発信 • 「能登のために、石川のために応援消費おねがいプロジェクト」による消費活動を通じた応援の機運醸成（2/1～）(◎)	○被災者ニーズに応える情報発信が不足 • 行政から発信する情報と個々の被災者の情報ニーズとのギャップの把握が困難 • 状況が刻々と変わる中で、県として、被災者が求める暫定的な情報を出すことに躊躇 • 県・市など、行政単位の目線での発信内容となっていた（例：道路・水道等のインフラの復旧見通し、支援制度の開始時期） • 発災直後の知事からのメッセージの発信の方法やタイミングについてもっと工夫する余地もあった • 外国人、障害者などの情報の入手しやすさに配慮した発信の頻度・量が少なかった ○県・市町の連携不足による混乱 • 県発表内容の市町への共有が不足し、被災者が市町窓口に聞いても分からないという情報格差が発生 • 人員の限られる市町の広報担当課への支援が不足	○情報発信内容の工夫（短期） • 発表した内容がどういう状況にあるのか、今後の見通し（検討段階なのか、開始するのか）を明確に示すことが被災者の安心につながるという意識を庁内・関係機関で共有 • 平時からSNS登録者増加を図り、双方向のコミュニケーションを取れるようにすることや、支援団体等との情報共有の場を設けるなどして、情報ニーズを把握 • 住民目線で分かりやすい情報発信に努めるよう庁内へ呼びかけ • 民間広告事業者と連携し、情報の入手しやすさに配慮した発信の頻度や量を増加 ○市町との連携強化（短期） • 好事例(珠洲市広報に対する他自治体による支援)を参考に、広報業務を県や他自治体からの応援業務に位置付け • 今回県で作成した支援制度のガイドブックなどを、今後の災害時には、早期に作成・展開し、市町の業務負担を下げる • 県からマスコミへの発信内容を市町に共有 • 県が発表した内容であっても、住民からの問合せが市町に寄せられることから、想定問答など詳細な情報を市町に共有 • 市町の情報発信と県HPの連携 • コールセンターの設置などによる個別対応とともに、問い合わせ対応をもとにFAQの作成等を行い、広報活動に生かす

発災後

1. 命を守る (2) 情報収集・広報 ② 災害広報・情報発信【危機管理部・戦略広報課】

取組事項	課題	改善の方向性
発災後	○ <u>状況変化に応じた情報修正の難しさ</u> - 特にインターネット上では、一度拡散した内容が優先して表示され続けるなど、過去の発信内容が残り、状況変化に応じた情報発信や修正には、相当の時間・労力が必要（例：不要不急の移動抑制、ボランティアの受入等） ○ <u>偽・誤情報による混乱の発生</u> - インターネット、SNS上の悪質な偽・誤情報が救助活動や2次避難を進める上で支障となる事例が発生 ○ <u>被害状況・災害対応の記録</u> - 庁内に対して、共有フォルダへの保存を呼び掛けたものの、災害対応と並行した対応は難しく、保存数は低調 - 復旧・復興プロセスを伝える広報やアーカイブに活用する写真・映像等（ドローン撮影含む）を撮影するマンパワーが不足 →奥能登豪雨時は発災後すぐに被災地を撮影（9/23）	○ <u>状況変化が伝わる情報発信（中長期）</u> - インパクトが大きい情報発信については、その後の変化の見通しも併せて発信 - 情報の上書きをする場合は、Web広告など既存の広報媒体以外の手段も活用し、情報の質と量を増大して発信 - 状況が正確に伝わっていない場合等は、マスコミ各社に協力を依頼し、正確な情報を重ねて発信 - 現地の様子を発信してもらうよう呼びかけるなど、より情報が拡散する手段を検討（例：災害ボランティア） ○ <u>偽・誤情報対策（短期）</u> - 看過しがたい偽・誤情報を打ち消すため、正しい内容を公式情報として強く発信 - HP・SNS等による注意喚起を実施 ○ <u>災害記録担当者の選定等（短期）</u> - 記録を残すことの重要性を庁内で共有 - 災害記録担当者の選定・役割分担の設定 - 各種支援要望や災害査定時等のデータの掘り起こし ○ <u>県民の防災意識の醸成、防災対策の取組促進（短期）</u> - 新たな地震被害想定等を活用した防災教育等を通じた県民の防災意識の醸成 - 家具固定率の向上、家庭内等での備蓄推進、災害時の行動規範の周知に向けた啓発を実施 - 住宅の耐震化をさらに加速させるため、耐震改修補助額を嵩上げ（R7.6～） - 感震ブレイカーの普及促進に向けた助成制度を創設（R7.6～）

1. 命を守る (2) 情報収集・広報 ③ 安否不明者情報【危機管理部】

	取組事項	課題	改善の方向性
平時	○ 平時における取組 - 氏名公表基準を策定 (R4.4.1策定 → R5.5.25改定) → 捜索・救助活動のため、発災後48時間以内を目途に公表 (訓練) - 未実施	○ 親族等からの問い合わせが多数発生 - 救助対象者の絞り込みのために情報提供を募るという氏名公表の趣旨がうまく伝わらず、本人と直接連絡が取れないため、安否を心配する親族等からの公表依頼や問い合わせが多発 - 電話対応要員の不足 ○ 公表終期の想定なし - 長期間にわたり公表継続（親族からの公表取下げの連絡により公表終了）	○ 発災後の業務・役割の整理（短期） - 市町を含め、48時間以内の公表に向けた事務の整理 - 氏名公表の目的が救助対象者の絞り込みであることを周知 - 公表終期のルールを整理 ※ 捜索救助のためという公表の趣旨を踏まえ、一定期間経過後には非公表に切り替え 等 - 電話対応等動員者、電話回線、執務スペースの確保 - 平時の訓練実施
発災後	○ 安否不明者の氏名公表 - 発災による混乱により市町からの情報収集に時間を要したため、発災から55時間後に公表(1/3 23時) - 長期間(約4か月)にわたる公表(1/3～4/23) - 延べ1,001名を公表 ○ 実動機関との情報共有 - 消防・自衛隊・警察等の救助機関と情報共有 (◎) ○ 携帯電話事業者の位置情報の活用 - 携帯電話事業者に位置情報の取得を要請し、消防・自衛隊・警察等が行う捜索救助活動に活用 (◎)	○ 氏名公表可否の迅速な確認 DV被害等による公表非対象者の有無を市町が住民基本台帳で確認する必要があるが、停電や通信途絶、マンパワー不足等により、迅速な対応に苦慮 ※ 穴水町では、停電・通信断絶により数日間住基ネットが使用できず、住民基本台帳の紙資料により確認	○ デジタルの活用（短期） - ナビダイヤル、WEB受付等による電話対応の省力化検討 - 携帯位置情報の活用 ○ 災害時の柔軟な住民基本台帳の確認（短期） - 平時に住民基本台帳による確認は市町でしかできないが、災害時には、県による代行確認が可能となるよう、国における検討等を要望

1. 命を守る (2) 情報収集・広報 ④ 死者の氏名公表【危機管理部】

	取組事項	課題	改善の方向性
平時	○ 平時における取組 - 氏名公表基準を策定 (R4.4.1策定 → R5.5.25改定) → 遠方に住む親族・知人等への周知及び個人の生きた証として、遺族の同意を前提に公表	○ 具体の事務マニュアル等なし - 遺族への意向確認方法未整理 → 遺族への連絡は慎重かつ丁寧な対応が必要であることや、市町職員の負担を考慮し、県職員から遺族への架電により確認 - 電話対応者の不足 → R6能登半島地震時は、他部局からの動員により対応したが、R6奥能登豪雨時は、対象者数が少ないことを踏まえ、危機対策課職員のみで対応 - マスコミへの情報提供のあり方 → 発災から2週間後に公表を開始したが、遺族の心情や、他にも発災後に対応しなければならない業務が膨大にあることを考慮し、公表開始時期について遅らせることも検討	○ 発災後の業務・役割の整理(短期) - 今回の経験を踏まえ、公表の手順や留意事項を定めたマニュアルを整備 → 遺族への意向確認方法のルール化(市町弔慰金案内時に確認等) - 電話対応者の動員のための事前調整
発災後	○ 遺族の意向確認 - 遺族の心情に配慮し公表の意向確認 164名を公表 (R7.6.30時点) ※直近の公表時点		

1. 命を守る (3) 救急・救助活動 ① 警察との連携・応援要請【危機管理部】

	取組事項	課題	改善の方向性
平時	○ 平時における取組 - 災害派遣体制整備 - 広域緊急援助隊 - 広域警察航空隊等 (訓練) - 県防災総合訓練等による連携促進	○ 実動機関（警察・消防・自衛隊等）を統括・調整する機能が不十分 - 調整ノウハウのない職員で対応 ○ 実動機関が保有する情報の共有に苦慮 - 市町等からの情報が不足する中、実動機関がどんな情報を持っていて、いつ共有されるのかがわからなかった - 各機関のリエゾンが県庁に集まっていたものの、県が主体的に各機関の保有する情報の集約・共有ができず、実動機関の活動の把握に苦慮 - 同一の執務室やフロアで業務可能なスペースがなく、利用可能なスペースに分散した結果、国・県・実動機関等の間で情報共有に苦慮 → 奥能登豪雨時は、県が主体となり情報共有の場の設定や実動機関が収集した救助要請事案の一覧化	○ 実動機関との連携・調整機能強化(短期) - 実動機関OB職員の任用・増員等を通じ、平時から実動機関との連携体制構築、災害時の調整機能強化 - 発災後、実動機関にいつ、どんな情報が集まるかを整理し、平時から相互に認識共有 - 関係機関が同室・同一フロアで業務可能な執務スペースの確保・配置の検討 ○ 大規模災害時の県調整機能の強化(短期) - 都道府県の情報収集・集約及び調整機能向上のための研修の実施 - 県単独での対応が困難な災害時の実動機関の情報共有・調整支援体制の検討 - 県単独での対応が困難な災害時を見据えた国等との合同訓練・研修等の実施
発災後	○ 全国からの応援出動 - 全都道府県から出動 → 延べ約139,000人が活動(うち救助部隊約36,000人) - 救助・救出人数115人※警察全体 ※ R 6 年奥能登豪雨対応を含む - 活動期間1/1～11/30 ○ 災害警備本部設置 (1/1、16:06) - 石川県警本部内に設置 - 応援部隊と情報共有・役割分担等の調整を実施 ○ 警察が県庁への連絡員配置 - 危機管理監室内に連絡員配置	○ 実動機関の活動方針検討にあたり、当初、安否不明者情報の活用が不十分 → 奥能登豪雨時は、安否不明者情報を救助要請事案一覧として共有、実動機関の活動調整に活用	○ 受援体制の強化(短期) - 情報収集・集約等に関するマニュアルの作成 県、各実動機関等が収集した道路状況を集約し、早期に共有するためのシステムを構築 - 救助活動に必要な重機の調達に関する民間との災害応援協定締結の検討 - 関係機関が同室・同一フロアで業務可能な執務スペースの確保・配置の検討

1. 命を守る (3) 救急・救助活動 ② 消防との連携・応援要請【危機管理部】

取組事項	課題	改善の方向性
平時 ○ 平時における取組 ・ 広域応援体制整備 － 石川県消防広域応援部隊 － 緊急消防援助隊 (訓練) ・ 県防災総合訓練等による連携促進	○ 実動機関（警察・消防・自衛隊等）を統括・調整する機能が不十分 ・ 調整ノウハウのない職員で対応 ○ 実動機関が保有する情報の共有に苦慮 ・ 市町等からの情報が不足する中、実動機関がどんな情報を持っていて、いつ共有されるのかわからなかった ・ 発災当初、道路情報の取得に苦慮し、部隊の現場到着に時間を要した ・ 各機関のリエゾンが県庁に集まっていたものの、県が主体的に各機関の保有する情報の集約・共有ができず、実動機関の活動の把握に苦慮 ・ 同一の執務室やフロアで業務可能なスペースがなく、利用可能なスペースに分散した結果、国・県・実動機関等の間で情報共有に苦慮	○ 実動機関との連携・調整機能強化(短期) ・ 実動機関OB職員の任用・増員等を通じ、平時から実動機関との連携体制構築、災害時の調整機能強化 ・ 発災後、実動機関にいつ、どんな情報が集まるかを整理し、平時から相互に認識共有 ・ 関係機関が同室・同一フロアで業務可能な執務スペースの確保・配置の検討
発災後 ○ 県内消防本部による応援出動 ・ 活動期間1/1～5/2 ○ 緊急消防援助隊の要請・派遣(1/1、17:00) ・ 21都府県から出動 → 救助・救出人数435人 ※消防全体 - 救助搬送人数3,500人 ※消防全体 ・ 延べ約59,000人（21都府県）が活動 ・ 活動期間1/1～2/21 ○ 消防応援活動調整本部設置(1/1) ・ 危機管理監室内に設置 ・ 自衛隊、警察等関係機関と情報共有 ・ ヘリの運航調整 ・ 被災地への進出調整にあたり、集結する部隊の数や能登への進出に適した場所を考慮し、計画上の進出拠点とは異なる場所（消防学校及び競馬場）を進出拠点に選定 ○ 消防庁が県庁に連絡員配置 ・ 危機管理監室内に連絡員配置	→ 奥能登豪雨時は、県が主体となり情報共有の場の設定や実動機関が収集した救助要請事案の一覧化を実施 ○ 実動機関の活動方針検討にあたり、当初、安否不明者情報の活用が不十分 → 奥能登豪雨時は、安否不明者情報を救助要請事案一覧として共有、実動機関の活動調整に活用 ○ 県消防広域応援部隊、緊急消防援助隊の受援体制が不十分 ・ 救助活動に必要な重機が不足 ・ 計画上の野宮候補地には市町指定避難所が選定されており、利用できる場所の選定に苦慮 ・ 緊急消防援助隊を含めた実動機関（県庁リエゾン）の活動スペース不足	○ 大規模災害時の県調整機能の強化・支援(短期) ・ 県の情報収集・集約及び調整機能向上のための研修の実施 ・ 県単独での対応が困難な災害時の実動機関の情報共有・調整支援体制の検討 ・ 県単独での対応が困難な災害時を見据えた国等との合同訓練・研修等の実施 ○ 受援体制の強化(短期) ・ 情報収集・集約等に関するマニュアルの作成 ・ 県、各実動機関等が収集した道路状況を集約し、早期に共有するためのシステムを構築 ・ 救助活動に必要な重機の調達に関する民間との災害応援協定締結の検討 ・ 石川県緊急消防援助隊受援計画の改正（進出拠点等の見直し） ・ 関係機関が同室・同一フロアで業務可能な執務スペースの確保・配置の検討

1. 命を守る (3) 救急・救助活動 ③ 自衛隊との連携・応援要請【危機管理部】

取組事項	課題	改善の方向性
平時 ○ 平時における取組 (訓練) - 県防災総合訓練等による連携促進 ○ 災害派遣要請 - 知事から陸自第10師団長へ派遣を要請 (1/1、(災害直後から危機対策課長が知事の指示のもと陸上自衛隊第14普通科連隊第3科と派遣について調整) 16:45受理) →救助・救出人数約1,040名 - 延べ約1,140,000人が活動 - 活動期間1/1～8/31 (過去最長) ○ 自衛隊が県庁に連絡員配置 - 危機管理監室内に連絡員配置 ○ 救命・救助活動、避難支援 - 消防・警察と連携した活動 発災後 ○ 物資輸送 - ヘリ・車両による輸送 - 道路寸断により孤立する避難所や集落への徒歩での輸送 ○ 道路啓開 - 救助や物資輸送に必要な道路の啓開作業 ○ 被災者の生活支援等 - 給水支援 - 給食支援 - 入浴支援 - 巡回診療 - 慰問演奏会	○ 実動機関（警察・消防・自衛隊等）を統括・調整する機能が不十分 - 調整ノウハウのない職員で対応 ○ 実動機関が保有する情報の共有に苦慮 - 市町等からの情報が不足する中、実動機関がどんな情報を持っていた、いつ共有されるのかわからなかった - 初動対応時における道路情報の取得に苦慮したことで、部隊の現場到着に時間を要した - 各機関のリエゾンが県庁に集まっていたものの、県が主体的に各機関の保有する情報の集約・共有ができず、実動機関の活動の把握に苦慮 - 同一の執務室やフロアで業務可能なスペースがなく、利用可能なスペースに分散した結果、国・県・実動機関等間で情報共有に苦慮 →奥能登豪雨時は、県が主体となり情報共有の場の設定や実動機関が収集した救助要請事案の一覧化を実施 ○ 実動機関の活動方針検討にあたり、当初、安否不明者情報の活用が不十分 →奥能登豪雨時は、安否不明者情報を救助要請事案一覧として共有、実動機関の活動調整に活用	○ 実動機関との連携・調整機能強化(短期) - 実動機関OB職員の任用・増員等を通じ、平時から実動機関との連携体制構築、災害時の調整機能強化 - 発災後、実動機関にいつ、どんな情報が集まるかを整理し、平時から相互に認識共有 - 関係機関が同室・同一フロアで業務可能な執務スペースの確保・配置の検討 ○ 大規模災害時の県調整機能の強化・支援(短期) - 県の情報収集・集約及び調整機能向上のための研修の実施 - 県単独での対応が困難な災害時の実動機関の情報共有・調整支援体制の検討 - 県単独での対応が困難な災害時を見据えた国等との合同訓練・研修等の実施 ○ 受援体制の強化(短期) - 情報収集・集約等に関するマニュアルの作成 県、各実動機関等が収集した道路状況を集約し、早期に共有するためのシステムを構築 - 救助活動に必要な重機の調達に関する民間との災害応援協定締結の検討 - 関係機関が同室・同一フロアで業務可能な執務スペースの確保・配置の検討

1. 命を守る (3) 救急・救助活動 (4) 航空運用調整【危機管理部】

取組事項	課題	改善の方向性
平時 ○ 平時における取組 (地域防災計画) - 防災関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、航空機活動エリアや任務の調整を行う (訓練) - 県防災総合訓練等での航空運用調整	○ 平時における準備・想定不足 防災訓練や国民保護図上訓練において航空運用調整班の設置・運用を行っているものの根拠となる具体の調整マニュアル等なし	○ 航空運用調整に係る業務・役割の整理 (短期) - 各機関の飛行計画(ドローン含む)の把握、運用調整のため、調整の手法や平時からの連絡体制等を整備 - 調整に係る体制(班長及び班員、実動機関連絡員)とそれぞれの役割分担を明確化
発災後 ○ 飛行計画の整理・関係機関との共有 - 災害対応機関のヘリ、航空機及びドローンの飛行計画把握、運航調整、共有(最大57機/日) - 災害対応の民間ヘリ及びドローンの飛行計画把握、運航調整、共有(最大20機/日) ○ 災害対応用務外ヘリの運航禁止 - 発災当初、救助・災害対応用務外ヘリの飛行禁止区域を設定する航空情報の発行を国交省に依頼 - 事後、ヘリの飛行状況の推移により縮小、解除を検討し国交省に依頼 ○ 災害対応用務外ドローンの運航禁止 - 発災当初、災害対応用務外ドローンの飛行禁止区域(緊急用務空域)の指定を国交省に依頼 - 事後、ヘリの飛行状況の推移により縮小、指定解除を検討し国交省に依頼 ○ 救助資機材の確保・調整	○ 【発災後約2か月間】マンパワー不足 - 実動機関ごとに航空リエゾンが派遣され協力を得て対応したが、県では調整ノウハウを持つ県職員1人(航空自衛隊OB)で対応 → 奥能登豪雨時は、能登半島地震ほど航空機の出動要請はなかったが、実動機関ごとに派遣された航空リエゾン等の協力も得て、円滑に運用調整を実施 ○ 航空運用調整班のスペース不足 - 航空運用調整班の関係者が部屋狭陰により同一フロア内で分散したため、情報共有(航空機動態情報表示含む)、各種調整が難航	○ 実動機関との連携・調整機能強化(短期) - 実動機関と連携した実動訓練や図上訓練を通じ、職員の航空運用調整能力の養成と向上を図る - 実動機関OB職員の任用等を通じ、平時から実動機関との連携体制構築、災害時の調整機能強化 - 県単独での対応が困難な災害時を見据え、他自治体の航空運用関係者へ協力を求める仕組みの必要性の検討 ○ 大規模災害時の県調整機能の強化・支援 (短期) - 県の情報収集・集約及び調整機能向上のための研修の実施 - 県単独での対応が困難な災害時の実動機関の情報共有・調整支援体制の検討 - 県単独での対応が困難な災害時を見据えた国等との合同訓練・研修等の実施 ○ 航空運用調整班のスペース確保(短期) - 災害対応業務を行うスペースを危機管理部内に確保

1. 命を守る (3) 救急・救助活動 (5) 実動機関の給油支援【危機管理部】

取組事項	課題	改善の方向性
平時 ○ 平時における取組 (協定締結) 「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」を県石油販売協同組合と締結 (訓練) - 未実施	○ 緊急車両への優先給油 被災地に向かうための給油にあたり、一般車両より優先した給油ができず、迅速な出勤の阻害が発生	○ 災害時の優先給油実施の周知 (短期) 災害時の緊急車両への優先供給及び誘導員の配置等について、改めて組合に加入する店舗に対し周知
発災後 ○ 消防等の実動機関へ情報共有 (◎) 県石油販売協同組合と連携し、サービスステーションの営業状況を共有		○ 優先給油を受けるための緊急通行車両標章の事前取得の周知 (短期) - 優先給油できる店舗のリストを実動機関に送付 - 平時から県内消防機関に周知 - 災害時は出勤要請後、直ちに緊急消防援助隊に周知

1. 命を守る (3) 救急・救助活動 ⑥ 遺体の埋葬【危機管理部・健康福祉部】

取組事項	課題	改善の方向性
平時 ○ 平時における取組 (地域防災計画) - 県葬祭業協同組合、全国霊柩自動車協会と協定締結 (訓練) - 未実施	○ 平時における準備・想定不足 - 発災後の具体的な業務・対応が定まっていなかった ○ 資機材等の円滑な確保が必要 - 遺体搬送車両の円滑な確保が必要	○ 発災後の業務・役割の整理 (短期) - 県・市町・関係機関のより具体的な業務等を整理・共有 - 被災市町の状況に応じた県による調整の実施 ○ 搬送車両の円滑な確保 (短期) - 関係機関との連携促進
発災後 ○ 発災後の対応 - 被災地の火葬場停止に伴い、被災市町以外での遺体の受入、火葬実施に向けた調整を実施 - 発災後に協定先の葬祭事業者と連携 - 被災市町・受入市町・葬祭事業者との調整を実施 (1/3 (運用開始は1/4) ~3/24) - 受入市町において、管外料金適用分を減免し、管内料金を適用 (1/5~3/24)	○ 支援団体等との連携強化 - 県・市町・葬儀業者との連携について、対応体制の立ち上げに時間を要し、一部の搬送が遅れた ○ 職員の災害対応知識・経験不足 - 災害救助法の知識・理解不足 ○ 遺体安置場所の確保・設置 - 計画上、市町で設置と規定される中、検視等を行った警察により対応 - 避難所の過密、自主避難所が発生する中、場所の確保に苦慮	○ 県・市町・関係機関との連携強化 (短期) ○ 県・市町職員への研修等 (短期) - 幅広い職員への救助法事務の習熟 ○ 被災自治体の事務負担軽減(短期) - 災害救助法事務のあり方の検討 (迅速かつ効率的な取組実施のため、事例共有、同法の地方自治体による自主的・弾力的な運用)

1. 命を守る (3) 救急・救助活動 ⑦ 医療救護活動への支援【健康福祉部】

取組事項	課題	改善の方向性
平時 ○ 平時における取組 - 県災害時医療救護対応マニュアルの整備 〔医療救護活動に関する調整組織の設置、EMISによる連絡体制〕 - 研修・訓練を通じた連携促進 - 病院の事業継続に向けた計画策定・耐震化・自家発電機等の整備（訓練） - 県防災総合訓練等による連携促進	○ 平時における準備・想定不足 - 保健医療福祉調整本部のマニュアル等がなかったため、運営が円滑にできなかった - 本部調整人材の不足 - フェーズ別の対応事項が未整理	○ 保健医療福祉調整本部のマニュアル整備（短期） - フェーズ別の対応事項整理 - 司令塔機能の更なる強化の検討 - DHEAT、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター等の専門人材を養成するとともに、本部立ち上げ訓練の実施
発災後 ○ 保健医療福祉調整本部設置(1/4) - DMATを含め医療関係者等と情報を共有 - DMAT調整本部等の設置(1/1) ○ 被災病院への医療支援 - 搬送者への対応 - 患者の広域搬送判断・搬送調整（1/2～） - 医療物資等輸送 - 臨時診療等が可能な医療コンテナの設置（1/10～） ○ EMISによる情報連絡体制 - 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）による医療機関の稼働状況等の情報収集・提供 ○ 避難所への巡回・健康管理 - JMAT、日赤救護班等による巡回（1/3～） - 災害処方箋に対する薬剤師によるモバイルファーマシーでの調剤（1/7～） ○ 広域避難等の実施 - 被害、断水等の状況を踏まえた高齢者施設等への広域避難 - 避難所環境改善の助言 - デジタル技術を活用した避難患者の医療情報の共有（◎）	○ 避難者情報の把握・共有に課題 - 紙ベースでの入所者管理 - 避難者名簿作成のための市町のマンパワー不足 - 同じ情報を何度も聞き取り - 介護情報・常用薬情報の把握が困難 - 各支援団体との円滑な情報共有が必要 ○ 県庁内・関係機関との連携・調整不足 - 連携・情報共有に苦慮（どの部署が担当かの認識が不十分等） ○ 医療機関等への物資配送 - 避難所等への配送物資と異なる品目が多く、物資班とは別対応が求められたため、多くの人員を割かれた ○ 救助法対象範囲の確認 - 災害救助事務取扱要領では対応できない事例が多い - 省庁により判断が異なる、又は判断に時間を要し、スピード感をもった支援に苦慮	○ デジタル・新技術の活用（中長期） - 各支援団体との円滑な情報共有 - 運営スタッフの出勤状況等管理 - システム活用のための研修 - 避難者情報の把握・共有 ○ 県庁内・関係機関との連携強化（短期） - 平時からの連携体制構築 - 個人情報の共有範囲等の整理 ○ 物資配送の被災者支援物資との一元化検討（短期） - 物資班増員等による対応の一元化 - 物資班業務マニュアル等の準備 ○ 被災自治体の事務・財源負担軽減(短期) - 災害救助法事務のあり方の検討（迅速かつ効率的な取組実施のため、事例共有）

1. 命を守る (3) 救急・救助活動 ⑦ 医療救護活動への支援【健康福祉部】

取組事項	課題	改善の方向性
○ <u>被災医療機関の機能維持等</u> ・ 復旧支援・医療従事者の宿舍整備・応援派遣 ・ 妊産婦の七尾以南での出産への宿泊費等支援	○ <u>被災医療機関の復旧支援</u> ・ 病床の稼働率が低下した病院や休止した診療所の機能の回復・強化	○ <u>医療提供体制の強化（短期）</u> ・ 奥能登公立4病院機能強化検討会での検討を踏まえた機能強化 ・ 歯科診療車、モバイルファーマシーの導入 ・ モバイルファーマシーでも薬歴確認（オンライン資格確認等）ができる仕組みの構築

発災後

1. 命を守る (3) 救急・救助活動 ⑧ 看護師の派遣【健康福祉部】

取組事項	課題	改善の方向性
平時 ○ 平時における取組 ・ 災害支援ナースの育成 ・ 地域における看護師の災害教育	○ 平時における準備・想定不足 ・ 派遣にあたっての具体的な計画が未想定（派遣期間、派遣場所（避難所、高齢者施設等含む）、調整方法等） ・ 災害支援ナースだけで対応できない場合の想定なし	○ 国の応援看護師の移動手段や宿泊場所等の整理（短期）
発災後 ○ 応援派遣調整 ・ 日本看護協会及び県看護協会に対して、災害支援ナースの派遣を要請（1/3） ・ 国に対して応援看護師の派遣を要請（1/8）（◎） ・ 国の応援看護師に対する宿泊・移動手段・衛生用品等の資機材確保調整（1/9～3/30） ○ 避難所への派遣 ・ 日本看護協会及び県看護協会を通じ、県内外の災害支援ナースを派遣（1/5～2/29、延べ3,040名） ・ 石川県看護協会所属の看護師を、1.5次避難所へ派遣（1/8～5/31、延べ921名） ○ 被災地公立4病院への派遣 ・ 国を通じて、全国の医療機関から広域派遣応援看護師を派遣（1/12～3/30、延べ3,553名） ○ 中長期的に勤務可能な看護師確保 ・ 県看護協会の協力のもと、被災地における看護師募集（2/6～）（◎）	○ マンパワー不足 ・ 道路、宿泊状況から活動が制限 ・ 広範囲での被災による人手不足 ・ 現地看護師のフォローも必要 ・ 派遣調整を行う運営スタッフの不足 ・ 災害支援が可能な看護師の確保 ○ 避難者情報の把握・共有が必要 ・ 紙ベースでの入所者管理 ・ 同情報の複数回聞き取り ・ 看護・介護情報の把握が困難 ○ 応援看護師等の宿泊場所不足 ○ 派遣にあたっての資機材不足 ・ 車、医療キット、食料等の不足 ○ 支援団体等との連携 ・ 県・市町・他自治体応援職員・NPO、高齢者施設等との連携	○ 看護師派遣要請マニュアルの整備（短期） ・ 派遣にあたっての確認事項の整理（被災状況、宿泊場所の確保等） ・ 国の応援看護師について記載 ・ 国・看護協会・市町等との応援体制整備 ・ マニュアルの関係団体への周知、共有 ○ 県立看護大における寄附講座の設置（中長期） ・ 災害への対応力を有する看護師の育成 ○ デジタル・新技術の活用（中長期） ・ デジタル化による事務の省力化 ・ 避難所等に支援に入る看護師の出勤状況等管理 ○ 支援者宿泊場所の確保支援（中長期） ○ 資機材調達及び配送方法の事前の検討・確保（短期） ○ 応援体制の構築（短期） ・ 派遣調整用務に係る応援体制整備 ・ 平時における動員予定者の編成

1. 命を守る

(4) 避難所の設置・運営、避難・移動支援

① 1次避難所【危機管理部】

取組事項	課題	改善の方向性
○ 平時における取組 - 基本的に国「避難所運営マニュアル」や「避難所チェックシート」に基づき市町・地元住民による運営を想定 - 市町による避難所の指定、備蓄物資等配備(訓練) - 県防災総合訓練での避難所開設訓練	○ 避難所の開設・運営 - 開設・運営のリーダーと想定する市町職員や自主防災組織、防災士等が被災 - 避難者による自主運営が基本である中、他自治体応援職員等の避難所運営に依存 - 災害支援NPO等との連携が未想定 ○ 県民一人一人の自助・共助意識の向上が必要	○ 避難所運営マニュアルの改定【市町】 - 国の避難所運営ガイドライン改定を踏まえ、今回の対応・経験に留意して資機材等の確保やその運用も含め、マニュアルを改定 →電源・通信環境・レイアウト・物資備蓄・食事・トイレ・ベッド・洗濯・入浴支援・ペット同行 「避難所チェックシート」等を活用した「女性の視点」・「男女共同参画の視点」等多様な視点による対応 - 要配慮者スペースの確保 - 指定避難所は被災者の支援拠点であり、自主避難所や在宅・車中泊避難者も支援 - 食事や入浴支援等における、民間支援団体と災害時応援協定締結 - 地域住民による避難所の自主運営について研修等の実施 - 職員や地域住民の対応力向上・防災意識の向上に向けた研修や訓練等の実施
○ 住環境整備・物資支援 - 必要資機材支援(食料、トイレ、空調設備、段ボールベッド等) - 自衛隊等による入浴支援 - NPO・ボランティア等による食事支援 - 空調がない避難所に(一社)石川県空調設備工業会の協力を得て空調設備を設置(2市町、27ヵ所)(◎) - 日本栄養士会による食に配慮が必要な方に対する緊急栄養補給物資の支援 - JRATによる避難所環境改善、福祉用具に関する助言 ○ 運営人材の派遣 - 他自治体応援職員による運営支援 - 県職員の派遣(奥能登6市町に各10名 計60名) ○ 健康管理等の実施 - 県・他自治体応援職員・NPO等による健康管理 - DWATによる避難者の健康状況や介護ニーズ等の確認 ○ 子どもの居場所の確保 「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」を通じた民間団体や中間支援団体等への支援【国】	○ 避難所環境の整備 - 避難者が多かったこと、運営ノウハウ不足、混乱により開設初期にゾーニング、間仕切りが設けられず、雑魚寝が発生 - トイレ・食事提供・洗濯等の生活環境の整備に量・質ともに時間を要した - 女性の視点による授乳室の確保や女性向け物資のニーズ把握、男女共同参画の視点による運営等、多様な視点による対応が不足 - 高齢者・要配慮者スペースを確保できない避難所が見られた ○ 自主避難所の状況把握・支援 - 指定避難所ではない最寄りの公民館等への避難が多発(場所知らない、遠い、孤立等) - 避難所として想定していないため、市町による状況把握が困難、物資等が不足 ○ 在宅・車中泊等被災者の状況把握・支援 - 市町による状況把握が困難(被災者自らによる申告が必要) - 物資等を受け取りに避難所に行くも、避難者が優先され、物資等が行き渡らないこともあった	○ 避難所開設・運営訓練の実施【市町】 県、市町、自主防災組織、防災士会等の関係者が連携した合同訓練の実施を通じて役割の確認・共有、住民の防災意識の向上 ○ 総合防災情報システムの機能強化(短期) ○ デジタル・新技術の活用(短期) - 情報共有を前提としたデータ様式統一 - 市町が行う避難者名簿作成への支援(平時からマイナンバーカード等の活用による氏名等情報の名簿データ化、情報入力手段の複線化) ○ 衛星携帯電話等の配備検討【市町】

1. 命を守る

(4) 避難所の設置・運営、避難・移動支援

① 1次避難所【危機管理部】

取組事項	課題	改善の方向性
○ 避難者受入れ及び名簿作成 - 各避難所において、連携が取れない中、各々が独自の項目で避難者名簿を作成 - 避難所外避難者の情報登録窓口（LINE・コールセンター）の開設	○ 避難所への確実な物資輸送 - 道路が寸断し、市町物資拠点から迅速かつ継続的な輸送に支障 ○ 備蓄の確保 - 食料・簡易トイレ・段ボールベッド等避難生活において必要な物資の備蓄が十分でない避難所があった - スーパーやコンビニ等が被災し、流通備蓄の調達に支障 - 女性用品や乳幼児用品の備蓄が不足 ○ 避難者名簿作成・共有に苦慮 - 紙ベースでの入所者管理が多く、名簿のデータ化に苦慮 - 収集した個人情報の取扱い方法が不明（名簿データ等が支援団体等と共有可能か不明） - データ形式等が各市町、避難所で不統一 ○ 通信途絶 - 必要な救助・支援の伝達に支障	○ 指定避難所・自主避難所等での備蓄推進【市町】 - 指定避難所は自主避難所や在宅・車中泊避難者への支援拠点であることに留意して必要物資を備蓄 - 新たな地震被害想定等を踏まえ、自主避難所も含めた備蓄の想定数量を検討、県民への防災教育等を通じた家庭内備蓄を推進 ○ 職員動員計画策定等による応援（短期） - 平時における動員予定者の選定 - 他自治体応援職員等との連携 ○ 避難所の環境整備（短期） - トイレカー、キッチンカー、入浴資機材、ランドリーカー、トレーラーハウス等の避難所環境向上に必要な大型資機材や、段ボールベッド等の避難所開設後直ちに必要となるものの各地域の国備蓄拠点への分散整備・備蓄 - 避難生活の環境向上に必要な大型資機材を民間保有分を含め登録し、平時から啓発・訓練を目的とした自治体への貸出を可能とする制度の創設 ○ 避難所の運営支援（中長期） - 災害関連法令における個人情報の取扱いの明確化 - デジタル新技術活用への支援（災害時を見据えた平時からのマイナンバーカード活用促進、強靱かつ安定的な通信インフラ整備支援） - 被災自治体に対する人的支援

1. 命を守る (4) 避難所の設置・運営、避難・移動支援 ② 孤立集落対策【危機管理部】

取組事項	課題	改善の方向性
平時 ○ 平時における取組 - 避難所等への備蓄物資等配備 (孤立集落の定義) - 道路構造物の損傷、土砂堆積等により、道路及び海上交通による外部からのアクセスが途絶、人の移動や物資の流通が困難または不可能となる状態	○ 孤立集落が発生する想定が不足 - 孤立が見込まれる集落、避難先、避難方法が未想定 ○ 孤立状況の迅速な把握 - 通信途絶、道路寸断により市町経由の状況把握が困難（孤立状況、人数等） - 衛星携帯電話配布後に連絡するも、地域住民等が衛星携帯電話に不慣れで、依然として状況把握が困難 - 実動機関による救助済情報が共有できておらず、現地を確認し、初めて避難済みを把握	○ 孤立集落可能性調査の実施（短期） ○ 孤立集落対策マニュアルの整備（短期） - 孤立見込みを踏まえた対応方針等の整理 - ホテル・旅館、市町避難所の使い分けなどの考え方、担当部局・班の整理 - 孤立解消のため、陸上からのアクセスのみではなく、海や空からのアクセスポイントの把握と関係者間での情報共有 - 自衛隊・消防等と連携した情報収集・共有 - 避難経路の多重化の検討（中長期）
発災後 ○ 孤立状況の把握 - 市町から電話等による確認 - 自衛隊・消防等による地上からの確認、物資輸送に合わせた衛星携帯電話の配布 - 携帯通信事業者からのデータによる確認 →最大24地区、3,345人が孤立(1/8) ○ 孤立集落への物資輸送 - ヘリ等による空中投下 - 自衛隊・消防による地上からの物資輸送 ○ 土木部等と連携した道路啓開 - 優先順位を整理し、道路啓開を実施 ○ 孤立集落からの救助・避難 - ヘリ等による救助 2次避難所(ホテル・旅館、広域避難所への輸送(1/4～)) ※地区コミュニティ維持のため、広域避難所への集落の“まるごと避難”実施(◎) ○ 孤立解消後(1/19)も要支援集落として継続支援(◎) - 広域避難後、やむを得ない理由等により集落に残った方に対し、道路啓開までの間、市町により物資支援等の必要な支援を実施	○ 孤立集落への確実な物資輸送 - 指定避難所のない孤立集落では食料等を各自で持ち寄り対応 - ヘリ、マンパワーに限りがあり、市町物資拠点からの迅速かつ継続的な輸送に苦慮 ○ 道路啓開後の継続的な支援 - 孤立した地域における、長期的なライフラインの途絶 ○ 2次避難に向けた調整 - ホテル・旅館、市町避難所への2次避難を別チームが対応しており情報共有不足 - 避難者情報の早期共有 (氏名、年齢、健康状態、ペット有無等)	○ 孤立が見込まれる集落における通信機材の配備、物資の備蓄【市町】 - 衛星携帯電話の配備、物資備蓄 - 衛星通信機材の設置・使用訓練 ○ 物資輸送時のドローンの活用検討（短期） - 防災訓練などでの活用事例の周知 - 平時から関係団体との連携体制を構築 ○ デジタル・新技術の活用（短期） - 総合防災情報システムの機能強化 - 市町が行う避難者名簿作成への支援 - 被災者情報(広域避難者の居所等)を共有する仕組みの活用による市町被災者台帳のアップデート - 住民の安否確認のため、携帯電話や電気の使用状況のデータを活用 ○ 孤立防止に向けた取組（中長期） - デジタル技術等の新技術活用への支援 (強靱かつ安定的な通信インフラ整備支援、孤立集落単位での生活維持に向けた取組への支援) - 半島地域における、災害時に強いインフラ整備等の財政支援の拡充

1. 命を守る (4) 避難所の設置・運営、避難・移動支援 ③ 2次避難対策【文化観光スポーツ部】

取組事項	課題	改善の方向性
平時 ○ 平時における取組 (地域防災計画) - 市町から要配慮者の二次避難に関する応援要請を受けたときは、「広域調整マニュアル」に基づき、広域的な要請を行う 国、地方公共団体、運送事業者等は具体的なオペレーションを定めた計画に基づき広域避難を実施する - 協定等による連携体制構築 (訓練) - 未実施	○ 平時における準備・想定不足 2次避難にあたっての具体的な手順・計画、留意事項等を定めたマニュアルがなく当初、現場が混乱 2次避難所の設置基準・対象者の要件が未整理(開設要件や対象施設等の想定なし、2次避難の必要性や避難期間等) ○ 避難者名簿等の情報共有が不足 【発災後約1ヶ月間】自衛隊等により救助された避難者の名簿等の情報が不足、受入先での混乱が発生(年齢、健康状態等) - 避難者の健康状態を把握せず、2次避難を実施した結果、15次避難所長期滞在者が増 - 避難者への同情報の複数回聞き取りが発生 - 名簿管理が不十分であったため、被災地外及び県外避難者の避難先や避難状況などの情報把握が困難 →奥能登豪雨時はすべて被災市町を通して受付したため混乱はなかった - 避難先ミスマッチ(他人との相部屋・持病あり・自立した生活が困難な避難者の受入等)による転所調整 - 名簿等個人情報の自治体・支援団体等との共有に苦慮	○ 広域避難調整マニュアルの整備(短期) - 災害規模、被災状況に応じた2次避難の実施要件の整理 2次避難先の整理(被災地外避難所、県内外の旅館・ホテル・公営住宅、民泊) 2次避難対象者の要件整理(自活可能など) - 担当部局・班の整理 ○ 2次避難運営マニュアルの整備(短期) 2次避難の具体的なオペレーション、留意事項の整理 - 災害規模、被災状況に応じた健康チェック等の実施場所の検討(被災地又は1.5次避難所)
発災後 ○ 2次避難実施体制の構築 2次避難実施の決定(1/4) - 避難者と宿泊施設とのマッチングを行うため、大手旅行会社共同企業体による事務局を設置(1/5)(◎) 1.5次避難所に受付デスク設置(1/9) - コールセンターの開設(1/14) ○ 2次避難所への移送 - 自衛隊による孤立集落救助(1/6～) - バス協会・自衛隊等による移送(1/6～) ○ 避難所等の生活環境改善と災害関連死防止のため2次避難を周知 - 新聞による周知(1/14、1/21、1/28) ○ 2次避難希望者の健康チェック、マッチング(◎) →1.5次避難所(いしかわ総合スポーツセンター、産業展示館2号館、小松総合体育館)、ホテルアローレ(加賀市設置) - 受入準備(健康管理等) - 宿泊調整等(集落単位で同一施設とするなどの工夫)(◎)	→奥能登豪雨時はすべて被災市町を通して受付したため混乱はなかった - 避難先ミスマッチ(他人との相部屋・持病あり・自立した生活が困難な避難者の受入等)による転所調整 - 名簿等個人情報の自治体・支援団体等との共有に苦慮 ○ 2次避難先の確保・調整 2次避難先の確保 1.5次避難所での健康チェック等を通じた避難可否判断と通院等の事情を考慮した避難先調整 - 旅館・ホテルに加え、家財付き・一棟貸しなど、ニーズにあわせた受け皿の確保(民泊物件、公営住宅)	○ 送り出しと受け入れの円滑化のための被災者情報共有体制の整備(短期) - 被災者情報(広域避難者の居所等)を共有する仕組みの活用による市町被災者台帳のアップデート及び要支援者情報の共有 - 市町と連携した現地面談による被災者への意向確認と名簿の精緻化 ○ 職員動員計画策定等による応援(短期) - 平時における動員予定者の選定 - 人的支援受入れチームと連携した対口支援人材の活用 ○ 県職員への研修等(短期) - 初動対応、応援業務の理解促進 - 訓練等による理解促進

1. 命を守る (4) 避難所の設置・運営、避難・移動支援 ③ 2次避難対策【文化観光スポーツ部】

取組事項	課題	改善の方向性
○ 受入れ市町における対応 ・県外を含め、受入れ市町において健康管理等を実施する他、相談窓口を設置・運営 ・避難所等において避難者向け個別相談会実施(2/7～) ○ 地域コミュニティの維持・管理のための対応 ・社会福祉協議会と連携し、広域避難者を対象とした交流会を開催するほか、支援団体や各市町の社会福祉協議会等と連携し、マジックショーや食文化を体験するイベントなど、地域のつながりを深める各種イベントを継続的に実施中	○ 災害救助法以外での支援の検討 ・災害救助法対象外経費（駐車場代、ペット預かり費用等）への対応	○ 被災自治体の事務・財源負担軽減(短期) ・災害救助法事務のあり方の検討（迅速かつ効率的な取組実施のため、対象経費の明確化・事例共有、同法の地方自治体による自主的・弾力的な運用） ・災害関連法令における個人情報の取扱いの明確化

発災後

1. 命を守る

(4) 避難所の設置・運営、避難・移動支援

④ 1.5 次避難所【文化観光スポーツ部・健康福祉部】

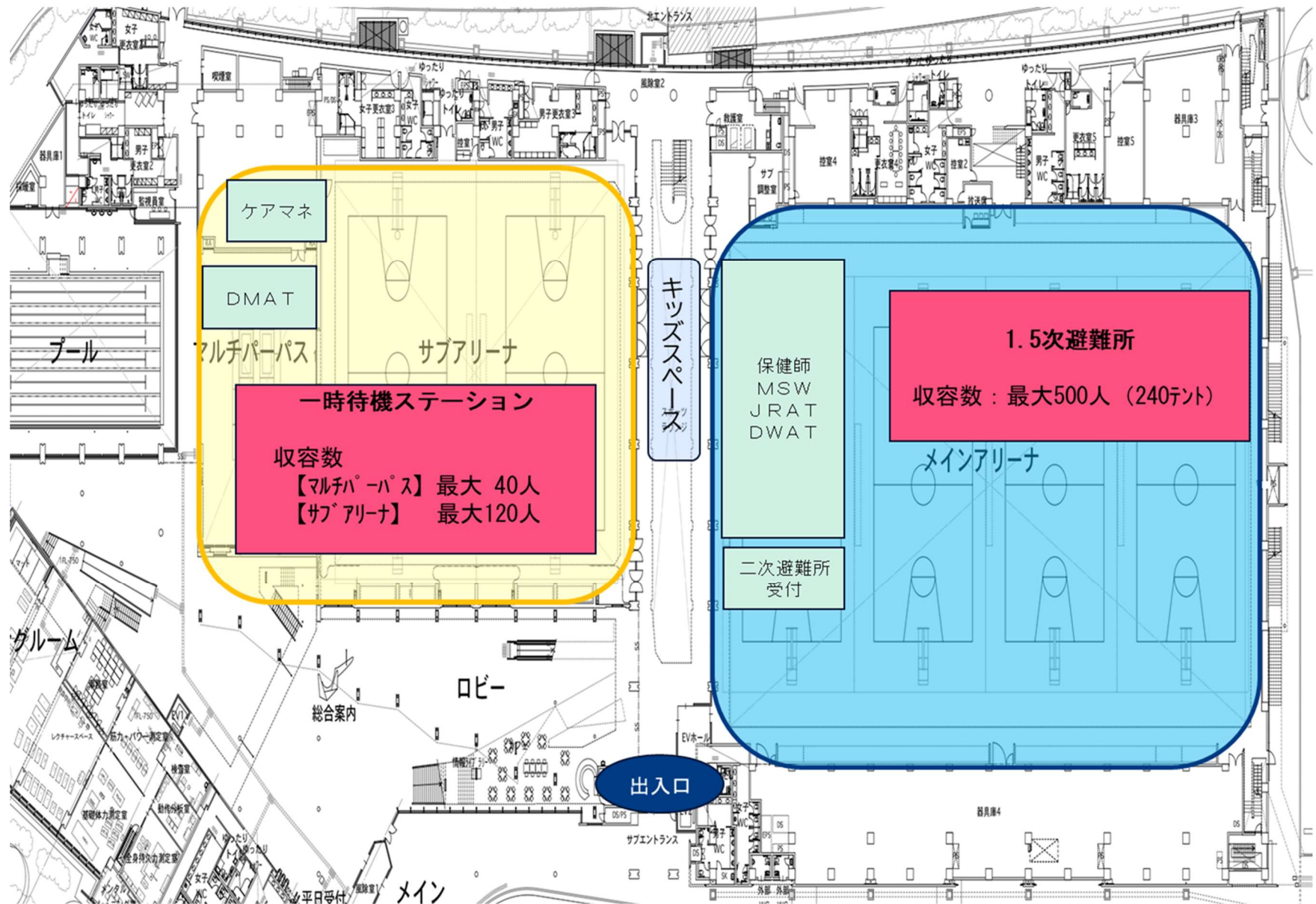
取組事項	課題	改善の方向性
平時 ○ 平時における取組 ・ 想定なし 発災後 <開設時の想定> 2次避難の方針決定後、2次避難所に繋ぐまでの一時的な滞在場所として開設(1/8~) 高齢者など被災者の身体的状況に応じた2次避難先選定のためスクリーニングを実施 ○ 受入時の対応 ・ 保健師等による問診 ・ 介助や見守りの必要性に応じた入所場所の調整(ケアの有無等) ○ 避難者への対応 ・ 医療・福祉スタッフ増員 ・ 避難所運営マニュアル等の整備 ・ 避難所生活環境・必要資機材(歩行器、車いす等)の整備 ・ 各種相談窓口の設置(2次避難の相談やみなし仮設住宅の情報提供、看護師、保健師、薬剤師、DWAT等による健康相談等)(◎) ・ キッズスペースを設置し、保育士等による見守りを実施(1/8~9/25)(◎) ・ 日本栄養士会による食事提供(1/8~) ・ 2次避難所等へのマッチング支援(ケアマネジャー、医療ソーシャルワーカー等) ・ 近隣の温浴施設への巡回バスを運営(◎) ・ 定期薬を使い切った入所者に処方箋の発行等を行う診療所の開設(1/20~)(◎) ・ ペット飼育用トレーラーハウスの設置(1/21~4/30)(◎) ・ 入所者の心身機能低下の防止のため、アクティビティセンターを設置(JRAT、県リハビリテーションセンター)(1/22~) ・ 浴槽設置(日本在宅介護協会)(2/17~)(◎)	○ 準備・想定不足 ・ 想定外の長期滞在者が多数発生し、実質的に福祉避難所と化した(閉鎖時期の判断が困難) ・ 事務フロー・マニュアル等なし ・ 当初は県職員に避難所運営や福祉サービス提供のノウハウなし(県民文化スポーツ部が担当) ※R6.4~健康福祉部が担当(当初は医療救護、福祉施設への対応で事務負担が大きかった) ・ 避難者の健康状況や介護ニーズ等の確認、2次避難所等へのマッチング支援への認識の欠如 ○ スタッフ不足 ・ 要配慮者多数による長期滞在者増 ・ 医療・福祉スタッフが不足 ○ 対象者の整理・周知が不足 ・ 収容数に限界がある中、避難者が様々なルートで来所 ・ 高齢者等(家族の介助含む)の短期滞在を想定する中、健康チェック等の結果、想定を超える介助や見守りが必要な要配慮者(2次避難が適さない方)が判明し、長期滞在者増 ○ 要配慮者に対応するための機能不足 ・ 要配慮者多数による、設備不足(入浴設備、調理設備、トイレへのアクセス等) ・ 多職種連携のノウハウの不足(情報の共有、管理のあり方等) ○ 被災者の居所不明 ・ 県と市町の連携不足により、市町による広域避難者の居所確認等に苦慮	○ 広域避難調整マニュアルの整備(短期) ○ 1.5次避難所運営マニュアルの整備(短期) ・ 医療・福祉も含めたスタッフの確保 ・ 設営業務委託を含めた開設・運営体制の整理 ・ 県・市町・関係団体との情報共有体制の確保 ○ 県庁内・市町・関係団体との連携強化(短期) ・ 被災者への支援情報等の的確な情報発信 ・ 受け入れの円滑化のため、被災市町との情報共有など連携強化 ・ 様々な関係団体との連携に加え、各団体相互の連携強化のため、マニュアルや共通フォーマットを共有 ・ 2次避難所等へのマッチング支援を行う体制の整備 ○ 避難所レイアウトの工夫(短期) ・ 支援団体と連携した調理サービス、介護に対応した動線の工夫など ○ 送り出しと受け入れの円滑化のための被災者情報共有体制の整備(中長期) ・ 被災者情報(広域避難者の居所等)を共有する仕組みの活用による市町被災者台帳のアップデート及び要支援者情報の共有

1. 命を守る

(4) 避難所の設置・運営、避難・移動支援

④ 1.5 次避難所【文化観光スポーツ部・健康福祉部】

いしかわ総合スポーツセンター 1F平面図



1. 命を守る

(4) 避難所の設置・運営、避難・移動支援

⑤ 2次避難所(ホテル・旅館、被災地外避難所等)【能登半島地震復旧復興推進本部・文化観光スポーツ部】

	取組事項	課題	改善の方向性
平時	○ 平時における取組 ・ 協定等による連携体制構築(訓練) ・ 未実施	○ 平時における準備・想定不足 ・ 県、市町間で避難者情報を共有する仕組みが未整備(特に被災地外及び県外避難者の避難先や避難状況などの情報把握が困難) ・ 2次避難所の設置基準・対象者の要件が未整理(開設要件や対象施設等の想定なし、2次避難の必要性や避難期間、要配慮者の確認等)	○ 広域避難調整マニュアルの整備(短期) ・ 災害規模、被災状況に応じた2次避難の実施要件の整理 ・ 2次避難先の整理(被災地外避難所、県内外の旅館・ホテル・公営住宅、民泊) ・ 2次避難対象者の要件整理(自活可能など) ・ 担当部局・班の整理
発災後	○ ホテル・旅館での受入(1/6～)(◎) ・ 保健師等による避難者の健康管理(1/6～) ・ 入退所情報の関係市町との共有(1/15～) ・ 2次避難者に対し行政機関等からの定期的な情報提供(2/9～) ○ 被災地外避難所での受入(1/4～)(◎) ・ 受入準備(避難所設営、健康管理等) ・ 避難所運営(5市) ・ 行政機関等からの定期的な情報提供 ○ 県外公営住宅(避難所)での受入(1/4～) ・ 発災直後のライフライン途絶等により、避難を余儀なくされた被災者の「一時的な避難場所」として取扱い ・ 行政機関等からの定期的な情報提供、社協やNPOと連携した交流会・相談会の実施 ○ 市町と連携した生活再建に向けた支援 ・ 相談窓口の設置 ・ 説明会の実施	○ 避難生活へのフォロー ・ 行政機関等からの情報・提供物の過不足(物資の発送・到着時で避難者数が異なる) ・ 健康チェック、食事、洗濯、駐車場、ペット預かり等の対応 例) 施設側から救護班の健康チェックための立入を拒まれたケースあり →周知文書を発出 例) 食事内容への苦情 →宿泊施設へ改善の働きかけ 例) 食事提供できない施設への対応 →配食事業者に依頼し食事提供 例) コインランドリーがなく洗濯できない →洗濯機をリースして設置 例) 無料駐車場がなく、駐車料金が負担 →県民ふれあい公社及び民間運営の駐車場等の無償提供 例) ペットの預け場所がない →ペット一時預かりの実施 ・ 一時帰宅や通院時の交通手段の確保 ・ 生活再建に係る各種申請手続き案内	○ 2次避難運営マニュアルの整備(短期) ・ 避難者受入(健康チェック、食事、洗濯、駐車場、ペット等)の対応マニュアルの整備と関係者への共有 ・ 被災市町・受入市町と連携した避難者の情報把握や各種支援制度についての情報提供、帰郷支援 ○ 職員動員計画策定等による応援(短期) ・ 平時における動員予定者の編成 ・ 人的支援受入チームと連携した応援職員等の活用 ○ 県職員への研修等(短期) ・ 初動対応、応援用務の理解促進 ・ 食事、洗濯、駐車場、ペット等への対応マニュアルの把握 ・ 2次避難運営・広域調整マニュアルの把握 ・ 訓練等による理解促進 ○ 県庁内・市町・関係団体との連携強化(短期) ・ 県庁内での関係部・チームが多岐にわたるため、担当者の明確化やマニュアルを共有 ・ 宿泊施設等の関連事業者・団体との2次避難において発生する課題の共有

1. 命を守る

(4) 避難所の設置・運営、避難・移動支援

⑤ 2次避難所(ホテル・旅館、被災地外避難所等)【能登半島地震復旧復興推進本部・文化観光スポーツ部】

取組事項	課題	改善の方向性
○ <u>妊婦用2次避難所の設置・運営</u> - 助産師による健康相談など支援（1/9～順次） ○ <u>子どもの居場所の確保</u> 「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」を通じた民間団体や中間支援団体等への支援【国】 ○ <u>受入れ市町における対応</u> - 県外を含め、受入れ市町において健康管理等を実施する他、相談窓口を設置・運営	○ <u>健康チェックを行う専門職の不足等</u> - 入所前に健康チェックを行う専門人材の不足 - 保健師等による避難者の健康管理 - 医師等の訪問に係る施設との調整 - 避難者情報のパンチング入力が発生 ○ <u>避難者の健康状態等と避難先の環境のミスマッチによる転所調整</u> ○ <u>避難終了時期の設定</u> - 自宅復旧、仮設住宅入居決定後も、生活再建への不安から、2次避難を継続する避難者への対応に苦慮 ○ <u>生活再建に向けた状況の確認・支援</u> - 被災市町との生活再建状況の共有 - 生活再建に向けた支援の難航 ○ <u>受入施設へのフォロー</u> - 原状復旧（汚損・生活臭等） ○ <u>被災者の居所不明</u> - 市町による広域避難者の居所確認等に苦慮	○ <u>送り出しと受け入れの円滑化のための被災者情報共有体制の整備（短期）</u> - 被災者情報（広域避難者の居所等）を共有する仕組みの活用による市町被災者台帳のアップデート及び要支援者情報の共有 ○ <u>被災自治体の事務・財源負担軽減(短期)</u> - 災害関連法令における個人情報の取扱いの明確化 - デジタル技術等の新技術活用への支援（災害時を見据えた平時からのマイナンバーカード活用促進） ○ <u>2次避難の円滑な終了に向けた支援</u> - 被災市町との連携による、2次避難終了後の支援体制の構築

1. 命を守る

(4) 避難所の設置・運営、避難・移動支援

⑥ 福祉避難所【危機管理部・健康福祉部】

取組事項	課題	改善の方向性
平時 ○ 平時における取組 ・ 市町で確保、公表 (指定75施設、協定確保316施設) (訓練) ・ 未実施	○ 平時における準備・想定不足 ・ 福祉避難所の更なる確保 ・ 事前の受入対象者の整理に苦慮 ・ 広域調整時の具体マニュアルなし ・ 要支援者の個別避難計画の策定が未完了の市町も多く、福祉避難所への避難経路や移動方法が未整理 ・ 通信途絶の想定なし ・ 担当所属間の連携（危機・健福）	○ 福祉避難所の更なる確保・個別避難計画の策定に向けた市町に対する助言(短期) ○ 福祉避難所運営マニュアルの整備【市町】 ・ 施設ごとの受入対象者の設定 ・ 広域調整先の事前設定 ・ 担当所属の役割の明確化 ・ 元の施設や受入施設の確保などのマニュアル整備 ・ 保育所等既存施設活用の検討
発災後 ○ 住環境整備・物資支援 ・ 必要資機材整備（食料、トイレ、空調設備、段ボールベッド等） ○ 運営人材の派遣 ・ 全社協等による福祉人材派遣(1/10～) ○ 健康管理の実施 ・ 県・他自治体応援職員・NPO等による健康管理 ○ 福祉避難所の開設・受入調整 ・ 福祉避難所 26施設で受入(6市町) - 指定：6施設 - 協定確保：7施設 - みなし：13施設 ・ 指定福祉避難所等以外の施設での受入要請（定員を超えた受入依頼） 県内外約500施設で受入(R6.12.24時点)	○ 資機材の不足 ・ 介護用ベッド、おむつ、車いす等の不足 ・ 個別ニーズ物品が多く調達に苦慮 ・ 早急な電源の確保 ○ 名簿等による情報把握・共有 ・ 入所前の介護情報の把握が困難 ・ 職員同士の情報共有方法 ・ 通信途絶による情報共有不能 ○ マンパワー不足 ・ 物資配布、住環境整備、健康管理等に係るマンパワーが不足 ・ 介護施設外では福祉人材不足 ○ 支援団体等との連携 ・ 県・他自治体応援職員・NPO等との連携 ・ 避難所集約、運営業務委託等も含め、支援者の派遣終期を見据えた検討 ・ 施設の受入と戻り先の確保	○ 避難所等での備蓄等資機材整備【市町】 ・ 衛星携帯の配備等の検討 ・ 食料等の備蓄物資等の配備 ・ 介護用ベッド、おむつ等の配備 ・ 発災後の迅速な物資輸送体制 ・ 非常用電源の配備等の検討 ○ デジタル・新技術の活用【市町】 ・ 被災者情報（広域避難者の居所等）を共有する仕組みの活用による市町被災者台帳のアップデート及び要支援者情報の共有（県） ・ 運営スタッフの出勤状況等管理 ○ 応援体制の構築（短期） ・ 人的支援受入れチームと連携した対口支援人材の活用 ・ 全社協等福祉関係団体との連携、応援体制整備 ○ 県庁内・関係機関との連携強化（短期） ・ 関係団体と連携したマッチングにより受入と戻り先の確保

2. 生活を守る・命をつなぐ (1) 避難所の設置・運営 ① 避難所における健康管理【健康福祉部】

	取組事項	課題	改善の方向性
平時	○ 平時における取組 (地域防災計画) - 健康管理活動マニュアルに基づき活動 - 厚生労働省等へ従事者派遣要請 - 基本的に市町にて健康管理を実施 (訓練) - 未実施	○ 平時における準備・想定不足 - 保健医療福祉調整本部の運営想定不足 - 本部調整人材の不足 (DHEAT相当)	○ 保健医療福祉調整本部のマニュアル整備 (短期) - フェーズ別の対応事項整理 - 司令塔機能の更なる強化の検討 - DHEAT、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター人材の養成、本部立ち上げ訓練の実施 - 関係部・班が多岐にわたるため、担当者を明確化
発災後	○ 保健医療福祉調整本部設置 (1/4～) - 被災地の保健医療福祉ニーズの把握 - 保健医療福祉活動方針の決定 - 被災地保健所、関係団体との情報共有・調整 - DHEATによる助言・本部運営支援 (1/4～) ○ 避難所環境改善・物資支援 - 避難所状況把握システム (D24H) の活用 - 感染症対策資機材等配布 (消毒、空調設備、段ボールベッド等) (1/4～) - JDATによる、応急歯科診療、口腔衛生管理に関する助言等 - 日本栄養士会 (JDA-DAT) 等による避難所の食事改善の助言 ○ 健康支援の実施 - 県・市町・他自治体応援職員・県内外の応援派遣の保健師等チーム・NPO等と連携し活動 - 避難所に加え、仮設住宅、在宅者へ個別訪問 - 高齢者等の生活不活発発病や要介護を予防するためのリハビリテーション支援 (JRAT)	○ 避難者情報の把握・共有 - 紙ベースでの入所者管理 - 個人情報の取扱い - 同情報の複数回聞き取り - 介護情報の把握が困難 ○ 支援団体等との連携 - 県・市町・他自治体応援職員・社協・災害支援のNPO等との更なる連携が必要 - 避難所集約、運営業務委託等も含め、支援者の派遣終期を見据えた検討 - 支援団体撤退後の引継ぎ支援のあり方	○ 避難所等での備蓄等資機材整備【市町】 - 衛星携帯の配備、消毒薬等の備蓄等の検討 ○ デジタル・新技術の活用 (短期) - 市町が行う避難者名簿作成への支援 - 把握した情報の共有のあり方検討【市町】 - 運営スタッフの出勤状況等管理 - 健康や介護情報のデータ項目を標準化し、関係者間で共有する仕組みの構築 - 個人情報の取り扱い、共有範囲の明確化 ○ 職員動員計画策定等による応援 (短期) - 平時における動員予定者の編成 - 人的支援受入れチームと連携した応援職員の活用 ○ 県職員への研修等 (短期) - 初動対応、応援用務の理解促進 - 本部調整を担う人材の育成 ○ 県支援団体等との連携強化 (短期) ○ 災害関連死防止に向けた取組 (短期) - 災害関連死防止に向け、国等と連携した分析の実施 - 国による他県との比較や専門的見地等からの分析、健康対策等への反映を要望

2. 生活を守る・命をつなぐ (1) 避難所の設置・運営 (2) 避難所外被災者の見守り・健康管理【健康福祉部】

	取組事項	課題	改善の方向性
平時	○ 平時における取組 (地域防災計画) - 健康管理活動マニュアルに基づき体制整備 - 国への従事者派遣要請に向けた体制構築(訓練) - 未実施	○ 平時における準備・想定不足 - 実施体制が未整備 ○ 被災者情報の把握・共有 - 介護情報の把握が困難 - 避難元市町が広域避難者の居所確認等に苦慮 ○ マンパワー不足 - 市町地域支え合いセンターの相談員が不足(不安定な雇用体系に加え、被災者支援のスキルがある人材がいない)	○ 保健医療福祉調整本部マニュアルの整備(短期) - フェーズ別の対応事項整理 - 実施体制に関するマニュアル整備 ○ デジタル・新技術の活用(短期) - 市町が行う避難者名簿作成への支援 - 被災者情報(広域避難者の居所等)を共有する仕組みの活用による市町被災者台帳アップデート - アウトリーチや被災者自らの情報発信による避難所外被災者の状況の把握(県・市町) - 健康や介護情報のデータ項目を標準化し、関係者間で情報を共有する仕組みの構築 - 個人情報の取扱い、共有範囲の明確化 ○ 県職員への研修等(短期) - 見守り業務や災害ケースマネジメントに関する理解促進 ○ 市町・地域支え合いセンターへの支援(短期) - 見守り体制・運営及び人材確保のノウハウに関する研修、情報共有 ○ 市町・関係機関との連携強化(短期) - 平時からの連携体制構築 ○ 災害関連死防止に向けた取組(短期) - 災害関連死防止に向け、国等と連携した分析の実施 - 国による他県との比較や専門的見地等からの分析、健康対策等への反映を要望
発災後	○ 健康支援等の実施 - 県・市町・他自治体応援職員・県内外の応援派遣の保健師等チーム・NPO等と連携し活動 - 避難所に加え、在宅者等へ個別訪問 - 高齢者等の生活不活発病や要介護化を予防するためのリハビリテーション支援(JRAT撤退後、県による復興リハビリテーション支援事業) ○ こころのケア(保育所等への巡回支援) - 保育施設等に専門職(精神保健福祉士等)が巡回し、保育士等を支援するとともに、子どものこころをケア ○ 被災者情報の把握・支援 - 国補助事業の活用(被災高齢者等把握事業(2/1~)) - 保健師・管理栄養士等の個別訪問による状態把握・支援 - 広域被災者データベースの整備・活用 ○ 継続的な見守り活動の実施(3/1~) - 県・市町・社協・災害支援のNPO等と連携 - 被災者宅を戸別訪問し、声掛けや相談支援、支援機関へのつなぎを実施 ○ 県庁内・関係機関との調整 - 県・市町・他自治体応援職員・災害支援のNPO等との連携 - 関係者間で災害ケースマネジメントの考え方を共有	○ 支援団体等との連携 - 市町や専門職団体との円滑な連携・情報共有 - 県・市町・他自治体応援職員・社協・災害支援のNPO等との更なる連携が必要	

2. 生活を守る・命をつなぐ (1) 避難所の設置・運営 ③ こころのケア【健康福祉部】

	取組事項	課題	改善の方向性
平時	○ 平時における取組 (地域防災計画) - 厚生労働省の「災害派遣精神医療チーム(DPAT)の活動要領」に基づき活動 - 国・県研修によるDPAT育成(R5.12時点:石川DPAT90人) - 石川DPAT運営協議会の開催(年1回) (訓練) - 未実施	○ 平時における準備・想定不足 - DPAT調整本部の立ち上げ・運営ノウハウの不足 ○ 情報把握・共有 - EMIS(精神科医療機関の被害状況やDPATの活動状況を把握するシステム)の更なる活用が必要 - 活動者入替時の情報共有が必要	○ DPAT調整本部のマニュアル整備(短期) - 立ち上げ・運営方法の整理 ○ デジタル・新技術の活用(短期) - EMIS等の活用による活動状況の共有 - 県職員、石川DPAT等に対するEMIS等に関する研修
発災後	○ DPAT調整本部設置(1/2) - 石川DPAT派遣調整(1/2～、派遣) - 県外応援隊の受入・派遣調整(1/4～、派遣) ○ DPAT研修の臨時開催(1/19、2/4) - 石川DPATの緊急増員 ○ 相談支援等の継続 - 石川こころのケアセンターへ引き継ぎ→1/22～、センター設置 ○ 保育所等への巡回支援によるこころのケア - 保育施設等に専門職(精神保健福祉士等)が巡回し、保育士等を支援するとともに、子どものこころをケア	○ マンパワー不足 - 石川DPAT隊員の不足(全国からの応援終了後の石川県DPATの派遣継続) - 本部調整人材の不足 - 県外応援隊の受入・派遣調整が必要 ○ 支援団体等との連携 - 県・他自治体応援職員・NPO等との連携が必要(平時における連携訓練なし) ○ 支援者のこころのケア	○ DPAT育成(短期) - 国研修による統括者及び日本DPATの育成 - 県研修による石川DPATの育成 - 関係機関との共同研修・訓練 ○ 県職員への研修等(短期) - 初動対応、応援用務の理解促進 - 訓練等による理解促進 ○ 応援体制の構築(短期) - 国等県外応援隊の受入に関する、関係団体等との連携、応援体制整備 - 精神科医療機関のDPATへの参加促進 ○ 県庁内・関係機関との連携強化(短期) - 保健師、DMAT等関係団体との連携の促進 ○ 県主導の支援者ケアの実施(短期) - 県・市町や関係機関への研修

2. 生活を守る・命をつなぐ (1) 避難所の設置・運営 ④ ペット対策【健康福祉部】

	取組事項	課題	改善の方向性
平時	<u>○ 平時における取組</u> (地域防災計画等) - 避難所におけるペット飼育場所の確保 - 協定等による連携体制構築 - 犬猫の保護・返還・譲渡 - ペットの適正飼育指導等 (訓練) - 未実施	<u>○ 平時における準備・想定不足</u> - 各市町で具体のペット同行避難方法が未想定（避難所内外、ケージ必要有無等） - 飼い主に対する災害対応の周知不足 <u>○ 名簿等による情報把握・共有</u> - ペット同行の把握が直前となり、2次避難先との調整に苦慮	<u>○ 発災後の業務・役割の整理（短期）</u> 県、県獣医師会等の役割明確化 - 各市町で同行方法を設定・周知 <u>○ デジタル・新技術の活用（短期）</u> - デジタルによる避難者名簿作成時にペット同行情報も把握（市町）
発災後	<u>○ 被災者への支援</u> - ペットに関する相談窓口設置（1/7～） - ペットの一時預かり実施（1/15～6/30） - 避難所への物資支援、飼育スペース設置等 <u>○ 市町への配慮要請</u> - 応急仮設住宅整備にあたりペット飼育への配慮要請（1/17）	<u>○ 関係機関との連携</u> - 県獣医師会との連携が必要 - NPO・ボランティア団体等との連携が必要 <u>○ 救助法対象範囲の確認</u> - 避難所内でのペット飼育スペース確保に係る費用について救助法の対象範囲の確認に時間を要する - ペットの一時預かりは対象外 - 判断に時間を要し、スピード感をもった支援に苦慮	<u>○ 関係機関との連携体制構築（短期）</u> - 県獣医師会との連携・役割分担 - 平時からNPO・ボランティア団体等との連携・役割明確化 <u>○ 県・市町職員への研修等（短期）</u> - 初動対応、応援用務の理解促進 - 救助法事務の理解促進 <u>○ 被災自治体の事務・財源負担軽減(短期)</u> - 災害救助法事務のあり方の検討（迅速かつ効率的な取組実施のため、対象経費の明確化・事例共有、同法の地方自治体による自主的・弾力的な運用）

2. 生活を守る・命をつなぐ (2) 物資支援・義援金 ① 物資供給【物資チーム】

	取組事項	課題	改善の方向性
平時	○ 平時における取組 (地域防災計画、受援計画) ・物資支援受入チームで対応 ・広域物資輸送拠点を定める ・石川県倉庫協会、石川県トラック協会等との協定締結 ・物資調達・輸送調整等支援システム活用(訓練) ・未実施	○ 平時における準備・想定不足 ・物資管理に関する基礎知識が不足 ・当初、物資の受入・配送を県職員が実施したが、物資管理ノウハウがなく非効率 ・物資調達・輸送調整等支援システムの習熟・活用不足 ・発災後に適したシステムへの改修(重要品目の反映、物資集積拠点の細分化等) ○ 被災者ニーズや在庫の適時適切な把握・共有 ・フェーズに応じて変化する被災者の物資ニーズに対する機動的な対応 ・各物資拠点、避難所における在庫把握が難しい	○ 物資支援マニュアルの整備 (短期) ・業務継続計画に基づく動員予定者選定 ・人的支援受入チームと連携した物資供給事務に精通した職員等の活用 ・民間事業者も含めた連携・役割分担の明確化 ・今回の経験を踏まえ、県・市町において、適切な物資拠点の選定・共有 ・物流全体を念頭にいた速やかな物資拠点管理、配送業務等の委託
発災後	○ 物資拠点・物資班立ち上げ ・産業展示館4号館に拠点設置(1/2) ・民間業者の助言に基づき、レイアウトを作成、物資チームによる事務フロー作成 ○ 支援団体等との連携 ・自衛隊(ヘリ・艦船)、トラック協会による輸送 ・経産省による物資調達 ・協定団体等による拠点管理 ○ 効率的な調達・輸送体制構築 ・当初、調達物資と輸送可能量を拠点で判断 ・物資調達・輸送調整等支援システムを本災害に適した形に改修 ・物資調達・輸送を民間委託し効率化(◎) ○ 個人から支援物資を受け付けない ・仕分けの負担から決定(1/3)(早期のアナウンス(◎)) ○ 孤立集落への確実な物資輸送 ・孤立集落に対して自衛隊等による食料や燃料等の輸送を実施	○ マンパワー不足 ・物資管理の知識を有する人材(県・市町物資拠点、各避難所等) ・物資調達・輸送調整等支援システムを改修できる人材 ・各拠点における物資整理人材 ○ 物流事業者との連携 ・業者により物資拠点管理や輸送業務といった委託内容が異なり、煩雑 ・物資拠点での資機材不足(フォークリフト、パレット等) ○ 支援量の適正化 ・プッシュ支援により届いた一部物資について大量の在庫が発生している ・過大にならない適正な支援量を予測することが重要 ・在庫への対応についても検討が必要	○ 新物資システム「B-PLo」の活用(短期) ・今回の経験を踏まえた国へのシステム改善要望(R7.4～新システム運用開始) ・平時からシステムへの備蓄物資の登録(定期的な市町への指導・助言) ・システムによる情報の一元管理・共有 ○ 県・市町職員等への研修 (短期) ・初動対応、応援業務の理解促進 ・物資に係る人材育成、システム習熟者の増 ○ 物流事業者等との連携強化【県、市町】(短期～中長期) ・物資拠点管理、輸送業務も一元的に行える物流事業者との協定締結 ・必要に応じ、市町委託先の重複調整 ○ 適正な支援量と在庫対応 (短期) ・適正支援量を予測できる専門家の参画 ・在庫保管にかかる費用負担や提供側へ返却できる体制などの対応策の検討が必要 ○ 避難所の環境整備 (短期) ・避難所環境向上に必要な大型資機材等を各地域の国備蓄拠点へ分散整備・備蓄

2. 生活を守る・命をつなぐ (2) 物資支援・義援金 ② 義援物資【健康福祉部】

取組事項	課題	改善の方向性
平時 ○ 平時における取組 (地域防災計画) ・ 受入・配分マニュアルの作成 (訓練) ・ 未実施	○ 平時における準備・想定不足 ・ 物資支援受入チームとの連携も含め、事務マニュアルなし ・ 受入方針未整理（個人からの受付、梱包方法等） ・ 義援物資は、企業の善意に基づき寄付されるものであり、品目・数量などその時点の被災地ニーズと合致しない可能性	○ 物資支援マニュアルの整備（短期） ・ 物資支援チームとの連携 ・ 個人受付なし、直接持込禁止のルール化 ・ 梱包ルールの共有（品目毎に梱包することで、仕分けの手間を省力化） ・ 物資拠点との連携強化（受入スペースを踏まえ、水・食料・毛布などニーズの高い品目は、物資支援受入チーム内で調整して、前もって依頼することを検討） ・ 提供企業から市町への直接搬送ルートを確立
発災後 ○ 義援物資の受付・周知 ・ 電話受付(1/1～) ・ 電子申請で24時間受付(1/4～) ・ 現地での混乱を避けるため物資拠点への直接持込、仕分け等の手間を考慮し、個人からの提供は受付しない方針周知(1/4～) ○ 義援物資のマッチング調整 ・ 支援物資のニーズに基づき、物資支援受入チームにおいて申入企業と受入時期等調整(1/2～) ・ 仮置き場での物資保管 (1/2～) (参考) ・ 一部市町(七尾市、志賀町)で民間の仕組み(アマゾンジャパン)を活用し義援物資の調達・供給を実施	○ 義援物資の受入調整 ・ 提供希望の強い個人への対応 ・ 提供依頼から納品まで一定期間必要であるため、急ぐ場合は義援物資ではなく連携協定企業からの調達など、納品が早い調達方法で対応するケースも多い ・ 受入スペースが限られる中での提供依頼 ・ 混在した物資が梱包されたため、仕分けの手間が発生	○ デジタル・新技術の活用(短期) ・ デジタル活用等による受付・調整事務の省力化検討 (受付) 電子申請システム (調整) 民間マッチングシステム

2. 生活を守る・命をつなぐ (2) 物資支援・義援金 ③ 義援金【健康福祉部】

	取組事項	課題	改善の方向性
平時	○ 平時における取組 (地域防災計画) ・ 受入・配分マニュアルの作成 ・ 基本的には配分委員会で決定後、県から市町へ給付 ・ 市町で申請受付・被災者へ給付 (訓練) ・ 未実施	○ 平時における準備・想定不足 ・ 県による申請受付・給付の想定なし ・ 特別給付分住民登録外対象者の情報の市町への周知が遅れた ○ 配分方法 ・ 特別給付（被害の有無・程度にかかわらず、全域でライフラインの被害があった6市町全住民に5万円を配分）に関する6市町以外の住民からの不公平感 ○ 事務負担の増加 ・ 特別給付に関する申請受付・給付事務の事務負担が大きく、振込・市町への情報提供にも一定の時間がかかった ・ 人的被害・住家被害への配分を行う各市町でも事務負担あり	○ 受入・配分マニュアルの改定（短期） ○ 配分方法の検討【県、市町】（短期） ・ 不公平感がなく、事務負担が少なく、被災者の負担が少ない配分方法を検討 ・ 被災者に配分の考え方を丁寧に説明 ○ デジタル・新技術の活用【市町】 ・ デジタル活用等による事務の省力化検討（被災者生活再建支援システムの更なる活用、市町からの要望で住民登録外対象者を登録等）
発災後	○ 義援金の受付・周知 ・ 口座設定・受付開始(1/4) ・ H P 等にて口座等周知(1/4) ○ 配分案検討・配分委員会開催(2/1) ・ 過去例・他県例に基づき対応 ・ 個人への一律配分(特別給付：6市町全住民へ5万円)は前例なし ※6市町は全域にわたり被害が甚大なことから一律配分を実施し、広域避難者を含む避難者情報の把握およびその後の市町からの給付の円滑化につなげた ○ 被災者からの申請受付・給付 ・ 人的・住家被害は市町受付・給付(2/8～順次受付開始) ・ 特別給付は県受付・給付(2/26～受付開始) ・ 給付申請時に取得した情報を本人同意のもと、広域被災者データベースを介して市町と共有することで、市町義援金の支払い事務を省力化 ※令和7年7月現在 4回の配分委員会を開催済 配分計画額計728.1億円		

2. 生活を守る・命をつなぐ (3) 給水支援・入浴支援等 ① 給水支援【危機管理部・生活環境部】

取組事項	課題	改善の方向性
平時 ○ 平時における取組 - 断水時を想定した連絡体制・動員体制整備 国、日本水道協会との連携体制整備(◎) (訓練) - 日水協中部地方支部が主催の防災訓練に事業主体である市町が参加	○ 給水の役割分担、スムーズな給水活動 市町の水道担当部局は、水道施設の被災箇所が多く、復旧作業に専従したため、実際は市町の避難所運営部局や国の水道リエゾンが給水車の活動計画を調整	○ 大規模災害時における体制の明確化(中長期) - 広域的なライフラインの途絶を想定した、県・市町・支援団体等の役割の明確化 - 被災市町が設置する給水対策本部における、給水ニーズの把握体制の明確化 - 日水協・自衛隊等様々な機関の給水車の活動計画を調整する体制の明確化
発災後 ○ 給水支援の実施 - 日水協(全国400自治体)による給水車の派遣 延べ7,000台 - ピーク時(2月12日)1日約200台 - 自衛隊、各地方整備局、海上保安庁等による給水車、給水船の派遣 ○ 断水解消に向けた復旧作業 - 日水協(全国170自治体)による応急復旧 - 自治体職員 延べ約22,000人/日 - 随行工事業者 延べ約26,000人/日 ○ 宅内配管の修繕の対応 - 県や市町の水道本管が応急復旧した後も、住宅等の所有者が自ら行う宅内配管修繕のため地元工事業者に依頼が殺到し、長期の順番待ちが発生 → 地元以外の工事業者に依頼する場合のマッチング窓口の設置、掛かり増し経費の補助制度の創設(◎)	○ 支援団体等との連携 - 給水車で自主的に被災地入りするNPO・ボランティア等との連携 ○ 災害用井戸の活用 - 一部の住民が井戸水を生活用水として活用していたが、災害用井戸として登録されておらず、市町に情報がなかったため活用が限定的であった	○ 必要な資機材の配備【市町】 - 給水車・給水タンクの追加配備の必要性について検討 ○ 支援団体等との連携強化(短期) - NPO・ボランティア等との情報共有・協力 ○ 災害用井戸の登録推進(短期) - 未登録の市町に対し、災害用井戸の有用性を周知し、登録を促す - 災害用井戸の活用(生活用水として使用)について市町の地域防災計画に位置付ける

2. 生活を守る・命をつなぐ (3) 給水支援・入浴支援等 ② 入浴支援【生活再建支援チーム・生活環境部】

	取組事項	課題	改善の方向性
平時	○ 平時における取組 ・基本的に市町にて実施、支援要請(訓練) ・未実施	○ 平時における準備・想定不足 ・県での入浴支援の実施想定なし ・広域的な断水想定なし	○ 発災後の業務・役割の整理(短期) ・広域的なライフラインの途絶を想定した県・市町・支援団体等の役割の明確化
発災後	○ 自衛隊による入浴支援(1/6~8/31) ・仮設風呂設置(6市町) ○ 公衆浴場の無料入浴支援 ・県内協力浴場(61施設)で実施(1/25~) ・Suica活用による効率的な運用(共通入浴カードとして活用) ○ 避難所環境整備・物資支援(1/25~) ・NPO・ボランティア等による入浴機材の設置・入浴支援 ・日本財団・WOTA社による避難所等へのシャワールーム設置 ○ 日帰り入浴バス運行(2/11~4/26)(◎) ・入浴施設と被災地を接続するバス運行(輪島市・珠洲市) ○ 1.5次避難所と近隣の入浴施設3施設を接続する巡回バス運行(1/16~)(◎) ○ 自衛隊船舶の運用・調整(1/14~3/31) ・自衛隊がPFI契約により借り上げた船舶を七尾港に停泊させ、被災者の方々と応援職員等の休憩・宿泊施設として提供 ・「はくおう」では約2,600名が一泊二日の宿泊、食事及び入浴サービスを利用 ・「ナッチャンWorld」では被災市町に派遣されている国及び県内外の自治体職員、DMAT等の情報収集・共有のための災害拠点として約2,200名が利用	○ 支援団体等との連携 ・県・市町・他自治体応援職員・NPO等との連携 ○ Suicaデータとの連携 ・SuicaIDと個人情報を紐づけるため、大量の紙ベース情報のデータ入力に苦慮	○ 県庁内・関係機関との連携強化(短期) ・自衛隊等給水支援との連携 ・NPO・ボランティア等との協力 ・体制構築・協定締結等 ○ 避難所の環境整備(短期) ・トイレカー、キッチンカー、入浴資機材、ランドリーカー、トレーラーハウス等の避難所環境向上に必要な大型資機材や、段ボールベッド等の避難所開設後直ちに必要となるものを各地域の国備蓄拠点等へ分散整備・備蓄 ・避難生活の環境向上に必要な大型資機材を民間保有分を含め登録し、災害時だけでなく、平時から啓発や訓練を行うため、自治体に貸出可能とする制度の創設 ○ 避難所の運営支援(中長期) ・デジタル技術の新技术活用への支援(災害時を見据えた平時からのマイナンバーカード活用促進)

2. 生活を守る・命をつなぐ (3) 給水支援・入浴支援等 ③ トイレ確保【生活再建支援チーム・生活環境部】

	取組事項	課題	改善の方向性
平時	○ 平時における取組 「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」に基づき、基本的に市町にて実施 - マンホールトイレ整備、簡易トイレ等の備蓄 (訓練) - 未実施	○ 断水や下水設備被害により、トイレ不足がより深刻化 ○ 支援団体等との連携 - 県・市町・他自治体応援職員・NPO等との連携 ○ 救助法の対象範囲が限定的 - 道の駅等、避難所以外の仮設トイレが対象外	○ 発災後の業務・役割の整理(短期) - 広域的なライフラインの途絶を想定した県・市町・支援団体等の役割の明確化 ○ 避難所等での備蓄等資機材整備【市町】 - 簡易トイレ等の備蓄物資等の配備 ○ トイレの確保・設置・運営も含めた県庁内・関係機関との連携強化(短期) - 給水支援団体等との連携 - NPO・ボランティア等との協力 - 体制構築・協定締結等 ○ 避難所の環境整備(短期) - トイレカー、キッチンカー、入浴資機材、ランドリーカー、トレーラーハウス等の避難所環境向上に必要な大型資機材や、段ボールベッド等の避難所開設後直ちに必要となるものを各地域の国備蓄拠点等へ分散整備・備蓄 - 避難生活の環境向上に必要な大型資機材を民間保有分を含め登録し、災害時だけでなく、平時から啓発や訓練を行うため、自治体に貸出可能とする制度の創設 ○ 被災自治体の事務・財源負担軽減(短期) - 災害救助法事務のあり方の検討(迅速かつ効率的な取組実施のため、対象経費の明確化・事例共有、同法の地方自治体による自主的・弾力的な運用)
発災後	○ 避難所環境整備・物資支援 - 仮設トイレの設置(国・民間等) 2月末時点 - 輪島市：236台(+民間供与等38台) - 珠洲市：124台(+民間供与等31台) - 七尾市：193台(+民間供与等133台) - 能登町：102台(+民間供与等26台) - 穴水町：105台(+民間供与等24台) - 志賀町：66台(+民間供与等71台) - 内灘町：10台 - 簡易トイレ等の配布(国) - 経産省：調達・設置 - 環境省：バキューム手配 - 厚労省：給水車手配 - 県：市町との調整、市町への配送 - 携帯トイレの配布 - 全国自治体からトイレトレーラーの貸与(約15台) ○ 維持・管理体制整備 - し尿処理等に係る事業者確保 - 清掃等管理者の設定・役割分担 ※教職員や看護協会等が清掃を実施		

2. 生活を守る・命をつなぐ (3) 給水支援・入浴支援等 ④ 洗濯支援【生活再建支援チーム・健康福祉部】

	取組事項	課題	改善の方向性
平時	○ 平時における取組 - 基本的に市町にて実施 (訓練) - 未実施	○ 平時における準備・想定不足 - 県での洗濯支援の実施想定なし(担当部局・班が未整理) - 広域的な断水想定なし - 洗濯代行支援が全避難所をカバーできなかった ○ 支援団体等との連携 - 県・市町・他自治体応援職員・NPO等との連携が必要	○ 発災後の業務・役割の整理 (短期) - 広域的なライフラインの途絶を想定した県・市町・支援団体等の役割の明確化 ○ 県庁内・関係機関との連携強化(短期) - 自衛隊等給水支援との連携 - NPO・ボランティア等との協力 - 体制構築・協定締結等 ○ 避難所の環境整備 (短期) - トイレカー、キッチンカー、入浴資機材、ランドリーカー、トレーラーハウス等の避難所環境向上に必要な大型資機材や、段ボールベッド等の避難所開設後直ちに必要となるものを各地域の国備蓄拠点等へ分散整備・備蓄 - 避難生活の環境向上に必要な大型資機材を民間保有分を含め登録し、災害時だけでなく、平時から啓発や訓練を行うため、自治体に貸出可能とする制度の創設
発災後	○ 避難所環境整備・物資支援 - 石川県クリーニング生活衛生同業組合等による出張回収洗濯サービス実施(2/9～) (5市町の避難所) - NPO・ボランティア等によるランドリーカーの設置 輪島市：1台 珠洲市：1台 能登町：1台(ランドリーコンテナ) - 簡易洗濯キットの配布(約1.1万個) - 白山市に集団避難した中学生への女性団体による洗濯ボランティアの実施		

2. 生活を守る・命をつなぐ (4) 住まいの確保・支援 ① 住宅の耐震化【危機管理部・土木部】

取組事項

課題

改善の方向性

○ これまでの取組

- 石川県住宅耐震化促進事業（H19～）
簡易診断：原則自己負担なし
耐震改修：150万円の定額補助
（全国トップクラスの手厚い補助）

< 制度の拡充 >

- 耐震診断
 - H19～ 補助限度額20万円
 - H24～ 簡易耐震診断への補助
図面がある場合自己負担なし
 - H27～ 簡易診断時における現地調査
費への補助
図面がない場合も低額（5千円
程度）での耐震診断が可能
- 耐震改修
 - H19～ 補助限度額60万円
 - H30～ 150万円の定額補助

< 住宅の耐震化率 >

H19 H30
石川県72% → 石川県82%
（全国79%） （全国87%）

< 家具固定率 >

R4
全国35.9%

< 感震ブレーカー設置率 >

R4
全国5.2%

○ 市町間で住宅の耐震化率にバラつき

- 住宅の耐震化率（市町別）

市町(加賀)	耐震化率	市町(能登)	耐震化率
金沢市	88.9%	七尾市	61.0%
小松市	84.0%	輪島市	46.1%
加賀市	74.0%	珠洲市	51.0%
かほく市	70.0%	羽咋市	64.0%
白山市	84.7%	志賀町	50.0%
能美市	72.0%	宝達志水町	53.0%
野々市市	90.0%	中能登町	58.0%
川北町	64.0%	穴水町	48.0%
津幡町	75.0%	能登町	53.0%
内灘町	78.0%	※公表年度は市町によって異なる	

○ 令和6年能登半島地震により柱などの 構造部材が損傷し、耐震性が低下した 住宅の耐震補強が必要

○ 資材、人件費の高騰により耐震改修の工 事費が上昇

○ 被害の最小化等に向け、県民一人一人 の自助意識の向上が必要

○ 民間住宅の耐震化補助制度の拡充(短期)

- 新耐震基準で建てられた住宅を含め、地震で耐震性が低下した住宅の耐震改修や建替え、傾斜修復に要する費用も補助対象に追加(R6.6～)
- 耐震改修補助額の嵩上げに加え、新たに補強計画も補助対象に追加し、耐震診断から改修まで切れ目なく支援し、住宅の耐震化を加速（R7.6～）

○ 市町・住宅事業者団体と連携した住宅 耐震化の更なる推進(短期)

- いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会（H30～）と連携した相談会やセミナーの開催による補助制度の普及啓発

○ 県民の防災意識の醸成、防災対策の取 組促進（短期）

- 新たな地震被害想定等を活用した防災教育等を通じた県民の防災意識の醸成
- 家具固定率の向上、家庭内等での備蓄推進、災害時の行動規範の周知に向けた啓発を実施
- 感震ブレーカーの普及促進に向けた助成制度を創設（R7.6～）

2. 生活を守る・命をつなぐ (4) 住まいの確保・支援 ② 応急危険度判定【土木部】

	取組事項	課題	改善の方向性
平時	○ 平時における取組 (地域防災計画) - 県被災建築物応急危険度判定協議会を組織 - 判定士講習の実施 - 判定士の応援派遣体制整備 (訓練) - 判定士の派遣要請に係る伝達訓練実施	○ 平時における準備・想定不足 - 効率的な調査に向けた手法検討 - 県における調整体制確保 ○ 被災者への制度周知の徹底 - 応急危険度判定は、余震等による二次的災害の防止を目的としており、建物の損壊度を判定する被害認定調査とは異なるものであることの周知が不足	○ 応援体制の構築（短期） - 判定士の育成（建築士を目指す学生への講習会受講推奨） - 動員予定者の編成と連絡体制の充実、判定士の技能向上の取組の充実 ○ 市町と連携した制度周知（短期） - 市町と連携した周知体制の構築
発災後	○ 調査実施・調査人員調整 - 市町が県のマニュアルに基づき調査を実施（1/4～1/21） ※一部、タブレットを活用した効率的な調査を実施 - 県が市町から要請を受け、判定士を応援派遣 ※市町は応援者の宿泊・移動手段・物資を確保 ○ 市町への支援 - 市町からの要請に基づき、県が、県内市町や全国被災建築物応急危険度判定協議会に応援派遣を要請し、被災市町に判定士を派遣（1/4～1/21） ○ 被災者への周知・相談対応 - 市町が周知を行い、住民からの問い合わせ、相談に対応	○ マンパワー不足 - 対象数が多く、効率的な判定が必要 ○ 支援者の宿泊場所不足 - 遠方の宿泊先から被災地までの長距離移動や会議室等での寝泊まりが余儀なくされるなど、過酷な環境で判定活動を実施	○ デジタル・新技術の活用 事務処理・確認のデジタル化等による省力化検討【国】 ○ 支援者宿泊拠点整備予定地検討(短期)

2. 生活を守る・命をつなぐ (4) 住まいの確保・支援 ③ 被害認定調査・罹災証明発行・被災者生活再建支援システム【危機管理部】

取組事項	課題	改善の方向性
平時 ○ <u>平時における取組</u> ・県内市町に、被害認定調査と罹災証明書発行を円滑に行うため、被災者生活再建支援システム導入済み（R5.6） ・システム研修等の実施 ○ <u>調査実施・調査人員調整</u> ・国・県外等へ調査人員応援要請 ・宿泊・移動手段・調査資機材確保調整 ・効率的な調査手法検討・実施（申請を待たず全戸調査実施等）(◎) ・被害認定調査の市町向け説明会(1/4) → 奥能登豪雨では9/24に実施 ○ <u>不動産鑑定士協会との連携（4/11～5/31）</u> ○ <u>罹災証明の申請受付・交付</u> ・調査終了後、速やかに発行 ・被災市町外で申請受付（1/15～）(◎) ○ <u>被災者からの相談対応</u> ・住宅制度問い合わせ ・二次調査申し込み等 ○ <u>県担当チーム編成(被災者生活再建支援制度)</u> ・市町向け説明会(1/17) ・相談対応 ○ <u>被災者生活再建支援制度申請受付・交付</u> ・市町にて実施 ・被災者向け説明会、相談対応 ・システムによる事務省力化 ・申請情報を他支払事務に活用 ○ <u>デジタル分野における官民連携</u> ・防災DX官民共創協議会とデジタル庁の支援により、市町被災者台帳の作成を支援する広域被災者データベースの整備 発災後	○ <u>被災市町内におけるシステム習熟不足</u> ・平時の担当者以外の市町職員のシステム習熟不足 ・他自治体からの応援職員に対するシステム利用など具体の事務説明に苦慮 ○ <u>罹災証明等の制度の周知不足</u> ・罹災証明の役割、申請期限、調査方法など被災者への周知が不足 ○ <u>罹災証明交付窓口での丁寧な対応</u> ・調査手法等の説明などが不足し、二次調査時などの場で被災者からの苦情増 ○ <u>支援者の宿泊場所不足</u> ○ <u>支援団体等との連携</u> ・発災直後から不動産鑑定士協会との連携した活動ができなかった → 奥能登豪雨では輪島市、珠洲市に迅速に不動産鑑定士協会を派遣（◎） ・罹災証明書申請様式が市町で不統一 ○ <u>入力用タブレット端末等の不足</u> ○ <u>救助法対象範囲の確認</u> ・災害救助事務取扱要領では対応できない事例が多い ・罹災証明関連業務は対象外 ○ <u>被災者の居所不明</u> ・市町による広域避難者の居所確認等に苦慮 ○ <u>マンパワー不足(被災者生活再建支援制度)</u> ・支払事務等にあたりシステムの効率的な活用が必須	○ <u>応援体制の構築（短期）</u> ・応援職員用に業務内容、フロー、システム使用方法等を整理 ・動員予定者の選定 ・人的支援受入れチームと連携した他自治体応援職員等の活用 ・不動産鑑定士協会等支援団体と連携した早期からの調査実施体制の整備 ○ <u>支援者宿泊拠点整備予定地検討(中長期)</u> ○ <u>県・市町職員への研修等の実施・充実【国】</u> ・調査判定事務理解促進 ・システム習熟度向上 ・デジタルを活用した避難者名簿作成 ○ <u>調査資機材整備・調達ルート確保【市町】</u> ○ <u>被災自治体の事務・財源負担軽減(短期)</u> ・救助法対象経費の拡大・明確化 ・罹災証明書申請様式の統一(済) ○ <u>県民への制度周知（短期）</u> ○ <u>デジタル・新技術の活用（短期）</u> ・情報共有を前提としたデータ様式統一等市町が行う避難者名簿作成への支援 ・被災者情報（広域避難者の居所等）を共有する仕組みの活用による市町被災者台帳のアップデート（県） ・デジタル化による事務の省力化検討（リモート判定、ドローンの活用等）

2. 生活を守る・命をつなぐ (4) 住まいの確保・支援 ④ 応急仮設住宅(建設型・賃貸型)【能登半島地震復旧復興推進本部・土木部】

	取組事項	課題	改善の方向性
平時	○ 平時における取組 ・事務処理の流れ等について県が市町職員に対して研修 ・建築関係団体との協定締結 ・建設用地の確保(市町)	○ 土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域等にかからない建設用地不足 (学校グラウンドやスポーツ施設を活用せざるを得ず、運動機会の減となった) ○ 市町・被災者への制度周知 ・高齢者等への制度周知 ・応急仮設住宅の入居に関する制度の運用が頻繁に変わったため、被災者への説明に苦慮(家賃限度額の引き上げや賃貸物件の対象地域を隣県に拡大等) ○ 県・市町のマンパワー不足 ・特に建築職が不足 ○ 支援者や建設業者の宿泊場所不足 ○ 福祉的観点の盛り込み ・入居者の身体特性に応じたバリアフリー化の対応 ○ 賃貸型応急住宅の早期退去による貸主の空室リスク ・建設型応急住宅への転居などにより契約期間を待たずに早期退去が発生したことから、貸主側に空室リスクの発生 ○ 賃貸型応急住宅の二者契約から三者契約への円滑な移行 ・入居決定前に行った二者契約(被災者・貸主)から、三者契約(貸主・市町長・入居者)への移行の際、多数の書類を改めて作成しなければならない	○ 建設候補地の確保【市町】 ・事前に建設候補地のインフラや地域のなりわい等の周辺状況、住宅の供給タイプの特長を踏まえたリスト整備・更新 ○ 建設候補地の安全対策 ・ハザードリスクの周知、防災行政無線戸別受信機設置等の多様な方法による確実かつ早期の避難情報伝達【市町】 ・避難誘導体制の確立【市町】 ・洪水浸水想定区域において、周囲の状況を考慮した敷地の嵩上げ検討(短期) ○ 市町と連携した制度周知(短期) ・制度に携わる職員への丁寧な説明 ・市町と連携した周知体制の構築 ・被災者の生活再建の状況等に応じて、供与期間の延長等について、国と協議の上、柔軟に対応(周知含む) ○ 応援体制の構築(短期) ・動員予定者の選定 ・他県人材、任期付職員等の活用 ・事務職員の活用(制度説明、相談等) ○ 支援者宿泊拠点整備予定地検討(中長期) ○ 建設型の基本仕様の見直し(短期) ・福祉専門家や建築関係団体の意見を取り入れた基本仕様の見直し ○ 賃貸型応急住宅の貸主や宅建業者が今後も協力できる制度の構築(中長期) ・国や団体と協議し、早期退去や円滑な三者契約への移行に対応した制度検討
発災後	○ 被災者への周知・説明等 ・制度説明、相談対応 ・その他支援制度紹介等 ○ 申請受付 ・市町にて対応 ・建設型は被災市町にて実施 ・賃貸型は被災市町外でも受付(奥能登のみ) (◎) →奥能登豪雨では被災市町でのみ受付 ○ 建設型ニーズ把握・調整 ・市町によるニーズ(戸数、場所)調査 ・建設場所選定(県・市町用地等) ○ 建設型応急住宅の建設・市町への引渡し ・対応可能な業者の選定、工程管理の実施等 ○ 入居者の選定 ・被災市町にて決定・通知(建設型のみ) ※賃貸型は県で決定・通知 ○ 不動産関係団体との連携 ・迅速な供給に向けた賃貸住宅の確保 ○ 契約等事務処理 ・賃貸型は三者契約(貸主・市町長・入居者) ○ 生活必需品や生活家電の支援 ・受入市町にて供与		

2. 生活を守る・命をつなぐ (4) 住まいの確保・支援 ⑤ 住宅応急修理制度【土木部】

	取組事項	課題	改善の方向性
平時	○ 平時における取組 県が市町に対し、応急修理の業務概要案内(市町が施工業者に修理を依頼して実施)	○ 市町職員の制度理解不足 ○ 災害関連業務の増加による市町のマンパワー不足	○ 応援体制の構築（短期） - 他県人材、任期付職員等の活用 - 応援職員用に業務内容、フロー、Q&A等を整理
発災後	○ 被災者への制度周知 - 市町が被災者に対し、チラシ、HP、SNSによる制度周知 - 市町相談窓口開設 - 県・市町が建築関係団体と連携し、住宅相談会での制度周知（2/3～） ○ 修理業者の案内および確保支援 - 住まいの再建に協力できる事業者リストの作成・周知 - 建築関係団体と連携して開設した住まいの再建相談受付窓口にて修理業者を紹介（7/26～） - 地元以外の修理業者へ発注する場合のわかり増し経費支援（7/26～）（◎）	○ 被災者への制度周知の徹底 - 高齢者等への制度周知 ○ 修理業者の確保・宿泊施設不足 - 被災等により地元修理業者が不足 - 早期修理には地元以外の修理業者の確保が必要 - 地元以外の修理業者は、被災地までの長距離移動を余儀なくされ、作業効率が低下	○ 市町と連携した制度周知（短期） - 市町や関係団体と連携した周知体制の構築 ○ 修理業者リストの事前準備等（短期） - 建築関係団体と連携し、発災前から事業者リストの事前準備検討 - 宿泊拠点整備予定地検討

2. 生活を守る・命をつなぐ (4) 住まいの確保・支援 ⑥ 災害廃棄物処理・公費解体【生活環境部】

	取組事項	課題	改善の方向性
平時	○ 平時における取組 - 県や市町における災害廃棄物処理指針（計画）策定(災害廃棄物の発生量の推計・処理の方法・仮置場、処理体制等) - 災害廃棄物処理に係る（一社）石川県産業資源循環協会との協定の締結（◎） - 公費解体に係る（一社）石川県構造物解体協会との協定の締結（◎）	○ 平時における準備・想定不足 - 災害廃棄物処理計画における想定を超えた場合の対応 - 平時から関係団体との連携 ○ マンパワー不足 - 事務量増による人員不足 - 災害廃棄物処理に係る知識不足 - 専門コンサルタントの早期確保	○ 県・市町職員への研修等（短期） - 国の研修会への参加 - 関係団体も参画した図上訓練の実施 ○ 応援体制の構築（短期） - 人材バンク（環境省）や人的支援受入れ - チームと連携した他自治体応援職員等の活用 ○ デジタル・新技術の活用（中長期） - 災害廃棄物処理に係るデジタル化の推進による事務の省力化（関係団体含む）
発災後	○ 生活ごみ・し尿の処理 - 避難所における生活ごみ（簡易トイレ含む）の回収・運搬・処理の支援 - 避難所等に設置された仮設トイレにおけるし尿の回収・運搬・処理の支援 - 市町及び関係団体との調整 ○ 災害廃棄物処理実行計画等の策定(R6.2) - 令和7年10月までの解体完了、令和8年3月までの処理完了目標を設定 ○ 災害廃棄物仮置場の設置 - 協定に基づき、運営管理は市町から県産業資源循環協会に委託し、迅速に対応（◎） - 片付けごみ及び解体ごみの受入 ○ 公費解体の実施（申請手続きの簡素化） - 倒壊等により建物性が失われた場合における職権滅失登記等の活用による手続きの円滑化など	○ 迅速な生活ごみ・し尿の処理 - 運搬車両の確保 - 県内外の処理施設の確保 - 市町及び関係団体との調整 ○ 迅速かつ円滑な災害廃棄物処理 - 可能な限り分別、選別、再生利用等を行い、最終処分量を低減 - 必要な仮置場の確保 - 運搬車両の確保 - 海上輸送などの多様な運搬手段の確保 - 県内外の処理施設の確保	○ 迅速かつ円滑な災害廃棄物処理（生活ごみ・し尿、公費解体含む）体制の構築（中長期） - 地震被害想定の見直しを受け次の事項を盛り込み災害廃棄物処理指針（計画）を改訂 - 仮置場の設置予定地の選定 - 再生利用等を踏まえた県内外の処理施設の選定 - 解体作業員の宿泊場所の確保 - 早い段階から、自費解体を促進 - 県産業資源循環協会及び県構造物解体協会との連携強化 - 平時からの専門コンサルタントと連携

2. 生活を守る・命をつなぐ (4) 住まいの確保・支援 ⑥ 災害廃棄物処理・公費解体【生活環境部】

取組事項	課題	改善の方向性
○ 公費解体の実施 - 公費解体は市町から県構造物解体協会に委託（◎） - 半壊家屋まで対象拡大（特定非常災害） - 申請手続きの簡素化（◎） →倒壊等により建物性が失われた場合における職権滅失登記等の活用による手続きの円滑化など - 専門コンサルタント職員の活用 - 自費解体の促進 - 適正な下請契約等に関する相談窓口を県構造物解体協会内に設置 ○ 公費解体の加速化 - 実行計画を上回る申請棟数を受け、加速化プランを策定（R6.8）（◎） - 定期的に公費解体の進捗を公表 ○ 災害廃棄物に係る広域処理の実施 - 陸上・海上・鉄道貨物輸送を実施（◎） - 県内外の処理施設における処理 ○ デジタル・新技術の活用 - 県産業資源循環協会は災害廃棄物処理の状況管理にデジタル技術を使用（◎） ○ 市町や関係団体等との連携 - 災害廃棄物処理支援ネットワーク・人材バンクを通じた支援の受入 - 工程管理会議（環境省、県、市町、関係団体、労働局、警察、会計士、金融機関等）を通じた進捗管理や情報共有（◎）	○ 円滑な公費解体の実施 - 必要な仮置場の確保 - 必要な県内外の解体班の確保 - 解体作業員の宿泊場所の確保 - 専門コンサルタント職員の早期確保 - 自費解体の活用に係る周知等 ○ 市町や関係団体等との連携 - 工程管理会議において、課題や問題点などの情報を共有し、横展開を実施	○ 県庁内・関係団体との連携強化（短期） - 早い段階から、県・市町や関係団体などによる工程管理会議を実施 - 関係団体との連携強化（再掲）

2. 生活を守る・命をつなぐ (5) 災害支援団体・ボランティアの活動環境整備【生活環境部】

	取組事項	課題	改善の方向性
平時	○ 平時における取組 - 基本的に県社協の取組を支援 - 災害時にボランティアの活動支援調整の主体となる県社協と連携した活動者養成、広報、市町社協支援を実施	○ 災害支援NPO等の活動の把握・連携 - 平時における全国的な災害支援NPO等との連携体制が不十分 - 災害時には、自主的に被災地入りする災害支援NPO等も多く、行政はその活動の把握が困難であり、双方の情報共有が不十分 - 被災者支援に関し、県担当部局が多岐にわたる中、県庁内での連携が限定的だった	○ 災害支援NPO等との連携体制の強化（短期） - 災害時の行政とNPO等との活動調整を円滑に進めるため、平時からネットワーク化し、連携を深める仕組み（中間支援機能）を構築 - JVOADなどの災害支援NPOとの定期的な連絡会議の開催 - 関係団体と連携した訓練・研修 →奥能登豪雨では災害支援のNPO等との工程共有会議を開催（9/24～）（◎） - 泥出しボランティア受入拡大に向け、県関係部局や市町・社協・災害支援NPO等による会議を定期的開催し、受入体制の構築や資機材調達等の課題に対応 - 現地で活動する災害支援NPO等を通じ、被災地の様々なニーズ等の情報を収集する場としても機能
発災後	○ 県災害対策ボランティア本部設置（1/1） - 県社協、日赤と合同設置 - JVOAD等との連携・情報共有 - 県災害ボランティアセンター運営システムにより、被災者とボランティアの効率的なマッチング実施 - 道路渋滞による救助等への影響を懸念し、一般ボランティアの被災地入りを控えるよう県特設サイトで呼びかけ（1/6） ○ 災害支援NPO等の活動 - 発災直後から避難所支援、物資支援、家屋保全（重機作業等）など幅広く活動（ボランティア団体による活動例）（◎） - 炊き出し、セントラルキッチン方式による避難所への配食、入浴支援、避難所運営支援、重機作業、学習支援等 - 在宅高齢者等の状況把握のため、JVOAD等と連携し個別訪問を実施（2/1～） ○ 市町災害ボランティアセンターへの支援 - 市町の負担軽減のため、県特設サイトを開設し、一般ボランティアの登録・募集（1/6～）（原則、事前登録）（◎） - ボランティアバスの運行（1/27～） - 奥能登地域における活動時間確保のための宿泊拠点の設置（穴水町旧向洋中学校 R6/2/26～7/26、輪島市日本航空学園 R6/5/13～R7/1/19）（◎） - 災害ボランティアコーディネーターの派遣（1/20～） ○ 能登官民連携復興センターの設置（10/2）	○ 県内における経験豊富な災害支援NPO等が不在 ○ ボランティアの活動環境の確保 - 市町災害ボランティアセンターのスタッフも被災し、一般ボランティアの受入体制が整うまで時間を要した - 市町災害ボランティアセンターにおける被災者ニーズの把握のためのスタッフが不足していた	○ 県内を拠点とする災害支援のボランティア活動者やNPOの育成等（中長期） ○ 市町災害ボランティアセンターの運営体制の強化支援 - 関係団体（県社協、日赤、JVOAD、災害支援NPO等）との連携による受入体制の早期確立（中長期） - 関係団体と連携した訓練・研修（短期）

2. 生活を守る・命をつなぐ (6) 学校再開・集団避難【教育委員会・危機管理部】

	取組事項	課題	改善の方向性
平時	○ 平時における取組 - 指定避難所は運営マニュアル整備 - 危機管理マニュアルの点検・見直し - 県立学校の耐震化 (訓練) - 避難訓練や生徒の保護者への引き渡し訓練の実施	○ 平時における準備・想定不足 - 指定避難所以外で避難者を受け入れざるを得なかった - 学校再開を見据えた避難所集約 - 学校での避難所開設に伴う学習・運動機会の減 - 避難所の環境整備	○ 学校避難所運営マニュアル・指定等の見直し【市町】 - 避難者の受け入れに必要な施設への避難所指定、備蓄の整備、運営体制の見直し - 学校再開を見据えた避難所集約
発災後	○ 学校での避難所運営 - 自主防災組織と協力した運営 - 指定外である高校等も開放 - Wi-Fiの開放 ○ 児童生徒、教職員の安否確認 - 電話等により確認 - 確認完了に概ね1週間 ○ 応急的な教育機会確保 - 中学生の集団避難(1/17～3/22)(◎) - 高校生を対象とした2次避難所(金沢彩の庭ホテル)の開設(1/15～2/28) - 被災地外に避難している高校1・2年生を対象とした学習機会の確保(文教会館)(2/2～3/15) - 登校できない生徒に対してオンラインによる授業等を実施 - 学習動画・練習問題のHP掲載(1/31～5/24) - 学用品の支給 - 県立高校への臨時バス運行(1/15～) - 電話相談窓口(心のケア、進路・学習等)(1/15～3/29) - 被災・避難等した教職員の業務場所の確保(県立学校)	○ マンパワー不足 - 被災した学校における授業再開や中学生の集団避難などに対応する教職員が不足 - 児童生徒の避難に伴う状況把握等の追加業務が発生 - 復旧工事等に関わる技術職員の不足 - 過大な災害査定業務 ○ 教職員の住居の不足 - 被災した教職員や奥能登の学校へ異動する教職員の住居の早期確保 ○ 被災情報の収集・提供 - 複数課で同じ内容について学校へ情報収集 ○ 市町との情報共有の連携不足 - 県教育委員会と市町教育委員会との間の情報共有が重複する場面があった	○ 学校・青少年教育施設の避難所としての環境改善(中長期) - 空調設備等の整備 ○ 教職員動員計画の策定(短期) - 学校再開のための動員予定者の編成 ○ 応援体制の構築(短期) - 県外学校支援チーム等への協力要請・情報共有のスキーム構築 - 大規模災害発生時に被災地の学校を支援できる教職員の養成 ○ 教職員の住居予定地の検討(中長期) - 発災後から一定期間、各学校内で教員が居住できるスペースの確保を検討 - 廃校となった学校のグラウンドなど、仮設宿舎の建設候補地を整理 ○ 情報収集の一元化(短期) - 発災後に収集する情報(施設被害状況、教職員・生徒の被災状況、学校再開に向けた状況)を県・市町教育委員会で共有する意識・仕組みの構築

2. 生活を守る・命をつなぐ (6) 学校再開・集団避難【教育委員会・危機管理部】

取組事項	課題	改善の方向性
※ボランティア団体等による支援 民間企業・団体・大学による被災児童生徒に対する学習室の提供や学習指導の支援、中学生の集団避難施設や高校生を対象とした2次避難施設等での学習支援や、食事の提供、洗濯・ヘアカットなどの生活支援など ○ <u>学校再開に向けた取組</u> ・ 県外学校支援チームによる支援（1/5～3/31） ・ 被災地外からの支援教員派遣（2/5～3/21） ・ 被災教職員の住居スペース整備（R6.3.30） ・ 奥能登の学校へ異動する教職員の住居確保（R6.8） ・ 民間支援団体との連携 ・ 学校施設の復旧 ・ Google社等の協力による1人1台端末等の無償貸与（1/29～12/31） ・ 部活動の練習時の移動費の支援（4/1～） ・ スクールカウンセラーの派遣 ・ 通学費の支援 ・ 国との財源調整（主に救助法）	○ <u>復旧事業者の確保</u> ・ 学校再開に向け、復旧工事の実施にあたり、事業者の確保が困難 ○ <u>救助法対象が限定的</u> ・ 再開に向けた迅速・柔軟な対応 ・ 被災者からのニーズが高い制服や鞆が対象外であり、金額も実態と比べ不十分 ・ 支給期間が短く、学校現場の負担が大きい	○ <u>被災自治体の事務・財源負担軽減(短期)</u> ・ 災害査定の簡略化の早期実施 ・ 国による工事業者の確保・調整 ・ 災害救助法対象経費の拡充等(新たな制度の創設も含めた対応)

2. 生活を守る・命をつなぐ (7) 要配慮者への支援 ① 高齢者・障害者等【危機管理部・健康福祉部】

	取組事項	課題	改善の方向性
平時	○ 平時における取組 (地域防災計画) - 施設：避難確保計画作成 - 市町：避難行動要支援者名簿、個別避難計画作成 - DWAT：研修、訓練実施 - 計画に基づく訓練実施 - 福祉避難所の指定、確保 - 福祉施設の耐震化、BCPの作成	○ 平時における準備・想定不足 - 事前の福祉避難所受入対象者の整理に苦慮 - 広域調整時の対応マニュアルなし - 避難者が施設へ到達できない可能性 - 避難所で過ごすことのできない在宅等の要配慮者への支援 - 担当所属間の連携（危機・健福） - 個別避難計画の策定が未完了の市町が多い - 入所者が引き続き施設で過ごすため、施設の耐震化、長期間の停電に対する非常用自家発電設備等の整備が必要 - 福祉施設の業務継続計画が不十分な施設もあり、入所者が避難を余儀なくされた - DWAT調整本部の立ち上げ、派遣調整のノウハウの不足	○ 広域避難調整マニュアルの整備(短期) ○ 要支援者の広域避難調整マニュアルの整備（短期） 広域避難の調整事務(定員を超えた受入等の対応、他県への協力依頼等)等に関するマニュアルの整備
発災後	○ 福祉避難所の開設・受入調整 - 指定・協定等による福祉避難所26施設で受入(6市町) - 指定福祉避難所等以外の施設での受入要請県内外約500施設で受入(1/6～) ○ 住環境整備・物資支援 - 必要資機材整備(食料(介護食、液体ミルク含む)、トイレ、空調設備、段ボールベッド等) - 施設・設備の応急修理 ○ 広域避難・移送調整 - 被災地外への広域避難 - 医療機関・被災地以外の福祉施設に定員を超えた受入を依頼 - 広域避難先での保育対応(一時預かり事業(災害特例)) ○ 妊婦用2次避難所の開設・運営(再掲) ○ 1.5次避難所にキッズスペース設置(再掲)(1/8～9/25) ○ デジタル分野における官民の連携 - 防災DX官民共創協議会とデジタル庁の支援により、広域被災者データベースを整備し、要配慮者情報を関係者間で共有	○ 名簿等による情報把握・共有 - 避難にあたり、避難者の健康状況や介護ニーズ・介護情報等の把握が困難 - 施設職員や支援者間で、避難者や入所者の情報共有方法の確保 ○ マンパワー不足 - 運営スタッフ不足 - 物資配布、住環境整備、健康管理、メンタル支援、避難者の移動支援等に係るマンパワーが不足 - 要配慮者の特性に応じたコーディネート機能の不足 - 福祉人材不足が顕著 ○ 資機材の不足 - 介護用ベッド、おむつ等の不足 - 介護食等の個別ニーズ物品の調達に苦慮	○ 個別避難計画作成支援(短期) - 作成が進んでいる市町等と連携し、事例や作成方法を共有 ○ 施設防災計画作成指針の見直し(短期) - 被災施設の事業継続のポイントを分析し、指針を改訂することにより、各事業者の計画改訂を促進 ○ デジタル・新技術の活用(短期) - 健康管理シートの情報項目の標準化、自治体や支援者等の間で情報を共有する仕組みの構築、個人情報の取り扱い、共有範囲の明確化【県・市町】 ○ 応援体制の構築(短期) - 人的支援受入れチームと連携した他自治体応援職員等の活用 - 全社協等福祉関係団体との連携、応援体制整備、DWATの派遣体制強化 ○ 支援者宿泊場所の確保支援(中長期) ○ 避難所等での備蓄等資機材整備【市町】 - 衛星携帯の配備等の検討 - 食料等の備蓄物資等の配備 - 介護用ベッド、おむつ等の配備 - 発災後の迅速な物資輸送体制の整備

2. 生活を守る・命をつなぐ (7) 要配慮者への支援 ① 高齢者・障害者等【危機管理部・健康福祉部】

取組事項	課題	改善の方向性
発災後 ○ <u>支援者の派遣</u> ・全社協等による福祉人材派遣(1/10～) ・DWATによる福祉支援(1/8～) ○ <u>健康管理の実施</u> ・県・他自治体応援職員・NPO等による健康管理 ○ <u>施設の復旧支援</u> ・事業者が災害復旧費国庫補助金等を活用して施設を修繕することを支援 ○ <u>サポート拠点の設置</u> ・仮設住宅等の高齢者などが安心して日常生活を送ることができるよう、デイサービスや総合相談支援等を包括的に提供する拠点整備(◎) (珠洲2か所、輪島3か所、能登1か所) ○ <u>継続的な見守り活動の実施(再掲)</u> ・県・市町・社協・災害支援のNPO等と連携 ・被災者宅を戸別訪問し、声掛けや相談支援、支援機関へのつなぎを実施	○ <u>支援団体等との連携</u> ・県・他自治体応援職員・NPO等との連携 ・避難所集約、運営業務委託等も含めた支援終期を見据えた調整 ○ <u>救助法対象範囲の確認</u> ・災害救助法に「福祉」が規定されていない(社会福祉施設への人的・物的支援、仮設集会所での福祉サービスが救助法対象外) ○ <u>復旧工事の長期化</u> ・再開に向け迅速・柔軟な対応が重要 ・被災による施設職員不在や、工事業者の不足 ・事業者にとって災害査定等の事務手続きが複雑	○ <u>関係機関との連携強化(短期)</u> ・研修・訓練等を通じ、平時からの関係機関との連携強化 ○ <u>被災自治体の事務・財源負担軽減(短期)</u> ・災害救助法の見直し(救助の種類に福祉を追加)(R7.6法改正) ・迅速かつ効率的な取組実施に資する対象経費の明確化、同法の地方自治体による自主的・弾力的な運用 ・災害関連法令における個人情報の取扱いの明確化 ・耐震化改修、非常用自家発電設備等の補助拡充 ・災害査定の簡略化の早期実施

2. 生活を守る・命をつなぐ (7) 要配慮者への支援 ② 外国人・観光客【文化観光スポーツ部】

○外国人(外国人観光客含む)

取組事項	課題	改善の方向性
平時 ○ 平時における取組 - 外国人向けHP等での情報発信（災害サイト、災害アプリ等） - 災害時外国人サポーターの育成 - 市町・事業者への外国人観光客向け安全情報リーフレット等の周知 - 災害多言語支援センター設置マニュアルの整備（訓練） - 未実施	○ 災害・避難情報等の周知 - 外国人の災害・避難等の知識の乏しさ - 外国人は災害情報の効率的な入手が困難 ○ 平時における準備・想定不足 - 避難所における多言語ツールの不備 - 被災外国人の状況把握が困難 - 災害時外国人サポーターの金沢中心の偏在	○ 災害・避難情報等の周知（短期） - 外国人への平時における防災教育強化 - 市町と連携した情報提供方法の検討 - 少数市町と連携した災害時外国人サポーター育成講座の開催 - 外国人観光客へのSNS等を活用した災害多言語支援センターの周知 ○ 関係機関等との連携強化（中長期） - 避難所における多言語ツールの配置支援（多言語指差しボード常備等）【市町】 - 情報収集ネットワークの強化（地域の外国人支援者等） - 大使館や宿泊施設等と連携した災害多言語支援センターの周知
発災後 ○ 発災後の対応 - 災害多言語支援センター設置（被災状況収集、情報発信、相談対応）（1/2～） - 多言語版の様式集を市町へ送付		

○観光客

平時 ○ 平時における取組（再掲） - 観光客向けHP等での情報発信（訓練） - 未実施	○ 必要な情報の不足 観光客が移動手段や避難所の情報を入手することが困難	○ 関係機関との連携強化(短期) 宿泊、観光施設における避難誘導マニュアル整備や避難訓練実施の促進
発災後 ○ 発災後の対応 - 県観光公式HPで災害・交通情報等の発信（1/1～） - 観光案内所において、避難者に対し災害・交通情報を提供		○ 情報収集・発信の強化（短期） - 観光客への情報取得方法の周知強化 - 最新情報の収集に努めるとともに、宿泊施設等とも連携し、観光客に対して速やかに情報発信する

2. 生活を守る・命をつなぐ (8) 防災士・自主防災組織【危機管理部】

	取組事項	課題	改善の方向性
平時	○ 平時における取組 - 防災活動アドバイザー派遣制度及び「自主防災組織活動マニュアル」の活用による自主防災組織活動の充実 - 防災士育成等を通じた地域防災力強化 →石川県の防災士登録数:10,940人(R7.3) ※人口10万人あたりの登録者数966人(全国5位) - 防災士会の設置・市町との連携促進(防災士会設置 17/19市町)	○ 複数の自主防災組織による避難所の運営計画なし ○ 避難所運営等に中心的役割を期待した防災士等が被災 ○ 県民一人一人の自助・共助意識の向上が必要	○ 発災後の防災士・自主防災組織の業務・役割の整理(短期) - 自主防災組織における防災士の位置付けの明確化 - 複数自主防災組織による避難所運営の役割分担の明確化等 ○ 防災士の育成(短期) - 令和14年度までに防災士12,000人以上(1町会3人)、うち女性防災士3,000人以上(1避難所3人) ○ 市町・県単位での防災士の連携促進(短期) - 自主防災組織の充実(防災士が中心となって運営) - 防災士会の充実(防災士相互の連携・交流、スキルアップ) ○ 防災士会による相互応援派遣の検討(短期)
発災後	○ 発災後の対応 - 防災士も含め、地域で協力した安否確認、避難誘導、避難所運営 - 被災地外からの防災士応援(個人的な動きが主) ○ 市町と防災士会との連携例 - 金沢市：市からの依頼により1.5次避難所運営を補助 - 加賀市、能美市、野々市市：市からの依頼により広域避難所の運営や買い物支援を実施	○ 防災士会組織間の連携不足 - 防災士の防災士会への参加が少なく、組織的な活動より個人のボランティア活動になりがち →防災士約1万人に対し300人程度 - 他地域への応援等計画なし - 防災士会が組織として実施した避難所の設営・運営補助などは把握できるが、防災士個人による活動の多くはボランティア活動であり、活動状況の把握が困難 - 町会長や町会の防災担当が防災士であるとは限らず、防災士という資格を通じた連携だけでは不十分	

3. ライフラインや社会基盤の復旧、なりわい維持・再建 (1) 電力・ガス・通信【デジタル推進監室・企画振興部】

取組事項	課題	改善の方向性
平時 ○ <u>平時における取組</u> - 電力・ガス・通信事業者と協定締結（訓練） - 県防災総合訓練の参加等による連携促進	○ <u>平時における準備・想定不足</u> 事業者による県庁への連絡員配置、災害対策本部会議への出席 ○ <u>復旧作業員の宿泊場所や事業者の作業拠点の不足</u>	○ <u>災害対策本部運営要綱の整備（短期）</u> - 指定公共機関の連絡員配置、本部会議出席等のルール化 - 応援機関執務室配置の見直し - 災害時の会議室利用ルール設定等 ○ <u>支援者宿泊拠点整備予定地検討（中長期）</u>
発災後 ○ <u>事業者による被害状況の把握・情報発信</u> - 点検・パトロール等実施 - 各事業者HP等により被害状況、注意喚起等を発信 ○ <u>事業者より県庁に連絡員配置</u> - 県庁内に連絡員を配置し、被害状況、復旧作業等進捗状況共有 ○ <u>事業者による応急対応の実施</u> - スターリンク配備による応急的な通信環境整備 ○ <u>事業者による復旧作業の実施</u>	○ <u>関係機関・支援団体等との連携</u> - 国・県・市町等との情報共有（道路復旧見込、孤立状況等） - 各事業者間での情報共有	○ <u>県庁内・関係機関との連携強化(短期)</u> - 平時からの訓練等の実施 - 復旧作業等で活用可能な候補地の情報共有 - 優先的に復旧すべき電力・ガス・通信に係る拠点施設の把握と関係者間での情報共有 - 迅速な通信手段（スターリンク等）の確保に向けた、国、県と通信事業者間の体制づくり

3. ライフラインや社会基盤の復旧、なりわい維持・再建

(2) 道路・上下水道・河川・港湾【土木部・生活環境部】

	取組事項	課題	改善の方向性
平時	○ 平時における取組 - 道路、上下水道等の強靱化・長寿命化 - 災害時における応急対策工事等に関する建設関係団体等との協定締結 - 広域応援体制整備 - 国TEC-FORCEによる人的支援 - 日本水道協会や日本下水道協会等による復旧支援 (訓練) - 初動対応訓練(被災状況調査・道路啓開等)	○ 通信途絶時の連絡手段確保 ○ 復旧作業の制約 半島特有の地形条件、道路寸断で、復旧作業に制約 ○ 道路啓開作業の情報共有	○ 衛星携帯電話等の配備検討(短期) ○ 海、空、市道等からのアクセス手法の検討(短期) ○ 優先的に復旧すべき公共土木施設の把握と関係者間での情報共有(短期) ○ 道路啓開作業の情報共有強化に向けた仕組みづくり(短期)
発災後	○ 被害状況の把握 - 出先機関等によるパトロール - 市町等を通じた状況把握 - 航空写真、ドローン等の活用(◎) ○ 復旧状況等の情報発信 - 県・市町HP・SNS等を通じた通行可能道路等の情報発信 - 上下水道の復旧見込の発信 ○ 災害査定の実施 - 国による災害査定の簡略化適用 ○ 復旧工事等の実施 - 県建設業協会や日本建設業連合会等からの応援を受け、国・県・市町が連携しながら24時間体制で道路等の応急復旧を実施 - 日本水道協会や日本下水道協会、全国の自治体等からの応援を受け、上下水道の応急復旧を実施 - 自衛隊による道路啓開支援 - 国TEC-FORCEによる調査や道路啓開等支援 - 国の権限代行等による支援 ○ 発注者調整会議等の開催 - 円滑な災害復旧に向け、国・県・市町の発注情報等を共有	○ 道路・上下水道・河川・港湾など公共土木施設で多数の被害の発生 - 住民生活や経済活動に大きな影響を及ぼしたほか人的支援や物資輸送等の支援活動にも大きく影響 - かつて例のない広範囲かつ大規模な海底隆起、液状化によるインフラ等への被害 ○ 観測の継続 - 観測機器(監視カメラ・河川水位計等)の故障や通信・電気の途絶時の対応 ○ マンパワー不足 - 県・市町技術職員の不足 - 膨大な災害査定業務 ○ 支援者の宿泊場所不足	○ 道路等のインフラ・ライフラインの強靱化・耐震化の推進(中長期) - のと里山海道全線4車線化、能越自動車道の早期全線供用、珠洲道路等の高規格化、地震・豪雨による被災を回避・最小限化できる緊急輸送道路の整備(橋梁の強靱化・補強盛土・防災路肩の整備等) - 上下水道施設の耐震化(市町)や県水送水管の二系統化の推進 - 河川の改良、堤防の強靱化 - 耐震強化岸壁の整備や臨港道路・背後用地の耐震化、港湾施設の嵩上げ等の浸水対策 ○ 観測設備の充実(短期) - 道路監視カメラの増設 - 危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの増設 - 通信中継局への大容量蓄電設備の整備 ○ 応援体制の構築(短期) - 他県人材、任期付職員等の活用 ○ 災害査定の簡略化の早期実施【国】 ○ デジタル・新技術の活用【国】 - 航空写真、アプリ、ドローン等を活用した被災状況調査等の標準化 ○ 支援者宿泊拠点整備予定地検討(中長期)

3. ライフラインや社会基盤の復旧、なりわい維持・再建 (3) 農林水産業【農林水産部】

	取組事項	課題	改善の方向性
平時	○ 平時における取組 ・訓練を通じた関係機関との連携促進 ・道路寸断時における被害調査を想定したドローン操作研修を実施 ・農林漁業施設の強靱化	○ 平時における準備・想定不足 ・通信途絶時の連絡手段なし ・道路寸断先の被害状況把握想定が必要 ・応急対応に係る資材等の確保（ブルーシート、家畜の飲用水など） ・支援ロードマップ未整備 ・強靱化未実施地区の早期実施	○ 調査資機材整備・資材確保（短期） ・衛星携帯の配備等の検討 ・応急対応に係る資材調達ルートの情報整備検討 ○ 支援ロードマップの整備検討（短期）
発災後	○ 被害状況の把握 ・国MAFF-SAT、市町、団体等と連携した農林水産関係施設の被災状況把握（1/2～） ・省庁の枠を超え、国TEC-FORCEによる農林水産関係施設、漁港等の被災状況調査 ・航空写真、ドローン空撮、災害情報登録アプリ等の活用（◎） ・農林漁業者への個別聞き取り ○ 緊急度が高い施設の応急復旧等 ・ため池の決壊や山腹崩壊等に対する被害拡大防止対策（1/3～） ・集落へ繋がる農道、林道の応急復旧（1/3～） ・停電、断水した畜産農家への支援（1/6～）（◎） ・漁業者への燃油、氷の支援（1/8～）（◎） ○ 被災事業者の支援 ・相談窓口の設置など市町、団体と連携した連携した伴走支援（1/9～） ・支援メニュー冊子の作成、周知 ・説明会開催（支援制度、今後の方針）（2/19～） ・農林水産業ボランティアの派遣（4/2～）（◎） ・「能登のために、石川のために応援消費おねがいプロジェクト」による消費活動を通じた応援の機運醸成（2/1～）（◎） ○ 災害査定・復旧工事等の実施 ・国による災害査定の簡略化適用 ・国・市町・関係団体と連携した農道・林道・ため池・漁港等の復旧、ポンプ等の資機材手配 ・早期の営農再開を見据えた復旧箇所の決定	○ 復旧事業者の確保 ・県内だけでは事業者が不足 ○ マンパワー不足 ・被災状況の把握に係るマンパワー不足 ・膨大な災害査定業務 ○ 支援団体等との連携 ・国、市町、他自治体応援職員、団体等との連携 ○ 関係者による視察 ・日程調整、視察先への配慮が必要 ○ 被災農林漁業者のなりわい再建 ・地理的条件が不利な地域であり、生産施設等の復旧等が進まない場合、担い手不足等に拍車が掛かる懸念	○ 県庁内・関係機関との連携強化（短期） ・他県事業者確保に向けた体制整備検討 ○ 応援体制の構築（短期） ・人的応援体制の強化 ○ 被害調査・応急対応の体制強化（短期） ・職員研修の実施など災害対応力の強化 ・航空写真、ドローン空撮、被災状況登録アプリ等を活用した被害調査を標準化 ○ 災害査定の簡略化の早期実施【国】 ○ 支援団体等との連携（短期） ・国、市町、関係団体との連携、応援体制整備 ・奥能登営農復旧・復興センターの設置（11/28～） ○ 被災地視察に係るルール化（短期） ・被災者に配慮した視察の検討 ○ なりわい再建に向けた支援 ・地震規模だけでなく、地域特性（中山間地域、半島）に応じた支援制度の創設

3. ライフラインや社会基盤の復旧、なりわい維持・再建 (4) 観光・商工業【文化観光スポーツ部・商工労働部】

取組事項	課題	改善の方向性
平時 ○ 平時における取組 (地域防災計画) ・市町、関係団体との連絡体制の確認 発災後 ○ 被害状況の把握 ・支援機関（商工会・商工会議所等）・市町を通じた状況把握 ○ 緊急相談窓口の設置 ・県庁内電話窓口（1/1） ・支援機関（1/4） ・金沢事業者支援センター（1/26） ・能登事業者支援センター（2/19） ○ 中小企業支援措置の適用 ・救助法適用地へ5点セット適用（災害復旧貸付、返済条件緩和等） ○ 支援施策の創設 ・なりわい再建支援補助金 ・持続化補助金（災害支援枠） ・当初5年間無利子かつ信用保証料免除の特別融資 ・伝統工芸事業者の事業再開に向けた補助金 ・仮施設（工房・商店街等）の整備等 ・「能登のために、石川のために応援消費おねがいプロジェクト」による消費活動を通じた応援の機運醸成（2/1～）（◎） ○ 支援施策の周知 ・説明会、県・団体HP等で周知 ○ 観光産業への支援 ・風評被害の払拭に向けた需要喚起（北陸応援割による支援） ・能登地域に対する観光客受入の本格再開までの支援（観光客受入本格再開後の需要喚起）	○ 支援機関の被災 ・県と連携して事業者を支援する立場である支援機関自身も被災しているため、現地の情報収集や地元での支援体制の確立が困難 →全国の商工会・商工会議所、地元の専門家等による応援 →地元支援機関の代替として、能登事業者支援センターを設置 ○ 地理的要因等による復旧の遅れ ・元々、人口減少や高齢化、後継者不足などの構造的な課題がある中、インフラ復旧や公費解体の遅れも相まって、なりわい再建支援補助金を活用した本格的な生業再建に遅れが生じる →早期営業再開のための応急的な仮施設整備を支援する「営業再開支援補助金」を創設 ○ 風評被害 ・能登地域だけでなく、金沢以南でも観光自粛などの風評被害 →2次避難者を受け入れた宿泊施設に配慮した北陸応援割の実施 ○ 観光産業の再開に当たり地域全体の復旧・復興が必要 ・復興後の人手不足の懸念	○ 支援機関の補完（短期） ・被災した地元支援機関の代替である能登事業者支援センターを拠点として、出張個別相談会等による支援施策の周知や申請サポートを実施 ○ 地域のニーズや状況に応じた支援の実施（短期） ・引き続き、地域のニーズや状況の聞き取りを行い、必要な支援施策に反映 ○ 様々な媒体による正しい情報発信（短期） ・県HP・SNS等の活用 ・観光地、宿泊地、交通状況等の状況発信による風評被害防止 ○ 本格的な観光再開までの対策 ・受入を再開した観光地の正確な情報発信 ○ 観光産業の再開後の支援 ・本格的な観光再開後の大型支援

3. ライフラインや社会基盤の復旧、なりわい維持・再建 (5) 文化財【教育委員会】

	取組事項	課題	改善の方向性
平時	<u>○ 平時における取組</u> - 国による保護スキーム周知 - 指定文化財等の所有者・保管場所・価値の把握	<u>○ 平時における準備・想定不足</u> 未指定文化財等の所有者・保管場所・価値が不明	<u>○ 文化財の指定促進（短期）</u>
発災後	<u>○ 市町等への通知</u> - 周知の埋蔵文化財に対する事務取扱についての通知(1/4、3/25) <u>○ 被災者への周知</u> - 相談対応 - 安易な処分を控えるよう通知（1/16、2/26、4/26） <u>○ 文化財レスキュー事業等による調査・救出等</u> - 国・県・支援職員等による調査・救出・応急措置の実施（2/13～）	<u>○ マンパワー不足</u> - 調査可能な職員の不足（対応可能な職員が限定的） <u>○ 一時保管場所の不足</u> - 文化財の一時保管場所の確保	<u>○ 被災文化財に対応する体制整備（短期）</u> - 関係機関と連携した、一時保管場所の管理や更なる確保 - 緊急対応が求められる文化財調査に対応する人材の確保・体制整備 - 救出された文化財の修理・返還に対応する人材の確保・体制整備 - 発災後の文化財被災対応業務・役割の整理 <u>○ デジタル・新技術の活用（短期）</u> - 所有者・保管場所・価値等のデータベース化 3Dスキャン等によるデジタルアーカイブ化の検討

4. 受援体制・他団体との連携 (1) 受援体制・他団体との連携 ① 受援体制(応援職員等の執務スペース含む)【危機管理部】

取組事項	課題	改善の方向性
平時 ○ 平時における取組 (地域防災計画等) ・ 受援計画の策定(人的支援受入チーム設置) ・ 国主導による応急対策職員派遣制度の運用 ・ 自治体間の協定締結等による支援体制構築 ・ 本部設置後の執務室設定 - ー 庁内各部連絡員室、国現地対策本部室等 ・ 一部執務室でフリーアドレス導入	○ 災害対策本部室・執務室・国現地災害対策本部執務室のスペース不足 ・ 同一の執務室やフロアで業務可能なスペースがなく、利用可能なスペースに分散した結果、国・県・実動機関等の情報共有に苦慮 ○ 応援機関・団体等の活動場所の確保 ・ 想定以上の応援機関・団体等が参集 ・ 会議室開放ルール等が未整理 ・ 応援機関・団体の居場所が不明	○ 災害対策本部室・執務室等の配置等検討(短期) ・ 関係機関が同一の執務室やフロアで業務可能なスペースの検討 ○ 民間支援団体等への会議室提供(短期) ・ 災害時の会議室の貸出ルール設定による活動場所の確保 ○ 受援体制(受援計画)の見直し(短期)
発災後 ○ 国現対本部等(国からのリエゾン等派遣) ・ 各省庁が情報収集等のためのリエゾンを派遣 ・ 国現対本部が603会議室に設置 ・ 各省庁派遣人数の増加に伴い801 会議室等を随時開放 → 県へ約300人、6 市町へ約500人(R6.1末ピーク時) ・ 原則、関係部局に近接して配置 ○ 自衛隊・消防・警察等救助機関 ・ 危機管理監室執務室内 ○ 民間支援団体等 ・ 一時休憩コーナー等で執務 ・ 県職員による会議室の代替予約 ○ 県庁内の部横断組織 ・ 副知事応接室に設置 ○ 災害時応援協定による応援要請 ・ 24団体32協定が発動(R7.3現在262団体と243協定を締結) ○ 中長期応援職員派遣・調整 ・ 国・全国知事会を通じ、要請(2/22) ○ デジタル分野における官民の連携 ・ 県デジタル推進課執務室内に防災DX官民共創協議会からの支援者拠点を設置	○ 日々変わる会議室需要の調整 ・ 各種対応チーム執務室、応援機関等の執務場所、打合せ場所等の確保が必要(優先順位、必要スペース、使用期間、什器の設置、鍵の管理など) ○ 支援者の受入体制が不十分 ・ 県による主体的な情報収集、国や応援自治体等との調整が不足 ・ 人的支援受入チームが調整すべき範囲(国、県、市町、関係団体)や担当者等が不明確 ・ 関係者で情報共有しながら臨機応変に対応	○ 人的支援受入マニュアルの整備(短期) ・ 人的支援受入チームの立ち上げ、動員者の確保 ・ 人的支援受入チームの業務内容の整理(県が主体となり、国等の受入調整、被災市町間の他自治体の応援調整) ・ 災害時の会議室利用ルール設定等(優先順位、占用利用、執務室活用等) ・ 応援機関との人的支援調整会議の開催 ○ 本部設営訓練等の実施(中長期) ・ 応援機関の参集を見据え、国等との合同による災害対策本部設営訓練の実施 ○ 支援者支援に係る資機材整備・調達ルート確保(短期) ・ キャンピングカー等保有団体と協定締結 ・ キャンピングカー等の支援者の宿泊場所となる大型資機材の各地域の国備蓄拠点への分散整備・備蓄 ・ 民間保有分を含めた支援者の宿泊場所等となる大型資機材の登録、平時から啓発・訓練を目的とした自治体への貸出を可能とする制度の創設

4. 受援体制・他団体との連携 (1) 受援体制・他団体との連携 ① 受援体制(応援職員等の執務スペース含む)【危機管理部】

(参考) 能登半島地震の際の各階利用状況

フロア	機関名
1F	【101室】医療関係者連絡本部会議(116㎡) 【102室】なりわい再建支援補助金審査・コールセンター(56㎡) 【103室】事業者サポートセンター(対面相談)(62㎡) 青字: 県 赤字: 国 緑字: その他機関
3F	【301室】災害救助法事務(62㎡)
4F	【副知事応接室①】生活再建チーム(56㎡)、【副知事応接室②】物資チーム(56㎡)
5F	【511室】危機対策課分室・孤立対策チーム(60㎡) 【デジタル推進執務室】防災DX官民共創協議会・デジタル庁(約215㎡)
6F	【県災害対策本部室】 【危機管理監室】金沢消防・緊援隊・自衛隊・北陸地整・海保・警察 【603室】国現地対策本部(ミニ霞が関として各省庁中枢機能が集約)(116㎡)
7F	【711室】北海道リエゾン(60㎡)、【712室】国打合せ室(60㎡) 【資源循環執務室】災害廃棄物処理支援チーム・環境省(57㎡)
8F	【801、811室】被災者支援インフラ復旧(総務省(テレコム)・厚労省・財務省・国交省国土 理院・気象庁・電気通信事業者・放送事業者・北電)(112㎡)(60㎡)
10F	【1001室】DWAT(56㎡)、【1002室】防衛省自衛隊(87㎡) 【県民文化スポーツ部会議室】災害対策ボランティア本部(60㎡)
11F	【1101室】1.5次避難所調整本部(DMAT)(108㎡)、【1102室】DMAT調整本部(246㎡) 【1104室】JMAT(93㎡)、【1112室】名古屋市消防休憩室(60㎡)
14F	【1402室】TEC-FORCE・国交省(58㎡)、【1408室】厚生労働省(63㎡)
16F	【1611室】応急仮設住宅チーム(建築型)(60㎡) 【1612室】給水支援チーム・上下水道復旧国交省・厚労省(60㎡)

4. 受援体制・他団体との連携 (1) 受援体制・他団体との連携 (2) 市町への職員の派遣【総務部・危機管理部】

取組事項	課題	改善の方向性
平時 ○ <u>平時における取組</u> (地域防災計画等) - 県は応援職員には災害現場で衣・食・住等を自己完結できる装備を携帯させる - 国・全国知事会と連携した被災市町への対口支援の実施 - 自治体同士の応援協定締結等による支援体制構築(訓練) - 未実施	○ <u>被災市町への円滑な応援調整</u> - 県による主体的な被災市町での情報収集、国や応援自治体等との調整が不足 - 人的支援受入チームが調整すべき範囲(国、県、市町、関係団体)や担当者等が不明確 - 関係者で情報共有しながら臨機応変に対応 - 国や応援自治体から県や県内市町からの応援が少ないとの声 ○ <u>県職員の市町派遣時の認識や知識が不足</u> - 災害時の県の役割や他自治体応援職員との連携など基本的な知識不足 - 派遣先での業務の理解不足 - 被災市町から県職員の派遣期間が短いとの声	○ <u>受援体制(受援計画)の見直し(短期)</u> ○ <u>人的支援受入マニュアルの整備(短期)</u> - 人的支援受入チームの業務内容の整理(県が主体となり、情報収集の上、人員、資機材、宿泊場所の調整等を実施) - 応援職員の宿泊可能スペース、宿泊施設・宿泊拠点整備候補地のリスト化
発災後 ○ <u>県・県内市町職員の派遣・調整</u> - 発災直後に先遣隊として県危機管理監室勤務経験者を派遣 - 被災6市町長の補佐役として、県幹部級職員を派遣(1/2) - リエゾン、物資支援、避難所運営等のため県・市町職員派遣 ○ <u>被災市町への応急対策職員派遣の実施</u> - 全国の自治体から被災市町の総括支援、対口支援のための職員が派遣(1/3～) → 14市町に61自治体から派遣 ピーク時：約1,100人 延べ：約110,000人 ○ <u>中長期応援職員派遣・調整(再掲)</u> - 国・全国知事会を通じ、要請	○ <u>被災市町や関係機関との実務レベルでの情報共有の場が不足</u> - 市町やリエゾンから現地対策本部があった方がよかったとの声 ○ <u>市町や県職員の状況に応じた応援の実施</u> - 時間の経過により、応援職員の業務内容や役割は日々変化するため柔軟な対応が必要 - 被災している職員、育児等により勤務時間に制限がある職員等、職員の事情への配慮も必要 ○ <u>資機材等の不足</u> - 派遣に係る寝袋・食料等資機材の備蓄や連絡・移動手段等が不足	○ <u>職員派遣マニュアルの整備(短期)</u> - 県派遣職員(幹部職員を含む)を事前に選定するなど派遣体制を整備、市町と共有 - 県派遣職員に対する指揮命令系統の明確化 - 全国の自治体応援職員も含めた応援状況の把握、県内市町への共有を通じた被災市町への応援要請 - 人的支援受入チームが主体となり、県・市町・他自治体で調整・情報共有できる連絡調整会議の設定 - 県派遣職員の寝袋、食料等資機材の確保 - 被災者支援には「女性の視点」も重要であるため、環境整備にも配慮したうえで積極的に女性職員も派遣 - 県派遣候補職員への研修等の実施 - マニュアル等の市町への共有、連携強化 ○ <u>災害対応職員等の物資備蓄(短期)</u> - 食料、市町への派遣職員用寝袋等

4. 受援体制・他団体との連携 (1) 受援体制・他団体との連携 ③ 支援者受入環境の整備【生活再建支援チーム】

取組事項	課題	改善の方向性
平時 ○ <u>平時における取組</u> (地域防災計画) ・ 受援計画の策定(人的支援受入チーム設置) ・ 国主導による応急対策職員派遣制度の運用 ・ 自治体同士の応援協定締結等による支援体制構築	○ <u>支援者の受入体制が不十分</u> ・ 応急対策職員派遣制度において「食料、宿泊場所等の確保は可能な限り自己完結型で対応」とされる中、県による主体的な被災市町での情報収集や応援自治体の受入調整、食料等資機材の確保・調整を行うという意識が不足 ・ 人的支援受入チームが調整すべき範囲(国、県、市町、関係団体)や担当者等が不明確 ・ 国、応援自治体が臨機応変に情報共有	○ <u>受援体制(受援計画)の見直し(短期)</u> ・ 県が主体となり、情報収集し、支援者にルートや宿泊場所を情報提供するなど人的支援受入チームの業務内容の整理 ・ 応援職員の宿泊可能スペース、宿泊拠点整備候補地のリスト化
発災後 ○ <u>宿泊場所・食料等資機材の確保・調整</u> ・ 発災直後の国による主体的な公共施設等の空きスペース、キャンピングカー、トレーラーハウス、食料等資機材の確保 ○ <u>中長期応援職員用の宿泊拠点整備</u> ・ 航空学園学生寮の整備(225人分) (3/30) ・ 仮設宿泊拠点の整備(446人分) (3/31から順次運用開始) →のと里山空港仮設宿泊所 (346人分) →穴水のとふれあい文化センター仮設宿泊所 (50人分) →珠洲鉢ヶ崎オートキャンプ場仮設宿泊所 (50人分)	○ <u>支援者の宿泊場所・食料等資機材の不足</u> ・ 過酷な生活環境 ・ 女性が従事できる環境に課題(着替えスペース、女性専用宿泊スペース) ○ <u>支援者支援に活用可能な財源の確認</u> ・ 支援者支援は救助法対象外 ・ 活用可能な財源の確認に時間がかかることでスピード感をもった支援に苦慮	○ <u>支援者支援に係る資機材整備・調達ルート確保(短期)</u> ・ キャンピングカー等保有団体と協定締結 ・ キャンピングカー等の支援者の宿泊場所となる大型資機材の各地域の国備蓄拠点への分散整備・備蓄 ・ 民間保有分を含めた支援者の宿泊場所等となる大型資機材の登録、平時から啓発・訓練を目的とした自治体への貸出を可能とする制度の創設 ○ <u>被災自治体の事務・財源負担軽減(短期)</u> ・ 災害救助法事務のあり方の検討(迅速かつ効率的な取組実施のため、対象経費の拡大・明確化・事例共有、同法の地方自治体による自主的・弾力的な運用) ○ <u>県・市町職員への研修充実(短期)</u> ・ 災害救助法等の財源面から支援を検討するのではなく、研修等を通じ、迅速な支援と並行して財源協議を行う意識の徹底

4. 受援体制・他団体との連携 (2) 災害救助法関連業務【総務部・危機管理部】

取組事項	課題	改善の方向性
平時 ○ 平時における取組 ・ 平時、県・市町では概ね担当 1 名体制 ・ 国による災害救助事務取扱要領の共有	○ 平時における準備・想定不足 ・ 発災後、各部で災害救助法事務が発生する中、県・市町職員の理解不足	○ 県・市町職員への研修充実（短期） ・ 幅広い職員の救助法事務の習熟 ・ 災害救助法等の適用を考慮して支援を検討するのではなく、研修等を通じ、迅速な支援と並行して財政面での対応を検討する意識の徹底
発災後 ○ 国(内閣府)による説明会開催 ・ 県・市町担当者へのWEB説明会(1/4) ○ 災害救助法担当者の増員・チーム編成 ・ 災害救助法と被災者生活再建支援制度を担当するチームを編成（8名）(1/17) ・ 県庁内、市町等からの相談対応 ○ 国(内閣府等)との協議 ・ 特別基準の設定に係る協議(救助期間の延長や基準額の協議等) ・ 災害救助法対象についての確認	○ 県職員の応援体制の構築 ・ 平時における災害救助法事務の理解不足、災害救助事務取扱要領では対応できない事例が多数発生し、県・市町から問い合わせが危機管理監室に殺到 ・ 支援実施にあたり、災害救助法対象外となった場合における県による財政負担を求める市町との調整、国との協議に苦慮 ○ 災害救助法求償事務手続きによる負担 ・ 様式、必要書類が多く県・市町職員の負担増 ○ 救助法対象範囲の確認 ・ 災害救助事務取扱要領では対応できない事例が多数発生 ・ 求償範囲の定義が明確でないため、省庁により判断が異なる、又は判断に時間を要し、スピード感をもった支援に苦慮	○ 応援体制の構築（短期） ・ 人的支援受入チームと連携した増員調整 ・ 災害救助事務取扱要領に加え、応援職員用に業務内容、フロー、Q&A等を整理 ○ 被災自治体の事務・財源負担軽減(短期) ・ 災害救助法事務のあり方の検討（迅速かつ効率的な取組実施のため、対象経費の明確化・事例共有、同法の地方自治体による自主的・弾力的な運用） ・ 災害救助法求償事務手続き等の簡素化を国へ要請

5. 県組織体制 (1) 職員の動員、適正配置【総務部・危機管理部】

取組事項	課題	改善の方向性
平時 ○ 平時における計画策定 - 業務継続計画及び防災活動要領に規定(訓練) - 実動訓練(防災訓練)での情報伝達訓練(本部運営訓練等の図上訓練は未実施)	○ 業務継続計画で想定する災害と異なり動員調整に苦慮 計画で想定する発動条件が本庁舎の被災であったため、計画に基づく最低限の業務継続に限定する意識が共有されず、災害対応要員の確保に苦慮	○ 業務継続計画の見直し(短期) - 業務継続計画に基づく動員者の確保 - 発動が必要な事態を幅広く記載し、発動手順や周知方法を明確化 - 最低限の業務継続に必要な職員以外は災害対策本部支援、市町支援業務等へ充当 - 職員安否確認の在り方の検討
発災後 ○ 発災後の対応 - 業務継続計画に基づき業務実施 - 部局横断の生活支援チーム等の編成に当たり、急遽職員を配置 - その他必要に応じた動員を依頼 - 各所属の業務を継続した上での動員調整、可否判断	○ 組織により業務分担の偏りが大きい - 職員間での業務負担の偏りや一部職員の連続勤務が発生 - 被災している職員、育児等により勤務時間に制限がある職員等、職員の事情への配慮も必要 - 安否確認で聞く内容等が統一されていない ○ 活用可能な財源の確認 - 支援者支援や罹災証明関連業務等は救助法対象外 - 活用可能な財源の確認に時間がかかることでスピード感をもった支援に苦慮	○ 各所属における県職員への研修(中長期) - 訓練を通じた初動、応援用務の理解促進 - 国研修等を活用した防災に係る専門人材の育成 - 被災市町派遣を見据え、職員の災害対応力、連携調整能力の向上に向けた定期的な災害対応研修の実施 - 災害救助法等の財源面から支援を検討するのではなく、研修等を通じ、迅速な支援と並行して財源協議を行う意識の徹底 ○ マニュアルにない事象の判断(短期) - 各職員が当事者意識を持って、被災地に寄り添った判断を適時適切に行う

5. 県組織体制 (2) 災害時の県組織体制【総務部・危機管理部】

	取組事項	課題	改善の方向性
平時	○ 平時における取組 (地域防災計画) - 震度5強以上で災害対策本部を自動設置 (本部長：知事、副本部長：両副知事、本部員：各部長) - 災害対策本部の各部の組織及び事務分担は運営要綱に定める	○ 県庁内での連携に支障 国との調整役と県庁内調整役の一元化や組織横断チームの編成など臨機応変に対応したが、危機管理監室に情報を集約する意識や体制となっておらず、県庁内での連携に支障が発生	○ 危機管理監室から危機管理部に改組・機能強化 (R7.4) - 各チーム、部の情報を危機管理部へ集約、本部員会議等を通じ情報共有 - 各部・関係機関の情報を分析・整理し、適切かつ迅速な被災者支援に向けた調整を実施
発災後	○ 地域防災計画等で想定のない業務が多発する中、臨機応変に体制を構築 ○ 災害対策本部体制へ移行 - 通常体制ベースに災害体制化 - 全職員自主登庁 ○ 県職員の被災市町への派遣 - 被災6市町長の補佐役として、県幹部級職員を派遣 (1/2) ○ 国編成に合わせた組織横断チーム編制 (1/4) - 副知事トップに4チーム編成 (インフラ、物資、生活支援、なりわい再建) ○ なりわい再建チーム編成 (1/22) - 企画部長をチーム長に商労、観光、農林の各部長で編成 ○ 生活再建支援チーム編成 (1/23) - 生活支援チームを被災地生活支援、広域避難者支援の2グループ制に拡充 ○ 増員等による対応 - 市町用務支援(避難所、物資、窓口等)、15次避難所等 ○ デジタル分野における官民の連携 - 防災DX官民共創協議会とデジタル庁の支援により、自主避難所の状況把握や広域被災者データベースを整備 ○ 幹部会議による情報共有 (1月中旬～)	○ 人的支援受入チームの機能不足 - 人的支援受入れチームが調整すべき範囲や担当者等が明確ではなく、自発的に機能しなかった - 関係者で情報共有しながら臨機応変に対応 - 一部職員の連続勤務が発生	○ 地域防災計画・災害対策本部運営要綱・業務継続計画の見直し (短期) - 組織横断チーム・業務を計画等に明記 - 発災後に新たな業務の発生に伴い、チームを編成する際のルールの特約化 - 各チーム・部の情報を危機管理部へ集約、本部員会議等を通じ情報共有するといった危機管理部の役割の特約化 - 業務継続計画発動手順の特約化等による動員の確保 - 職員安否確認の在り方の検討 ○ 人的支援受入マニュアルの整備(短期) - 人的支援受入チームの業務内容の特約化 ○ 職員派遣マニュアルの整備 (短期) - 県派遣職員(幹部職員を含む)を事前に選定するなど派遣体制を整備、市町と共有 ○ 県職員への研修等 (中長期) - 初動対応、応援用務の理解促進 - 訓練による理解促進 - 国研修等を活用した防災に係る専門人材の育成 - 被災市町派遣を見据え、職員の災害対応力、連携調整能力の向上 - 県派遣候補職員への研修等の実施

第4章 検証の概要

発災後、概ね3か月間の県の初動・応急対応について、国、他自治体、各支援団体等との連携面も含め、検証を行い、第3章では各検証項目での検証結果を示した。

この結果に基づき、本章では、特に主要なテーマとして7点を抽出した。これらは、多岐にわたる災害対応業務の中で特に課題となった項目や、複数の災害対応業務に共通する大きな課題であり、「検証の概要」として捉えられるものである。

以下では、この7つの「検証の概要」について、それぞれ課題及び改善の方向性を取りまとめている。

- 県組織の災害対応体制
- 県の受援・応援体制
- 1.5 次・2次避難（広域避難）対応
- 被災者支援
- 災害広報・情報発信
- デジタル技術の活用
- 県民の防災意識、自助・共助意識の醸成

1. 県組織の災害対応体制

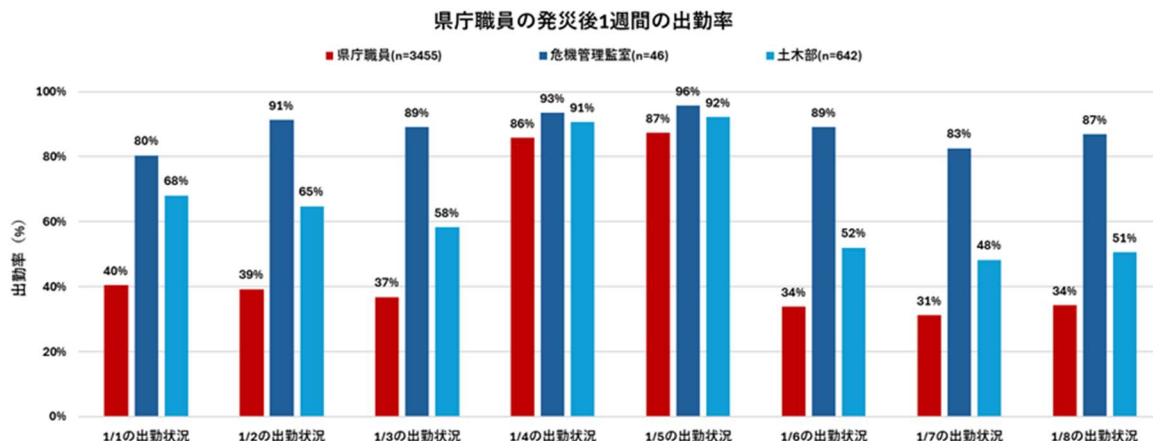
（関係検証項目：「災害対策本部」「情報収集・通信手段の確保」「職員の動員、適正配置」「災害時の県組織体制」）

■ 課題

【職員の災害対応意識、組織として全庁体制で対応する意識が希薄で、対応が受け身】

災害対応は一部の部局が行うものという認識が強く、災害対応に対する職員や組織の当事者意識、全庁体制で対応する意識が希薄で、対応が受け身であるなど、いわゆる「災害時」の基本的な考え方に課題があった。県職員のみならずその家族が被災したことや、年末年始の帰省等により出勤が困難となる職員が多数発生したこともあり、参集した一部の職員に負担が集中し連続勤務が生じたほか、県危機管理監室や土木部といった一部の部局では出勤率が極めて高く推移した。一方、業務継続計画を策定していたにも関わらず、県庁全体でみると発災後1週間の出勤率が 50%を下回る日も多く（県職員アンケート結果より）、最低限の業務継続に必要な職員以外は災害対応業務に充当させる、ということが徹底できなかった。一部の部局・職員に負荷が集中し、全庁的な災害対応に至らなかった。

図 4-1 令和6年1月1日～1月8日の出勤状況



※県庁職員アンケート結果より

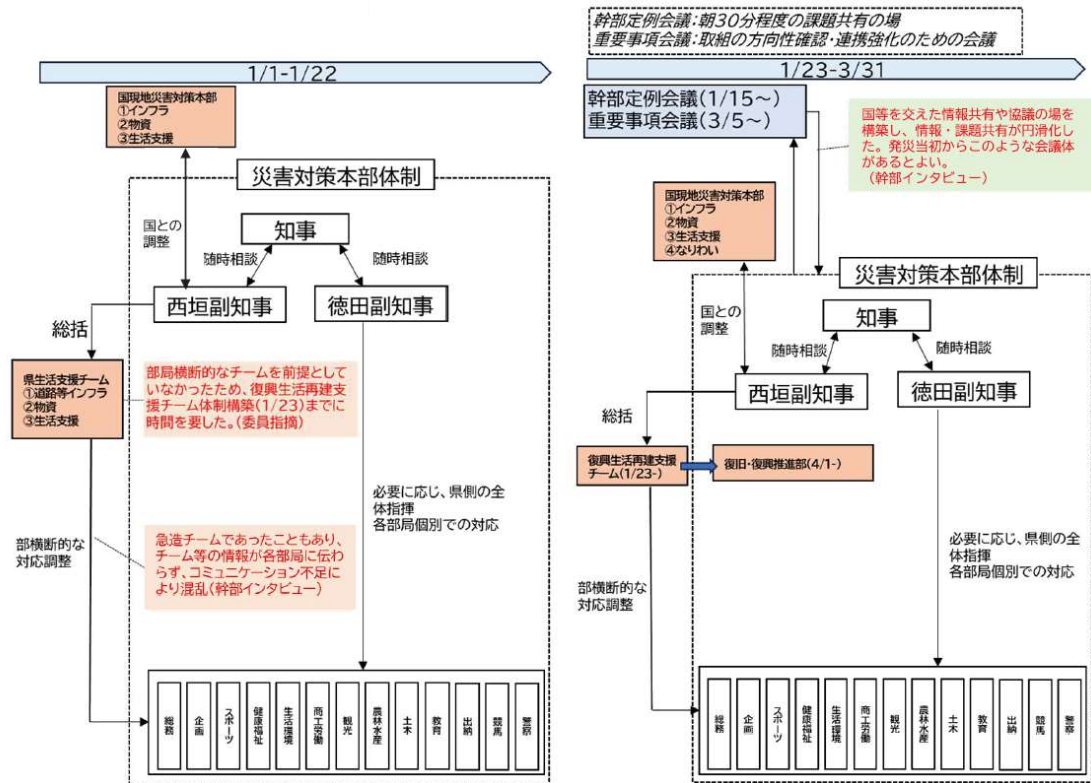
【記載内容が不十分で計画・マニュアルが機能せず】

石川県地域防災計画や災害対策本部運営要綱で、発災後における石川県の各部局の役割が定められており、業務継続計画で非常時優先業務の選定は行われていたものの、業務継続計画で想定する、本庁舎で被害が生じるような災害ではなかったことから、改めて災害対応に優先的に臨む必要性を周知したが、想定する災害と状況が異なる場合の取扱いや、発動を判断する手順及び周知方法が不明確であり、計画・マニュアル等が十分に機能しなかった。結果として、対応が受け身となり、人的支援の受入調整等の多くの業務で、石川県による主体的な調整の不足、災害対応業務や市町支援業務への人的支援の不足が発生した。

【組織横断チームによる対応も、全庁的な連携が進まず】

事前に計画等で定めていなかった業務への対応(例:被災地での生活環境の確保)や、国との連携の円滑化を図るために県の組織を国現地災害対策本部の班編成に合わせる必要性から、組織横断チームを臨機応変に編成したものの、連携に課題が生じた。業務の性質上、石川県、国、関係団体、被災市町等と連携して対応する必要があったが、情報を集約・整理して共有する体制になっていなかったため、発災直後は、組織横断チームの情報や動きが石川県の各部局に伝わらず、各部局の業務に支障が生じていた(県庁職員アンケート・ヒアリング結果、県庁幹部職員ヒアリング結果より)。1月中旬以降、情報・課題の共有や連携が進まない問題を解消するため、県幹部職員を中心として国等も交えた情報共有や協議の場を構築した。発災直後から全庁的に災害対応するためには、情報の集約・整理・分析を行う司令塔としての役割を担う組織や、情報・課題を全庁的に共有する場が必要であった。

図 4-2 組織横断の特命チームの体制と総括



※県庁職員アンケート結果、県庁幹部職員ヒアリング等より作成（役職名・組織名は当時のもの）

※庁内での組織横断チームの詳細は、資料編「資料3 国に合わせたチーム編成・庁内横断的対応」を参照

【執務スペース不足により、情報集約・連携に支障】

国現地災害対策本部、消防・自衛隊等の実動機関、DMAT 等の関係団体から、ピーク時は約 300 人もの**想定を超える数の職員が石川県庁に参集した**。県災害対策本部あるいはその周辺に執務室を設置するスペースの余裕もなく、関係部局・関係機関が同一の執務室または同一のフロアで執務することができなかったため、フロアの異なる会議室等を利用せざるを得ない状態となった。このように、**石川県庁内の執務スペースが不足⁶**したことにより、**石川県の各部局間、各部局と関係機関間の情報共有や連携した対応に課題が生じた**。

【知事から全庁体制での対応を促すも改善につながらず】

発災時、馳知事・西垣副知事（当時）は石川県内におらず、石川県内にいた徳田副知事が庁内対応にあたった。危機管理上は、知事・副知事2名の計3名のうち少なくとも1名以上が県内に留まることとしており、発災時点での人員配置に問題はなかった。また、知事らが発災直後から首相官邸と連携して情報収集を進め、その情報を石川県庁と共有したことにより、被害状況の把握を進めることができた。

一方、**令和6年1月6日に知事から県職員に向け、「非常事態宣言」を行い、全庁体制での対応を促したものの、大きな改善にはつながらなかった。**

また、発災翌日には知事による上空からの被災地視察を行ったものの、初めての被災地訪問が発災2

⁶ 能登半島地震における県庁の執務室の利用状況は、「第3章 検証項目ごとの検証結果」内の p90 「（参考）能登半島地震の際の各階利用状況」を参照。

週間後の令和6年1月14日であった。救助の実施主体である石川県が被災市町を全面的に支える意識を持つためには、石川県のトップである知事がより迅速に被災地訪問を行い、被災者の声を聴き、被災市町や被災者の課題や現状について現場感覚を持って迅速に把握することが必要であった。

■ 改善の方向性

【災害時の県組織体制の抜本的な見直し】

災害対応の要となる石川県庁の各部局及び国・市町・関係機関の連携の改善を目的として、災害時の県組織体制のあり方を抜本的に見直す。能登半島地震での対応を踏まえ、組織横断チームの設置を前提としつつ、石川県庁の各部局・職員の役割を明確化する。また、石川県庁の各部局・チームや、国・市町・関係機関からの情報を危機管理部に集約して整理・分析し、それを踏まえた全庁への指揮命令を行うことで、全庁的な災害対応を進められるよう、県組織体制を強化する。災害時の県組織体制については、地域防災計画、災害対策本部運営要綱等で具体的に定義し、石川県庁の各部局や市町・関係機関と認識共有、連携強化を図る。

【全庁体制で自発的に災害対応を実施するための計画・マニュアルの充実、訓練・意識底上げ】

災害発生時に全庁体制で自発的・臨機応変に災害対応を実施するため、各種改善・取組を行う。

例えば、石川県地域防災計画や災害対策本部運営要綱、業務継続計画の見直しを通じて、業務継続計画の発動が必要となる事態を幅広く記載するとともに、発動手順や周知方法の明確化を行う。また、計画が発動となった場合には、最低限の業務継続に必要な職員以外を災害対策本部支援や市町支援業務へ確実に充当できるよう、あらかじめ対象者の明確化を行う。

また、実践的な訓練・研修等を行い、県庁職員の災害対応への意識醸成や災害対応力・調整能力の向上を図る。国が実施する災害対応専門職員養成研修にも積極的に参加し、庁内リーダーを数多く養成する。庁内リーダーは石川県での災害対応の中心的役割を担うことはもとより、他県で大規模災害があった際の対口支援派遣等の中心的なメンバーとする。

さらに、石川県の各部局及び災害対応時に組織されるチームについて、孤立集落対応、広域避難対応等の災害時固有業務を具体化したマニュアルの作成・充実を進める。また、石川県庁の各部局・担当職員への研修や国・市町・関係機関と連携した訓練を定期的に実施し、マニュアルの実効性向上や県庁職員の災害対応力の向上を図る。

【災害対策本部室の拡充など、情報共有しやすい執務スペース確保・配置の検討】

石川県庁の各部局や国・関係機関（実動機関・DMAT 等）が情報共有しやすい環境を整備するため、例えば石川県・国・実動機関が県庁内の同一執務室内（同一フロア内）で業務できるようにするなど、災害対策本部室等の拡充、国・関係機関（実動機関・DMAT 等）の執務スペースの確保について検討する。

2. 県の受援・応援体制

(1) 県の受援体制

(関係検証項目:「受援体制(応援職員等の執務スペース含む)」「市町への職員の派遣」「支援者受入環境の整備」)

■ 課題

【受援計画に基づく人的支援の調整を主体的に実施できず、対応が受け身】

総務省の応急対策職員派遣制度や全国知事会の協定に基づき、全国の自治体から非常に多くの職員の応援をいただいた。これに対し石川県では、受援計画に基づき、人的支援のニーズ把握・取りまとめや総合調整を担う人的支援チームを編成したものの、調整すべき範囲や指揮命令系統・体制が受援計画・マニュアルで明確になっていなかったことや、「石川県も支援される側」という意識があったことで、「石川県として主体的な情報収集・調整が実施できていない」と被災市町・応援自治体等多くの団体から課題を指摘された。被災市町の行政機能を確保したうえで速やかな復旧・復興を実現するためには、被災市町における被害状況・マンパワー不足の状況・ニーズを把握し、石川県としてより主体的に調整すべきであった。

【支援者支援を県として主体的に担う必要性】

被災地に派遣された応援職員等支援者が現地で活動するにあたり、宿泊場所や資機材の確保が必要であったが、特に発災直後はそれらの確保が困難であり、金沢市等の遠方に宿泊し毎日被災地まで長距離移動するというケースも生じた。被害規模や範囲が大きい災害であったため、派遣元の自治体が派遣職員向けの宿泊場所や資機材を確保しきれなかった。

そのため、石川県では、総務省や関係機関と連携し、日本航空学園の学生寮や公共施設の活用、キャンピングカーやトレーラーハウスの設置、仮設宿泊所の建設等により、現地で活動する支援者向けの宿泊拠点を順次確保した。今後、被害規模や範囲が大きい災害が発生した場合には、能登半島地震での対応と同様に、支援者支援を石川県として主体的に担うことが求められる。

■ 改善の方向性

【受援計画を見直し、人的支援調整に関する対応力を強化】

人的支援に係る調整を石川県が主体的に実施できるよう、受援計画を見直す。情報集約・整理・対応の中核となる石川県の危機管理部との連携のもと、人的支援チームが主体的に活動できるよう、業務内容・範囲、国(主に総務省)・市町との調整のあり方、指揮命令系統・体制を明確化する。

被災市町において、人的支援の状況が異なり、対応状況に差が生じたことから、支援団体を交えた調整会議を開催するなど、石川県が主体となり、被災市町、支援団体等との調整を行う。

また、こうした人的支援チームの業務を明確化したマニュアルを整備した上で、訓練・研修を通して実効性の向上を図る。

【支援者支援に関する対応力強化】

大規模災害が発生し、支援者の活動が長期化することが見込まれ、宿泊拠点の確保が必要となる場合に備え、公共施設の活用やキャンピングカー・トレーラーハウス等を候補として平時から調達方法・調達先の検討を行うとともに、関係団体との調整、資機材を保有する団体との協定締結等を進めるなど、調達の円滑化を図る。

関連して、民間保有分を含めた登録制度を創設した上で、キャンピングカー、トレーラーハウス等の支援者の宿泊場所として活用できる大型資機材等を国備蓄拠点に分散配備し、平時には自治体に貸出、提供する。

被災者支援に際し、災害救助法等の適用を考慮して支援を検討するのではなく、被災者や支援者に寄り添い迅速な支援を行うという意識のもと対応を検討するという姿勢を徹底する。また、災害救助法の対象経費の明確化のため事例をあらかじめリスト化すること等を要望し、国と協力して取り組む。

(2) 被災市町への支援

(関係検証項目:「市町への職員の派遣」「災害時の県組織体制」)

■ 課題

【被災市町派遣において市町を支える姿勢が不十分】

市町単独では災害対応が困難なほどの被害が生じたことや、災害救助法が適用され救助主体が石川県になったものの、災害対応の最前線となる市町を、石川県が全面的に支えるという姿勢が不十分であった。発災直後から、石川県は被災6市町に石川県職員をリエゾンとして派遣したが、県リエゾン派遣の意義があるのか、と被災市町や関係機関から厳しい声もあった(表 4-1 参照。被災市町アンケート・被災市町ヒアリング・関係機関アンケート結果より)。一方、被災市町の首長の補佐や石川県との情報共有を目的とした県幹部職員の派遣については有効であったという意見が被災市町より寄せられており(表 4-1 参照。被災市町ヒアリング結果より)、被災市町に派遣する県職員が担う役割・業務を明確にすることが重要であった。

【県から市町への依頼・調査窓口が統一されず、市町の負担増】

石川県職員がリエゾンとして被災市町に派遣されているにも関わらず、被災市町に対する色々な要請が県の様々な窓口から出され、被災市町の負担増加に繋がった。

表 4-1 石川県職員の市町への職員派遣に対する、主な意見

- ・県リエゾンは指示がなければ動かず、何をしているのか分からなかった。(被災市町)
- ・相談しても「市町の仕事」との返事が多く、県で何ができるかを検討してほしい。(被災市町)
- ・石川県職員の支援の姿が見えない。(関係機関)
- ・次長級が派遣されたことで、県への要望が伝わりやすくなった。(被災市町)

※被災市町アンケート結果・ヒアリング結果・関係機関アンケートより

【人的支援チームが十分に機能せず】

石川県の受援計画では、人的支援チームを編成し必要に応じて被災市町との調整やリエゾン派遣を行うことが明記されていた。しかし、今回の能登半島地震で設置された人的支援チームは指揮命令系統や体制が明確ではなく、応援団体が臨機応変に対応する中で、派遣先の偏りや派遣人数の過不足が生じるなど、十分な役割を果たすことができなかった。

【石川県と被災市町のコミュニケーション、主に災害対策本部の運営に溝】

能登半島地震では、県現地対策本部が設置されなかったが、石川県庁に設置された災害対策本部の災害対策本部員会議はオンラインで開催され、被災市・町長もリモートで参加するなど、情報共有が効率的に進んだ部分もあった。一方で、県と被災市町は距離が離れていたため、壁を感じたとの意見もあり(被災市町アンケート結果、被災市町ヒアリング結果より)、石川県と被災市町とで現場感覚が共有できるようなコミュニケーションのあり方を、改めて検討する必要がある。

■ 改善の方向性

【石川県による被災市町への応援体制強化】

石川県による被災市町への応援体制の見直し・強化を行う。大規模災害発災後における石川県・市町の役割分担を改めて整理した上で、被災市町支援における県リエゾンが果たすべき役割や、県リエゾンに対する指揮命令系統を明確化し、県職員の市町派遣に関するマニュアルを整備する。また、訓練等を通じ、マニュアルの実効性を向上させる。

【人的支援チーム・派遣職員の役割明確化】

受援計画の見直しの中で人的支援チームの役割を再整理し、業務内容・範囲、国（主に総務省）・市町との調整のあり方、被災市町の支援にあたっての人員調整や動員体制のあり方、指揮命令系統・体制を明確化する。

また、職員派遣マニュアルを整備する中で、派遣候補職員の名簿作成や役割の明確化を行い、派遣予定市町と共有し、石川県と市町の連携を強化するとともに、平時から研修を実施するなど、災害時に各職員が自発的に行動できるよう、危機対応力の向上を図る。

【県と被災市町での円滑なコミュニケーションのあり方を検討】

能登半島地震では県現地災害対策本部は設置されなかったが、それによるメリット・デメリットを整理し、石川県と被災市町が現場感覚のある情報共有を進められるよう、対面・オンライン双方の良さを活かしたコミュニケーションのあり方を検討する。

(3) 救急救助活動、実動機関との連携

(関係検証項目:「警察・消防・自衛隊との連携・応援要請」「航空運用調整」)

■ 課題

【実動機関による救急救助活動を統括・調整する役割を十分に担えず】

発災直後から、警察・消防・自衛隊等の実動機関が全国より派遣され、大規模な救助活動が行われた。また、円滑な活動調整を目的として、各実動機関の連絡員が石川県庁の危機管理監室に集まり、各機関に寄せられた救助要請等を整理し、役割分担を実施した。

これら実動機関の活動調整において、石川県には航空運用調整を担うことができる職員が1名いたものの、全体の活動を調整する経験やノウハウを持つ職員はおらず、当初、各実動機関の活動を主体的に統括・調整する役割を果たせなかった。その後、調整経験のない職員が統括・調整を行う役割を担ったが、実動機関からは石川県による主体的な調整に関し、以下のとおり課題を指摘されている。

表 4-2 実動機関の調整に対する主な意見

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・自衛隊への救助要請について、自衛隊のリエゾンと石川県のいずれを通じて要請すれば良いのか不明だった。救助要請内容によって要請先が異なり、混乱した。(被災市町)・所掌が不明なニーズや、優先順位の決定が必要なニーズ等を調整する総合調整部署を設置して、対応の基本方針を決定した後、個別調整を実施するようにすることが適切。(関係機関)・実際に被災地で活動するのは、警察や自衛隊、消防といった実働部隊だが、その活動を調整する役割は、普段から県内の状況をよく知っている県が担うべきである。(関係機関) |
|--|

※市町アンケート・ヒアリング結果、関係機関アンケート結果より

【航空運用調整体制が脆弱】

国・関係機関のヘリコプターや航空機が被災地で活動する中で、それぞれの活動エリア・任務を調整する航空運用調整を実施した。各機関から派遣された航空に関する連絡員の協力を得ながら対応したが、全体の航空運用調整を担うべき石川県庁において、航空運用調整のノウハウを有する石川県職員は1名しかいなかった。交代要員の確保等ができず、航空調整の体制が極めて脆弱であった。

■ 改善の方向性

【実動機関との連携・調整機能を強化、航空運用調整の体制強化】

石川県として実動機関との連携・調整機能を強化するため、実動機関での活動経験を持つ実動機関OB職員等の任用や増員を行うとともに、訓練・研修等により専門人材を育成する。また、被害規模が大きく石川県単独での対応が困難な場合に向けて、他自治体・関係機関への支援要請、専門人材の受援体制の整備について検討する。(なお、のと里山空港では、ヘリコプターの発着調整への応援として、国土交通省航空局より専門性を有する職員が派遣された。)

航空運用調整における実施事項の整理や、実動機関との平時からの連携、研修・訓練による実効性

向上を図る。また、災害の規模が大きく、石川県単独での対応が困難な場合に備え、国と協力して、合同訓練(国・都道府県一体で実動機関との連携・調整や救急救助活動を展開することを想定)や、実動機関との連携・調整機能向上を目的とした研修等を実施する。

(4) 民間支援団体との連携

(関係検証項目:「災害支援団体・ボランティアの活動環境整備」)

■ 課題

【災害支援 NPO 等の受入体制・連携体制が未整備】

発災直後から災害支援 NPO 等が被災地入りし支援活動を行ったが、各支援団体の活動状況の把握や連携が不十分であった。これまで石川県では、全国規模で活動する災害支援 NPO と連携した災害対応経験がなく、災害支援 NPO に関する知見を県や市町が有していなかった。このため、支援団体の信頼性について判断がつかず受け入れが遅れる、どのような分野の災害支援 NPO がいてどのような支援を要請すべきか判断できない、といった混乱が生じていた(被災市町アンケート、幹部職員ヒアリングの結果より)。また、中間支援組織を含めた連携体制の構築について、県地域防災計画では行うこととされているが、実際には行われていない状況であった。

表 4-3 ボランティアとの調整に対する主な意見

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・日赤と一緒に来る医療関係の方は信頼できたが、単独で来る方は名刺をいただいても信頼していいのかわからない。県に紹介いただく等の仕組み、ルールがあると良い。(被災市町)・専門ボランティアに関する知見があまりなかった。(幹部職員)・一般ボランティアか専門ボランティアが担うのか、という部分で混乱している場面があった。(幹部職員) |
|--|

※被災市町アンケート結果・幹部職員ヒアリング結果より

【一般ボランティア受入体制の整備が迅速に進まず】

被災地での一般ボランティアの受け入れには、被災者のニーズ把握・調整が必要となるが、被災市町災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会の人員不足やスタッフの被災により、被災者のニーズ把握・調整が遅れる結果となった。これにより、一般ボランティアの受入体制の整備や活動環境の構築を迅速に進められなかった。

【被災地入りを控える呼びかけによる影響】

能登半島地震では、半島という地形的制約や道路被害の影響で、発災当初は被災地へのアクセス手段が限られていたため、道路渋滞による救助・救出や物資輸送への影響を懸念し、一般ボランティアに対して、被災地入りを控えるよう知事より呼びかけを実施した。発災直後は、被災地での混乱を防ぐ意味でも必要な呼び掛けであったとの意見もあったが(被災市町ヒアリングの結果より)、災害対応の経験や技術に長け、自己完結で活動できる災害支援 NPO 等の被災地入りを阻む要因になったといった指摘もあった(関係機関アンケートの結果より)。ボランティアの支援を、より適切な時期に迅速・円滑に進められるよう、被害状況と対応のあり方について整理する必要がある。

■ 改善の方向性

【災害支援 NPO 等との連携体制の強化】

発災時に JVOAD(全国災害ボランティア支援団体ネットワーク)を始めとした災害支援 NPO 等と連携できるよう、平時からネットワーク化し、連携を深める仕組み(中間支援機能)を構築する。また、平時より、定期的な情報交換等により信頼関係を構築するとともに、訓練・研修を通じ、石川県・市町・災害支援 NPO 等の連携方法の確認を行う。

加えて、石川県として、能登半島地震での対応を踏まえ、(一般ボランティアとの違いも含めて)災害支援 NPO 等に支援を求める内容を整理し、マニュアルで作成する。これにより、石川県・市町の職員のボランティアに関する理解の向上に努める。

【市町災害ボランティアセンターの運営体制強化】

災害時の被害が甚大でスタッフの不足等が生じて、一般ボランティアの受入体制を早期に確立できるよう、関係団体(社会福祉協議会・日本赤十字社・JVOAD・災害支援 NPO 等)との連携を強化する。

【災害時の情報発信に関するマニュアルの整備】

能登半島地震での対応における情報発信のあり方を踏まえ、情報発信に関するマニュアルを整備する。加えて、発信後の状況変化による情報修正が難しいこと、呼びかける対象を明確化すべきであることなど、特に注意すべき点を整理し、庁内での周知徹底を図る。

3. 1.5 次・2次避難(広域避難)対応

(1) 孤立(要支援)集落対応

(関係検証項目:「孤立集落対策」)

■ 課題

【孤立集落発生 の 想定や準備が不十分】

海に囲まれ、山地が多く、平地が少なく、アクセス道路に限られるといった半島地域特有の地理的制約がある中、平時において孤立集落の発生に関する想定や、ライフラインの被害が長期化することに対する認識がなかった。具体的には、孤立を防ぐ方法、孤立状態となった場合の集落の避難先・避難方法等の想定がされておらず、また、被災市町や石川県、実動機関等の役割等を整理した対応マニュアルも未整備であった。

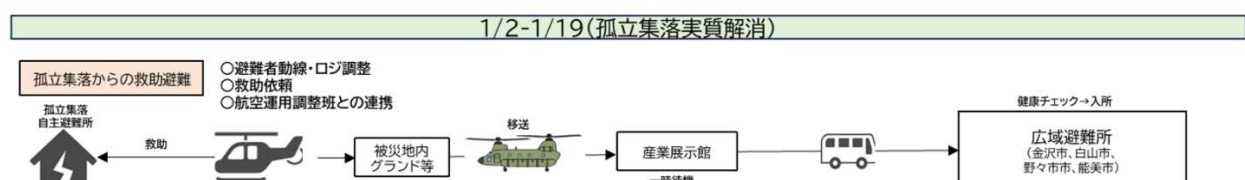
【救助・避難時の県・市町・関係機関等の連携による状況把握・情報共有に課題】

石川県・市町・関係機関で情報共有が十分に行えなかった結果、孤立集落の把握や救助・避難を円滑に行うことができなかった。

石川県は、孤立集落から救助・避難を行うにあたり、被災市町や消防等による現地の情報を元に、自衛隊等の実動機関との救助・避難方法の検討や、受入先である市町等との調整を行う必要があった。これまで、石川県では、孤立集落の状況の把握は市町を通じて行うこととしていたが、市町職員の被災により、人手が不足していたことに加え、通信の途絶等により、市町においても孤立集落の状況把握が困難な状況であった。こうした状況において、消防・自衛隊による徒歩での安否確認、物資輸送を行う中での状況把握や携帯通信事業者のデータによる状況把握など、様々な手段で孤立集落の状況把握を進めたものの、各機関が収集した情報の集約・共有ができず、全体像の把握に時間を要した。

また、救助・避難人数、ペットの有無、福祉的な支援の要否等の情報を十分に連携しないまま、救助・避難を行った結果、移送時や避難先市町等への到着後に支障が多発した(詳細は「(2) 1.5 次・2次避難(広域避難)対応」で記載)。

図 4-3 孤立集落からの救助・避難に関する実施スキーム



※詳細は、資料編「資料 3 国に合わせたチーム編成・庁内横断的対応」を参照。

■ 改善の方向性

【孤立集落可能性の予測、孤立集落対策の強化】

孤立集落可能性を予測し、孤立集落の発生を予防するとともに、孤立集落発生時に円滑に救助・避難等の対応ができるよう対策を強化する。

特に、孤立した場合においても、復旧までの期間、各地域での生活を維持できるよう、当該集落における避難施設の耐震化、通信・自家発電等のライフライン機能確保やオフグリッド化の推進、物資の備蓄・資機材の確保、避難に向けた計画作成等を進める。

また、孤立集落対策マニュアルを整備し、関係機関（自衛隊・消防等）と連携した孤立集落の情報収集や共有の方法、県庁内の担当部局・チームの整理、航空運用調整や医療・広域避難等関係するチームとの連携、2次避難（広域避難）実施の判断、1.5 次避難所設置有無のルール等について整備・明確化する。マニュアルは関係機関と共有するとともに、必要に応じ研修・訓練を実施し実効性を高める。

【デジタル技術を活用した、孤立集落に関する情報収集・対応の改善】

孤立集落の迅速かつ円滑な状況把握や物資輸送が可能となる手法を検討する。

また、消防・警察等と連携した情報収集や共有、民間団体と連携したスマートフォンの位置情報データの活用や電力・ガス使用量のデータを活用した住民の安否確認など、市町による情報収集以外の孤立集落の状況把握方法を検討する。

加えて、能登半島地震では、孤立集落への物資輸送として、ヘリコプターによる空中投下も実施したが、今後はドローンの活用も見据え、平時から関係機関との連携体制を構築する。

関連して、災害に強い通信、道路等のインフラ整備、孤立集落の発生を見据えた備蓄物資や衛星携帯電話等の整備支援など、半島地域での孤立集落発生の防止に向け、国・市町と協力して取り組む。

(2) 1.5 次・2次避難(広域避難)対応

(関係検証項目:「2次避難対策」「1.5 次避難所」「2次避難所」)

■ 課題

【2次避難における情報共有不足により、受入先の負担増大】

大規模災害の際には、ライフラインの途絶や復旧見込みの長期化、猛暑や厳冬等の気象条件による過酷な避難環境、避難所での感染症まん延等の状況により、福祉施設入所者を含め、多くの方について広域避難が必要になる場合があるという認識がなかった。

能登半島地震では、災害関連死を防止するため、被災地から金沢市以南のホテル・旅館等への2次避難を積極的に働きかけ、被災市町とホテル・旅館、受入市町だけでなく、移送にあたって自衛隊や石川県バス協会、避難先での健康管理や生活支援にあたって受入自治体や医療関係者など、多くの方の協力のもと2次避難を進めた。

しかし、発災後初期は、2次避難を急いだこともあり、避難者名簿の作成をはじめとした避難者の状況の把握が十分に行えず、関係者間での情報共有が不十分であった。このため、避難された方々の性別が間違っている、家族や親族ではない方が相部屋となる、といった事例が発生した。また、避難される方々の健康状況や福祉的な支援の有無等の情報が不足したため、受入後に受け入れ施設の変更が必要となるなど、ホテル・旅館や受入市町において混乱が生じ、健康管理やケアの面で大きな負担となった。

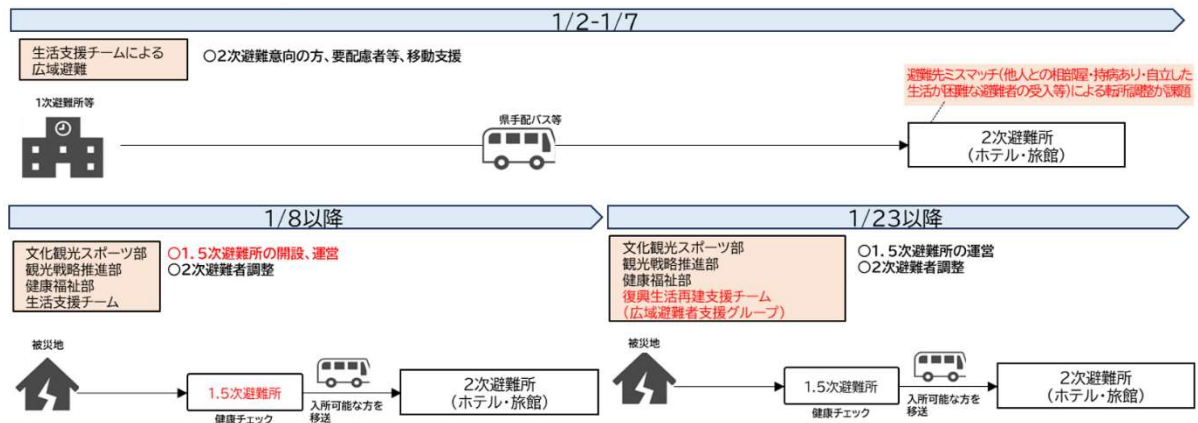
【1.5 次避難所で想定を超える要配慮者支援ニーズが発生し混乱】

いしかわ総合スポーツセンター等石川県内の3施設に1.5 次避難所を開設し、2次避難に向けた保健師による健康確認を実施したほか、旅行会社による2 次避難所運営事務局が相談窓口・コールセンターを運営し、滞在先のマッチングを担当するなど、広域避難の円滑化を図った。

一方、当初の想定とは異なり、1.5 次避難所に要配慮者が多数入所したため、医療・福祉・介護等の支援ニーズが多く発生した。1.5 次避難所運営の主担当は医療・福祉・介護等に関する知見を持たない県職員であり、専門外の対応を迫られ、運営に支障が生じた。また、医療・福祉スタッフの不足も深刻な課題となり、関係機関から多くの人員の応援を頂くこととなった。加えて、2次避難先の調整が困難な避難者は1.5 次避難所や一時待機ステーションに長期滞在することとなったため、医療・福祉・介護等の支援ニーズが長期化した。

さらに、十分なマニュアルのない中、被災地外への避難を急いだ結果、被災市町での避難者名簿作成が不十分であったこと、被災市町との間で1.5 次・2次避難所の役割の違い等広域避難に関する認識が十分共有されていなかったことも、1.5 次避難所での負担増の要因となった。

図 4-4 時系列別 1.5 次避難所・2次避難所の実施スキーム・担当と課題



※詳細は、「資料 3 国に合わせたチーム編成・庁内横断的対応」を参照。

■ 改善の方向性

【超高齢社会を念頭においた、1.5 次避難・2次避難に係る対応マニュアル・連携体制の構築】

能登半島地震での対応や、令和6年9月の奥能登豪雨での対応(2 次避難は実施したが 1.5 次避難所は設置せず)を踏まえ、1.5 次・2次避難の対応について、石川県庁の担当部局の明確化、2次避難の実施基準や 1.5 次避難所の設置基準、実施する場合の対象者、避難所の設置場所、運営方法、被災市町や関係機関との調整方法等を定めた 1.5 次・2次避難に関する対応マニュアルの整備を行う。

特に、高齢化が今後さらに進展するため、健康管理・福祉・介護への配慮が不可欠であることから、平時より、石川県・市町や医療・福祉関係団体とのマニュアルの共有、役割分担の認識共有を進め、連携を強化する。

【広域避難を円滑化する避難者情報共有体制の強化】

広域避難の送り出しと受け入れが円滑に行えるよう、避難者名簿をマイナンバーカード等のデジタル技術を活用した形にするほか、広域避難に関わる主体がその情報にアクセスできる仕組み・体制の整備に取り組む。また、これらの仕組み・体制を活用した市町等との合同訓練を実施し、デジタル技術を活用した避難所情報の共有体制を強化する。

また、災害時に被災者の情報を迅速かつ継続的に把握し、簡易に避難者名簿の作成・情報共有の体制整備ができるよう、平時からのマイナンバーカード等のデジタル・新技術等の活用促進について国と協力して取り組む。加えて、広域避難が必要な場合に市町が作成する避難者名簿等を石川県が一元的に管理できるような仕組みについて、国と協力して整備する。

【災害関連死と 2 次避難に関する検証】

能登半島地震で多数発生した災害関連死について、石川県は関連データを収集・整理し、大学等と連携して分析を行い、分析結果を今後の災害対応力の向上に活かすとともに、1.5 次・2次避難に関する対応マニュアル等にも反映する。

能登半島地震における2次避難は、石川県の南部に立地する温泉街や金沢市内に多く立地するホテル等の協力があったからこそ、その大半を県内で実施できたものであり、他都道府県で同様の取組を同

一県内で実施できるかはケースバイケースである。今回の石川県での2次避難の取組や災害関連死の状況を国へ提供し、国において、専門的見地等から分析・検討し、2次避難を行う際の健康管理等の留意点をまとめたガイドライン策定に取り組んでいただく必要がある。

4. 被災者支援

(1) 避難所の生活環境

(関係検証項目:「1次避難所」)

■ 課題

【質・量双方の観点で、避難所の生活環境整備が円滑に進まず】

1次避難所では、迅速にパーソナル空間・プライバシーの確保や食事提供・洗濯など生活環境整備を進める必要があったが、質・量双方の観点で整備に時間を要する結果となった。

また、上下水道を始めとするライフラインの途絶により、入浴や洗濯の機会が限られ、トイレについては簡易トイレや仮設トイレに頼らざるを得ない状況であった。屋外に出る必要や臭いの問題等から、仮設トイレ等の利用を控えようと水分摂取を躊躇したことは、健康上の悪影響につながる可能性もある。

避難生活を支える備蓄・物資に関しては、一部の避難所における食料・簡易トイレ・段ボールベッド等の不足や、道路寸断等による物資供給の遅れといった、物資備蓄・輸送に関する課題も浮き彫りとなった。

また、備蓄物資について、量の不足や、乳幼児や女性・高齢者向け用品といった種類の不足に加え、保管場所等の問題により十分に活用できない場合があった。避難者の多さから、避難所内でプライバシー等に配慮した生活スペース、授乳室、感染者の隔離スペース等が確保できない避難所があったことなど、多様なニーズを踏まえた生活環境整備が十分でなかった点も課題であった。

図 4-5 避難所内生活スペースの状況



避難所入口でのマスク着用の呼びかけ

空気清浄機



避難所内生活スペース



感染者の隔離スペース

出所) 内閣府「令和6年能登半島地震における避難所運営の状況」,
https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/kensho_team3_shiryo02.pdf

図 4-6 自主避難所



出所) 石川県「令和 6 年能登半島地震アーカイブ 震災の記憶 復興の記録」,
(左)https://noto-archive.pref.ishikawa.lg.jp/sae/item/R06_900_001_00014
(右)<https://noto-archive.pref.ishikawa.lg.jp/story/detail8>

【避難所の開設・運営要員が不足、状況把握が円滑に進まず】

1次避難所の立ち上げのリーダーと想定する市町職員や自主防災組織、防災士等も被災したため、避難所運営マニュアル等に基づく生活環境整備、物資管理等に課題を残した。

また、運営については、避難者による自主運営が基本である中、地域住民の被災、広域避難等により、マンパワーが不足し、他自治体の応援職員等に運営を依存することとなった。

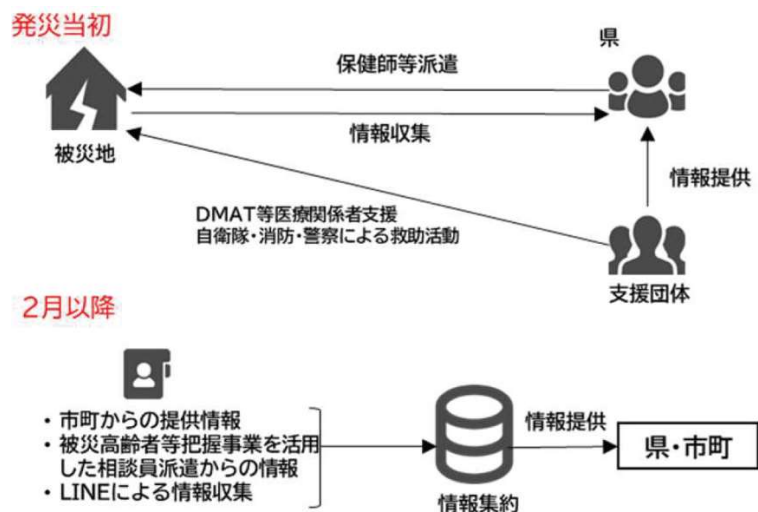
このほか、一部の避難所で通信が途絶していたことや、市町職員のマンパワー不足により、避難者名簿の作成が進まなかったこと、作成された避難所名簿が紙ベースで管理されているなど統一的な様式でなかったこと等から、避難所の場所や避難者数、氏名、ライフラインの状況や備蓄物資等の状況把握に時間を要した。

【自主避難所の被災者や、在宅・車中泊の被災者に対する支援が十分に実施できず】

能登半島地震では、指定避難所が狭隘でプライバシーも十分に確保されていなかったことから、市町の指定避難所に避難する被災者だけでなく、自主避難所や、在宅・車中泊で避難する被災者への支援も多く発生した。特に、在宅・車中泊避難で支援を必要とする被災者の状況把握が難しく、物資や支援が行き渡らないなど、多様な避難環境に置かれた被災者の把握とその支援に課題を残した。

石川県は、状況把握や支援情報の提供のため、避難所外避難者の情報登録窓口（LINE・コールセンター）を開設したが、被災者自らが情報を登録・更新する必要性を感じていないため、依然として被災者の所在や状況の把握が進まず、抜本的な解決には至らなかった。

図 4-7 自主避難所等の状況把握方法



※詳細は、資料編「資料 3 国に合わせたチーム編成・庁内横断的対応」を参照。

■ 改善の方向性

【避難所における対応力を強化】

避難所は災害において被災者の生命を守る重要な拠点であることから、運営体制と環境整備の観点から、避難所における対応力を強化する。

運営体制強化の観点として、大規模災害での避難所運営については県・市町で連携して対応することを見据え、市町が運用する避難所運営マニュアルの改訂を石川県として推進する。能登半島地震での災害対応や国の避難所運営ガイドラインの改訂も踏まえたものとし、女性・障害者・子ども・高齢者等多様なニーズへの配慮を含むものとする。また、医療・福祉団体、食事支援・入浴支援の実績を有する災害支援 NPO を始めとする民間団体と石川県・市町との連携を強化するほか、避難所への参集から開設・運営までの一連を実践する訓練等を石川県・市町・関係機関（自主防災組織等）で連携して実施し、計画・マニュアルの実効性の向上を図る。

環境整備の観点として、石川県地震被害想定の見直しも踏まえ、市町における避難所の備蓄（食料、簡易トイレ・段ボールベッド等の生活必需品、衛星携帯電話等ライフライン途絶を見据えた必要物資・資機材、多様なニーズに配慮した物資等）について、種類・数量ともにより充実させることを石川県として推進する。これらの強化にあたっては、自主避難所や在宅・車中泊の被災者の発生も踏まえ、被災者への物資提供、見守り等の支援が十分に進められるようにする。

関連して、民間保有分を含めた登録制度を創設した上で、キャンピングカー、トレーラーハウス等の支援者の宿泊場所として活用できる大型資機材等を国備蓄拠点に分散配備し、平時には自治体に貸出、提供する。

【避難所・避難者の状況把握力の強化】

1次避難所や自主避難所・在宅・車中に滞在する被災者の情報把握や見守り・健康管理など、被災者支援の実施・充実に向け、石川県・市町・関係機関で避難所運営マニュアルを共有し、役割分担の確認、健康管理シートの項目の標準化等を進める。

災害時に、被災者の情報を迅速かつ継続的に把握し、簡易に避難者名簿の作成・情報共有の体制整備ができるよう、平時からのマイナンバーカード等のデジタル・新技術等の活用促進に国と協力して取り組む。

また、国と協力して、避難者名簿等の個人情報の活用に関して、明確化(個人情報をどの主体に共有できるか、どの災害対応業務では個人情報を活用できるか等)に取り組む。

(2) 被災者支援の取組

(関係検証項目:「避難所における健康管理」「避難所外被災者の見守り・健康管理」「物資供給」「給水支援」「入浴支援」「トイレ確保」「洗濯支援」「高齢者・障害者等」「災害救助法関連業務」)

■ 課題

【県による被災者支援体制が未想定】

避難所運営や被災者支援に係る制度の手続き等は基本的に市町が中心となっていくが、能登半島地震のような大規模災害では市町も大きく被災しており、市町単独での対応が困難であった。このような大規模災害時の状況の想定が石川県では欠如しており、特に被災者の生活環境の確保等について、事前に計画等で石川県の各部局の役割として定めていないなど、平時からの準備が不足していた。このため、発災後に部局横断チームとして生活支援チームを組織し対応することになった(1月23日に復興生活再建支援チームに改組、4月1日に復旧・復興推進部を新設し移管)が、情報一元化や司令塔機能に課題があり、全庁的に連携した対応が進まなかった。

【被災市町・NPO 等各種関係団体との連携が不十分】

市町単独では災害対応が困難なほどの甚大な被害が生じたことや、災害救助法が適用され救助主体が石川県となったことを踏まえると、石川県は被災者支援に携わる市町や災害支援 NPO 等と主体的に連携し、被災者支援を担うべきであった。しかし、こうした認識が不十分であり、各主体との調整等の対応が十分に実施できなかった。「被災者向けの支援のあり方を一緒に検討してもらいたかった」といった声もあり(被災市町ヒアリング結果より)、石川県として、迅速かつ円滑な被災者支援に向け、主体性を持った取組がより必要であった。

【物資管理・配送の理解が十分でなく、被災地への物資支援が効率的に実施できず】

道路寸断により物資が被災市町の物資拠点に到達しない事例や、被災者ニーズや避難所の在庫把握ができず必要なタイミングで必要な支援が行き届かない状況が生じた(被災市町ヒアリング結果より)。

また、被災市町への物資供給について、石川県では物資チームを編成し対応したが、物資管理の基礎知識が十分でなく、発災直後は物資の管理や配送が効率的に実施できたとは言えない状況であった。1月中旬からは民間物流事業者の協力を得て、県物資拠点内のオペレーションや物資調達・輸送を再構築したことで、徐々に効率的な調達・配送体制を構築していった。

【ライフライン寸断状況長期化の想定不足】

被害が甚大で上下水道の復旧に3～5カ月を要するなど、ライフラインが長期的に途絶することを事前に想定できていなかった。このため、避難所に加え、各住宅に対する給水、トイレ、入浴、洗濯の長期的な支援も必要となったが、支援に必要なトイレカー、キッチンカー、入浴施設、ランドリーカー等の専門的な資機材は石川県で備蓄していなかった。被災者の生活環境の確保には、国・全国自治体・自衛隊・民間企業・NPO・ボランティア等からの資機材やサービスの提供が不可欠であった。

【被災者の見守り・健康管理に繋がる情報把握・共有が不十分】

災害関連死防止に向けて、1次避難所の避難者をはじめ、自主避難所や在宅・車中泊の避難者といった、避難所外被災者の見守り等の健康管理も重要であったが、被災者の介護情報等の情報把握や、NPO 等支援団体との情報共有・連携が円滑でなかった。

図 4-8 被災者支援に関する取組例



【災害救助法の適用範囲が不明瞭】

被災者支援に関連して、災害救助法の適用範囲が不明瞭であることも課題となった。例えば、災害救助法に「福祉」が規定されておらず、社会福祉施設への人的・物資支援や、仮設住宅に設置する集会所での福祉サービス提供が、迅速に実施できなかった。また、指定避難所外の避難者を含む被災者に対する各種支援(食事提供等)が災害救助法の適用範囲となるのか、石川県・市町で判断できない事例が多く発生した。国との確認・協議に時間を要し、支援の実施決定が遅れる場面もあった。

■ 改善の方向性

【石川県の体制強化及び市町・関係機関との連携体制強化】

被災者支援全般について、被災の規模・状況に応じる形で、石川県と市町の役割を計画上で明確化し、マニュアルを整備する。特に災害救助法適用時は救助の主体が県になることを踏まえ、大規模災害

時において県が担うべき役割・取るべき対応について検討し、計画・マニュアル等で明確化する。

また、救助の主体が石川県になり、被災者支援を単独市町で実施できない状況においては、石川県の対応・支援だけではリソースが不足するため、不足が見込まれる事項等について、あらかじめ支援主体を複数想定した上で、関係機関(自衛隊・給水支援団体・NPO 等)との連携を強化し、円滑な支援や資機材運用等が可能となる体制構築や協定締結等を進める。

【各個別分野(物資、給水・入浴支援、見守り・健康管理)の対応力強化】

物資支援に関しては、広域での物資の在庫管理・輸送を一元的に行い、必要とする地域に必要な物資の供給ができるような仕組みの構築を進める。そのため、国の物資管理システムの更なる活用を進めるほか、石川県が物資支援に関する調整をより効果的に担えるよう、物資供給業務に精通した人材の育成を図る。また、輸送に関しては民間の物流・輸送事業者との協定締結を通じ、輸送におけるリソースの確保等に努める。

給水支援・入浴支援に関しては、現場での資機材の充実も必要であり、石川県や市町による給水車、トイレカー、簡易トイレ、入浴のための資機材等の整備促進に向けた方策を検討する。

被災者の見守り・健康管理に関しては、デジタルを活用した被災者名簿作成の支援、健康管理シートの項目の標準化、関係機関との情報共有の仕組みの構築を進める。

これらの分野において、石川県・市町職員の人材養成を図る。

【災害救助法を活用した被災者支援に関する意識徹底、対象の明確化】

被災者支援に際し、災害救助法等の適用を考慮して支援を検討するのではなく、被災者や支援者に寄り添い迅速な支援を行うという意識のもと対応を検討するという姿勢を徹底する。また、災害救助法の対象経費の明確化のため事例をあらかじめリスト化すること等を、要望し、国と協力して取り組む。

【各自治体の対応の限界を考慮した国による備え・支援の要望】

民間保有分を含めた登録制度を創設した上で、キャンピングカー、トレーラーハウス等の支援者の宿泊場所として活用できる大型資機材等を国備蓄拠点に分散配備し、平時には自治体に貸出、提供する。

5. 災害広報・情報発信

(関係検証項目:「災害広報・情報発信」)

■ 課題

【被災者の置かれた状況・情報環境による情報の届きづらさ】

今回の能登半島地震では、発災直後から X 等の SNS や HP で最新情報の発信を実施したほか、被災地域に高齢者が多いこと等を踏まえ、石川県・市町で避難所に紙媒体を配布する形で情報発信を実施するなど、災害広報に関して様々な工夫を試みた。しかし、デジタルになじみのない高齢者等に対して、継続的に紙媒体での情報を届ける仕組みがなかったほか、自主避難所や在宅・車中泊で避難する被災者に対する生活支援情報や、2次避難者に対する地元情報等の伝達に時間を要するなど、全ての被災者に最新情報を行き届かせるという観点で課題が残った。

【被災者ニーズに応える情報発信が不足】

被災者支援に関する情報について、ライフラインの復旧状況や被災者支援等の情報が届かない・分からないとの声が寄せられることがあった。具体的な事例として、県の施策が決定した際の広報と各市町での申請受付開始までの時間差により、各被災者が具体的に申請(適用)を判断したいときに十分な情報を得られないことで「情報が届かない・分からない」という声があった。

【災害広報における被災市町との連携不足】

平時においても、市町における広報体制には余裕があると言えない中、大規模災害時には、広報担当を含め、被災市町職員は避難所運営等への対応を行う必要から、広報面が手薄な状況となり、応援自治体による広報業務の支援により対応した被災市町もあった。日頃から石川県と市町の広報担当同士の連携体制がなく、能登半島地震では、人員の限られる市町の広報担当に対し、有効な支援を実施することができなかった。

また、石川県の発表内容について、市町への情報共有が不足すると、被災者が市町へ問い合わせても市町担当が分からないことがあるなど、情報格差が生じた。

【状況変化を見据えた情報発信、修正情報の発信】

能登半島地震では、知事記者会見や災害対策本部員会議など、知事による積極的な情報発信を実施した。しかし、発災当初に実施した一般ボランティアに対して被災地入りを控える呼びかけのような、発災当初の発信内容が継続して拡散され続けるなど、状況が変化してもそれが更新されないという課題があった。新たな情報を発信しても、一度発信した内容を修正し社会に浸透させるには、相当の時間と労力を要した。

■ 改善の方向性

【デジタル・アナログ両面での発信媒体の強靱化】

デジタルツールに馴染みのない高齢者や、指定避難所以外への避難者、2次避難している被災者な

ど、多様な被災者がいることを前提に、市町の防災行政無線やＬアラート、ラジオ等の活用、２次避難先への市町災害広報等の定期配送など、情報伝達手段の複線化・多様化を図る。デジタルに馴染みのない方や通信が途絶した場合の代替手段として、紙媒体での情報提供の仕組みも構築する。

さらに、高齢者等に向けて、SNS等のインターネットを介した情報収集・連絡の利用を促進するため、民間事業者と連携した、平時からのスマートフォン等の利活用推進のための取組を進める。

【被災者支援に関わる県の情報発信強化】

被災者支援に関する県の情報発信に関して、地域防災計画上で情報発信に関する取組を明文化するとともに、実際の対応につながるマニュアルの整備、得られたノウハウの継承、状況に応じた判断・対応を行う能力養成につながる訓練・研修の実施等を行う。

タイムリーな情報共有を行うとともに、制度についての情報発信においては、具体的な対応方針や制度の開始時期に加え、問い合わせ方法を併記して発信する。また、情報の受け手の属性や被災状況等を考慮して、多様な手段による広報を実施する。加えて、通信環境の強靱化・早期復旧対応にも取り組む。

【市町との連携・支援強化】

石川県の発信する内容について、市町に対しても問合せがあることも想定し、事前に内容を市町に共有するとともに、県庁各部局にも共有の徹底を働きかける。また、石川県は能登半島地震において被災者支援制度を一覧で把握できるガイドブック等を作成したが、今後はより早期に作成し、市町にも共有する。

加えて、被災市町が行う広報業務を石川県や応援自治体により支援する、住民からの問合せ対応のコールセンター等を活用して一括支援するなど、被災市町の広報業務負担を軽減する。

【状況変化が伝わる情報発信の実施】

発災当初に実施した一般ボランティアに対して被災地入りを控える呼びかけなど、インパクトが大きい情報発信については、その後の変化の見通しについても併せて発信する。

また、Web 広告等既存の広報媒体以外の手段も活用して、発信の質と量を増大させるほか、災害ボランティア等に対して、その時点での現地の様子を発信してもらうよう呼びかけるなど、より情報が拡散する手段を検討する。

このほか、状況が正確に伝わっていない場合等は、マスコミ各社に対し協力を依頼し、正確な情報を重ねて発信する。

6. デジタル技術の活用

(関係検証項目:「情報収集・通信手段の確保」「1次避難所」「孤立集落対策」「2次避難対策」「1.5 次避難所」「2次避難所」「福祉避難所」「避難所における健康管理」「ペット対策」「要配慮者への支援」)

■ 課題

【人員・習熟度不足により、平時から導入していたシステムを活かしきれず】

石川県では、平時より、総合防災情報システム、物資調達・輸送調整等支援システム、被災者生活再建支援システム等を導入しており、平時から担当所属を中心にシステム活用の訓練・研修を実施していたものの、発災後に応援職員として対応した県職員の多くがシステム操作に不慣れな状態であるなど、人事異動等によりシステムの活用ノウハウが蓄積されていなかった。このため、能登半島地震の対応において、導入済みのシステムを最大限活かすことができなかった。

さらに、これらのシステムにより、石川県と市町間の情報共有を想定していたが、市町側においても県と同様の状況であり、加えて入力に係るマンパワー不足から、入力が進まず、県による入力支援等も行ったものの、システムを有効に活用することができたとはいえない状況であった。

【市町・関係機関のデータ・様式が標準化されておらず、各種対応に支障】

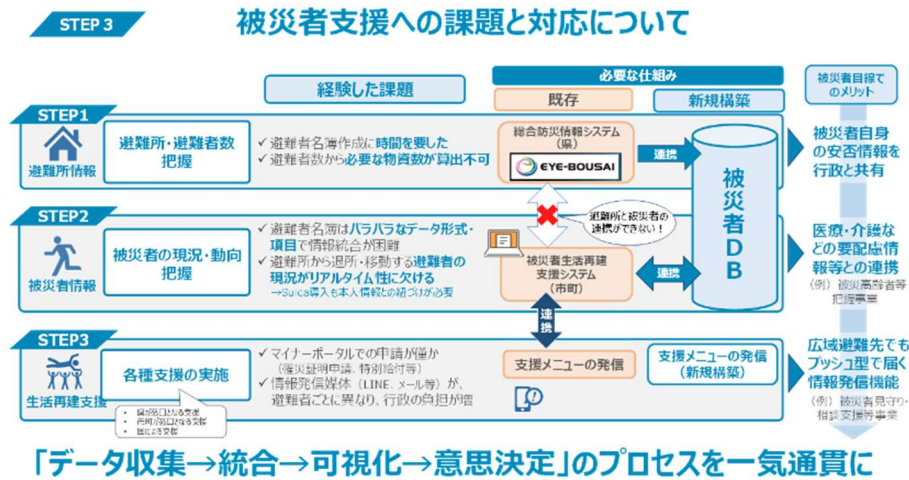
市町・関係機関から災害対応に関する様々なデータを収集したものの、全体像の把握や関係者間での共有が円滑に進まず、各種対応に支障を及ぼす結果となった。

例えば、実動機関、災害支援 NPO、DMAT 等から避難所の位置情報に関するデータを収集できたものの、機関ごとにデータ様式が異なる形で整理されていたため、データ突合のための処理作業が必要となり、避難所の位置情報に関するデータの整備及びデータに基づく全体像の把握に時間を要した。

また、被災者台帳についても、市町で作成手順・取得情報・データ規格が統一されておらず、一元管理ができるよう、データ統合を防災DX官民共創協議会に支援いただいたものの、被災者情報の整理に苦慮し、迅速な被災者支援に結びつかないという課題も生じた。

加えて、罹災証明書の申請様式が市町によって異なっていたため、被災市町以外での罹災証明書の申請受付時に、様式不一致に伴う事務処理の遅延が生じた。2 次避難の避難先となった自治体で罹災証明書を申請することが、そもそも想定されていなかった。

図 4-9 県が取り組んだデジタルによる被災者支援



11

出所) 防災 DX 官民共創協議会 令和6年度第1回シンポジウム(2024/05/29) 石川県講演資料「能登半島の現状と今後」P11

【被災者情報の継続的な把握が難航】

暫定的な被災者台帳や避難者名簿を作成し対応したものの、被災者の2次避難や仮設住宅への入居など避難先が移り変わる中で生じる連絡先の変更など、最新情報への更新が難しく、生活再建に向けた支援の情報提供に支障が生じた。特に、金沢市以南へ2次避難を実施した被災者の情報(所在場所等)を、被災市町が把握できなかったことや、石川県と市町間で個人情報を共有する想定がないだけでなく、そもそも個人情報保護の観点から情報共有が可能かどうかを確認する必要がある等の課題が生じた。

これらの課題に対応するため、石川県では、被災市町から暫定的な被災者台帳を取り寄せ、LINEを活用し、被災者地震に避難先等の個人情報を入力してもらい、県自ら、被災者の居場所を把握するなど、被災者データベースの構築や、生活再建に関わる情報発信に取り組んだものの、被災者に情報更新をしてもらう機会や仕組みを作りきれず、所在等の最新情報の把握については最後まで課題の解消が困難であった。

■ 改善の方向性

【デジタルを活用した災害対応が実施できるよう体制を強化】

システムを活用した防災対応に関する訓練・研修を定期的実施し、職員の習熟度の向上を図る。訓練・研修については、市町も対象とし、システムを介して市町の情報を収集・把握できるようにするとともに、石川県と市町の連携も強化する。また、新任の職員でもデータ入力が簡易に実施できるよう、入力方法やユーザーインターフェースの簡素化等の見直し等を検討する(例: 複数のシステムで同じ種類のデータを入力することを見直す、タブレットを活用)。

加えて、災害時のデジタル技術に関する知見を有する民間人材の受援体制を想定しておくことで、デジタル技術を活用した災害対応をより円滑に実施できるようにする。

このほか、ドローン等のデジタル技術を活用した物資輸送、被害認定調査、孤立集落の把握について、防災訓練等において活用事例の周知を図る。

【災害時の活用を見据えたシステム改修、標準化等】

石川県総合防災情報システムにおいて、市町の庁舎に加え、個々の避難所においても入力を可能とするなど、避難所情報の入力機能を強化する。具体的には、現状の PC による入力に加えて、スマートフォンを使った入力を可能にするなど、情報収集手段の多様化を図る。

また、被災者情報を迅速かつ円滑に共有できるよう、市町での被災者台帳作成手順や情報・データ規格の統一、マイナンバーカード等を活用したデータ入力・更新の省力化を進め、発災直後から復旧・復興まで、切れ目のないきめ細かな被災者支援が実現できるように取り組む。

このほか罹災証明書など発災後に被災市町へ申請を行う書類等の様式や、被災者支援にあたり、聞き取り等を進める健康情報等についても被災市町を超え、石川県、市町、医療・福祉団体等でデータ共有することを前提に様式の統一を進める。

加えて、広域避難が必要な場合に市町が作成する避難者名簿等を県が一元的に管理できるような仕組みについて、国と協力して整備する。災害時に被災者の情報を迅速かつ継続的に把握し、避難者名簿の作成・情報共有を簡単に行えるようにするためには、平時からマイナンバーカード等を活用する機会が必要であり、その活用促進や機運醸成に国と協力して取り組む。

7. 県民の防災意識、自助・共助意識の醸成

■ 課題

【被災地域における住宅耐震化等、発災前の防災対策不足】

奥能登地域といわれる2市2町における発災前の被災地域の耐震化率は、公表年度が平成30年度～令和元年度と異なるが、輪島市 45%⁷、珠洲市 51%⁸、穴水町 48%⁹、能登町 53%¹⁰となっていた。石川県全体の耐震化率である82%¹¹に対して被災地域の耐震化率が低いことが、建物被害の拡大の一因になったと考えられる。

【発災後の自助・共助促進の必要性】

避難所の開設や運営を担う防災士等の地域のリーダー、自主防災組織、市町の職員が、自身の被災や道路の寸断により、避難所にたどり着けない状況が発生した。今回のように道路被害等が甚大で避難所等へのアクセスが困難となる状況においては、公助の手が届くまでに時間を要するため、被災地内での自助・共助も極めて重要になる。

まず、津波警報発令時には浸水想定外の地域であっても高台に避難をするなど、一人ひとりが自分の身を守るべく基本的な防災行動を徹底することが必要である。また、大規模災害を想定し、自主防災組織を中心に住民自ら避難所の開設・運営が行えるよう、各地域の自助・共助の意識を高めておくことが望ましかった。今回の能登半島地震では対口支援自治体等の支援があり避難所運営を行うことができたが、今後同様な支援が得られない場合も考えられ、自助・共助のあり方について見直しが必要である。共助に関しては、各防災士会の組織的な活動や防災士会間の連携や相互支援体制が整備されていなかった点も課題であった。

今回の災害において、多くの災害支援 NPO が現地入りし被災者支援を担ったが、被災市町においては、発災前に災害支援 NPO との付き合いがなく、戸惑いを覚えたとの声もあった。また、災害ボランティアセンターは、原則として市町の社会福祉協議会に設置されるが、被害が甚大であったために各市町災害ボランティアセンターでの受入体制(ニーズ把握や募集、受入調整)を整えるまでに時間を要した。

■ 改善の方向性

【県による県民の防災支援制度の利用促進】

石川県では既に石川県住宅耐震化促進事業を行っており、能登半島地震以降は補助率の引き上げや被災住宅への対象拡大等を進めている¹²。県民への支援制度の周知徹底、手続フローの明確化、対象住宅の拡大等を通して利用を促すことが必要である。

また、制度の利用促進に向けては、地震被害想定により居住する地域がどのような影響があるか考え

⁷ 輪島市、輪島市耐震改修促進計画、https://www.city.wajima.ishikawa.jp/docs/2018063000019/file_contents/taishin_20200401.pdf

⁸ 珠洲市、珠洲市耐震改修促進計画、<https://www.city.suzu.lg.jp/uploaded/attachment/2024.pdf>

⁹ 穴水町、穴水町強靱化計画、<https://www.town.anamizu.lg.jp/uploaded/attachment/100289.pdf>

¹⁰ 能登町、能登町国土強靱化地域計画、<https://www.town.noto.lg.jp/material/files/group/12/0000019283.pdf>

¹¹ 石川県、石川県強靱化計画、<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/shisaku/taishin/documents/taishinnkeikakuu.pdf>

¹² 石川県、石川県住宅耐震化促進事業、https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/taishinportal/taishin_hojo.html

る機会を提供することや、防災教育や本検証を通じ、県民一人ひとりの防災意識、自助・共助意識の醸成を図ることも重要である。

【県・市町・県民での共助に向けた事前準備・連携推進】

市町における避難所運営マニュアルの改訂や避難所での備蓄を県として推進する。また、石川県・市町や防災士、自主防災組織等の関係者が連携して実施する避難所の開設・運営訓練を通じ、各主体の役割の確認・共有を行う。

現状の指定避難所・福祉避難所について、その避難所自体も被災することを見据え、開設・運営できるか、開設できた場合にどの程度受け入れ可能かを検証し、前述の訓練等を通じ、開設可能状況を考慮して各主体の役割を確認する。被害が著しく避難所の開設・運営が困難な場合でも対応できるよう、防災倉庫の設置や物資・資機材の備蓄等を各地で進めるなど、市町・自主防災組織等が多様な状況に対応できるようにするための支援を行う。

外部からの支援の受入に関連して、石川県・市町と災害支援 NPO が平時から定期的な情報交換等による信頼関係を構築し、連携を図れるようにする。

社会福祉協議会による災害ボランティアセンター設置や災害ボランティア受入について、甚大な被害により市町単独での対応が困難となる場合を想定する。能登半島地震での対応結果を踏まえ、災害ボランティアのニーズ把握・募集・調整について、石川県がどのように対応・支援するのか検討し、計画での明確化やマニュアルの整備を行う。

【防災教育、研修の実施による自助・共助意識の醸成】

地震被害想定を活用した防災教育を通じ、子ども達も含め、県民一人ひとりが居住する地域がどのような地域であるか考える機会を提供し、正しい知識のもと、災害を「自分ごと」として捉える自助意識の醸成を図る。

公助の手が届くまで時間を要する可能性があるということを踏まえ、自主防災組織を中心に住民自らが避難所の開設・運営、炊き出し等が行えるよう、県民参加型での実践的な防災訓練やワークショップ等を通じ、災害発生時に自らがとるべき行動を学び、自助・共助意識の醸成を図る。

さらに、地域の防災士・自主防災組織の育成のため、スキルアップ研修を拡充するほか、活動に対する知事表彰等で意識発揚を図ることなどで、地域のリーダーとなる人材の育成を進める。

おわりに ～今後に向けて～

石川県政史上未曾有の大災害となった令和6年能登半島地震の発災後概ね3か月間における石川県の初動対応について、約1年に渡り検証作業を進めてきた。

検証にあたっては、石川県職員 3,455 人への調査、国・他自治体・関係機関延べ 183 団体への調査等によって、計 53 の検証項目(災害対応業務)を洗い出し、県議会や県民からのご意見を頂きながら、業務ごとに取組・課題・改善の方向性の整理・検討を行った。

こうした中で、複数の災害対応業務において、今回の地震の特徴、検証にあたり実施した基礎調査、検証委員からの指摘事項等を踏まえ、初動対応の重要な点として、**7つのポイント**を「**検証の概要**」として抽出した。

初動対応を担う石川県の体制面でのポイントとして、「**①県組織の災害対応体制**」では、県が全庁一丸となって対応する意識の欠如、危機部局の権限の不明確、情報の一元化・分析・整理が困難、「**②県の受援・応援体制**」では、被災市町や国、全国の応援自治体、民間支援団体等に対し県が主体的に支援・連携調整を担う必要性、連携を担える人材の不足等の課題が浮き彫りとなった。

今回の地震対応における特徴でもある、長期的なライフラインの途絶等に伴う被災者の生活環境確保の面でのポイントとして、「**③1.5 次・2次避難(広域避難)対応**」では、そもそも孤立集落対応や広域避難の対応が必要になるという想定が欠如や、関係者間での情報共有・調整に苦慮したことが明らかになった。食事・トイレ・入浴・洗濯等の「**④被災者支援**」に関しても、長期間の断水の想定が欠如していたことや、被災により市町での対応が困難となる中で、県が主体的に対応する想定・体制や災害支援 NPO 等との連携が準備できていなかった点が課題として露呈した。

デジタル化が進む現代において災害対応を進める際のポイントとして、「**⑤災害広報・情報発信**」では、デジタルに馴染みのない高齢者や在宅避難・車中泊者等へのきめ細かい情報発信の不足、被災市町の広報との連携不足、状況変化を見据えた情報発信の困難さがあり、正しく情報を行き届かせるという観点で課題が残った。また、「**⑥デジタル技術の活用**」により災害対応の効率化を図ったものの、日頃(平時)からの習熟の欠如に加え、市町や避難所でのデータ作成の負担や、データ共有が円滑に進まない場面等が想定出来ていない等の課題から、デジタル技術の効果を十分に発揮させられない場面も見られた。

加えて、能登半島地震のような大規模災害の発生時には、支援を行う自治体自身も被災し、「公助」による人的・物的支援が行き渡るまでに時間が掛かることも想定されることから、「**⑦県民の防災意識、自助・共助意識の醸成**」が不可欠であり、耐震化の促進や防災教育等により「自助」「共助」を更に促進することが必要である。

能登半島地震の発災以後、現場の最前線である被災市町に加え、国、全国の応援自治体、NPO 等の民間支援団体やボランティア、民間企業等の多くの皆様から、いまなお、復旧・復興に多大なご尽力を頂いている。一方、より激甚な災害に見舞われる可能性があることや、過疎化の進む半島地域という条件不利地での被災、人口減少・高齢化の更なる進展、多様化するニーズへの対応、人手不足等の社会的課題を考慮すると、**今後は、能登半島地震における災害対応以上に、あらゆる主体との総力戦で災害対応に臨むことが強く望まれる。**

こうした中で、県内で広域的に被害が及ぶ災害においては、県はその中心に立って責務を果たす必要がある。これを踏まえて、今回の検証で抽出された7つのポイントから、以下の3点が重要であるとした。

1. 県は災害対応の中心を担う存在であることを、危機管理部に限らず、全ての県職員一人一人が自覚し、県に課せられた業務だけでなく、市町への支援や、国、全国の応援自治体、民間支援団体等との調整・連携を主体的かつ積極的に担えるよう、平時から知見を深めスキルを高めることが重要。
2. 総力戦での災害対応を進めるべく、県と市町、応援自治体、国、民間支援団体等は、役割分担・指揮命令系統・連絡体制の明確化等による連携の具体化、合同訓練・研修の実施等による連携の強化を進め、平時から信頼関係を構築することが重要。
3. 加えて、広域かつ大規模な災害の発生時においては、県民一人一人の「自助」「共助」も必要不可欠であり、県は自助・共助促進のため一層の支援を進めること、県民に自助・共助の取組を一層強く促すことが重要。

最後に、能登半島地震に対し、引き続き関係者が連携して復旧・復興に取り組んでいくとともに、今後も発生が危惧される災害に備え、本検証で明らかになった点をもとに、県の地域防災計画、受援計画、業務継続計画など各種計画やマニュアルの見直し・整備や、これに基づく県職員の意識改革・スキルアップや、災害対応に関わる主体との役割分担・関係構築が適確に行われ、早期に改善のための取組を進めることを強く望む。

災害は、いつ、どこでも発生し得ることを認識し、本報告が一つの契機として、災害に強い石川県の実現に活かされることはもとより、全国各地の災害対策の強化につながることを期待する。

令和6年能登半島地震対策検証報告書
～発災後概ね3か月における石川県の初動対応の検証～

令和7年7月

令和6年能登半島地震対策検証委員会